



# 平成25年度 国への提言・提案



三重県



## 平成25年度 国への提言・提案にあたって



三重県政の推進につきまして、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、本県では、概ね10年先を見据えた県の長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」に基づき、「『幸福実感日本一』の三重」を目指して、取り組んでいるところです。

また、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害からの復旧・復興については、1年あまりが経過し、被災施設の復旧などは着実に進んでいるものの、地域で暮らす皆様にとっての復旧・復興は未だ道半ばにあります。

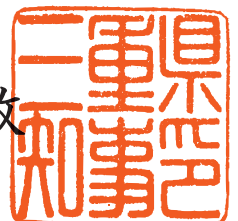
平成25年度は、「みえ県民力ビジョン」の2年目を迎え、これまで、県政を取り巻く様々な政策課題に対応するため、新たな事業や制度の構築、計画の策定などを行ってきたところですが、今後さらに、戦略的に取組を進めていく必要があると考えています。

これらを踏まえ、本県の様々な課題の解決に向けて、緊急かつ重要な施策を展開していくにあたり、別記のとおり、必要な提言・提案を行うものでありますが、本県としても、南海トラフ巨大地震への対応を着実に進めるとともに、紀伊半島大水害からの復旧・復興に向けて、これまで以上にスピード感をもって、全力で取り組んでいきます。

つきましては、平成25年度の国の政策立案にあたり、別記の提言・提案項目について格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

平成24年11月

三重県知事 鈴木 英敬



## 【目 次】

### ○重点項目

1	南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の制定などの防災・減災対策の強化・推進	1
2	南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備えた財政措置の拡充及び広域防災拠点等施設の整備に係る財政支援措置の創設	3
3	災害に強い医療施設等の整備促進等	5
4	大規模地震に備え命を守り被害の軽減を図る対策への支援	7
5	学校施設の耐震性の確保等に対する支援の充実	11
6	大規模地震災害に備える四日市港の整備支援	13
7	熊野川水系の総合的な治水対策のより一層の推進	15
8	災害に強い安全な地域づくりのための風水害対策の推進	17
9	安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成	21
10	医師の不足・偏在を解消するための制度改革	27
11	子ども・子育て支援策の充実	29
12	鳥獣被害防止対策に係る十分な予算措置等	31
13	スマート・コミュニティ推進のための支援	33
14	新エネルギー導入の推進	35
15	「みえライフイノベーション総合特区」推進における財政的支援、規制の特例措置等の実現	37
16	東日本大震災の災害廃棄物広域処理に関する取組強化及び支援の拡充	39

### ○一般項目

17	水道施設の災害復旧に係る財政支援の充実	41
18	予防接種の推進	43
19	ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の見直し等	45
20	農業の競争力・体質強化に向けた施策に係る十分な予算措置等	47
21	農林漁業の新規就業者の育成確保に向けた十分な予算措置等	49
22	木材需要拡大のための地域材活用促進支援	51
23	地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源等の確保・充実	53
24	特定疾患治療研究事業の都道府県の超過負担を解消するための十分な予算の確保と法制度化	55

2 5	十分な準備期間と必要な予算の確保による障がい福祉施策の 円滑な実施	5 7
2 6	海岸漂着物対策の推進	5 9
2 7	離島における定住条件の整備に係る支援	6 1
2 8	リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業	6 3
2 9	川上ダム建設事業の促進	6 5
3 0	治安対策の充実・強化	6 7
3 1	被災者生活再建支援制度の適用対象の拡大	6 9
3 2	災害救助法に基づく救助に要する国の費用負担の明確化等	7 1
3 3	県が管理する国立公園施設に係る災害復旧制度の創設	7 3
3 4	高病原性鳥インフルエンザの発生時に雇用調整助成金 が早期に支給されるための措置の充実・強化	7 5
3 5	訪日観光旅行に関する査証発給要件の緩和	7 7
3 6	都道府県医療費適正化計画の策定義務の廃止	7 9



## 【省 庁 別】

### 【内閣府】

- 1 南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の制定などの防災・減災対策の強化・推進…………… 1
- 2 南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備えた財政措置の拡充及び広域防災拠点等施設の整備に係る財政支援措置の創設…………… 3
- 1 1 子ども・子育て支援策の充実…………… 2 9
- 1 5 「みえライフイノベーション総合特区」推進における財政的支援、規制の特例措置等の実現…………… 3 7
- 1 7 水道施設の災害復旧に係る財政支援の充実…………… 4 1
- 2 3 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源等の確保・充実…………… 5 3
- 3 1 被災者生活再建支援制度の適用対象の拡大…………… 6 9

### 【総務省】

- 2 南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備えた財政措置の拡充及び広域防災拠点等施設の整備に係る財政支援措置の創設…………… 3
- 9 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成… 2 1
- 1 9 ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の見直し等…………… 4 5
- 2 3 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源等の確保・充実…………… 5 3
- 2 6 海岸漂着物対策の推進…………… 5 9
- 3 0 治安対策の充実・強化…………… 6 7

### 【外務省】

- 3 5 訪日観光旅行に関する査証発給要件の緩和…………… 7 7

## 【文部科学省】

1	南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の制定などの防災・減災 対策の強化・推進	1
5	学校施設の耐震性の確保等に対する支援の充実	1 1
1 1	子ども・子育て支援策の充実	2 9
1 5	「みえライフイノベーション総合特区」推進における財政的支援、 規制の特例措置等の実現	3 7

## 【厚生労働省】

3	災害に強い医療施設等の整備促進等	5
1 0	医師の不足・偏在を解消するための制度改革	2 7
1 1	子ども・子育て支援策の充実	2 9
1 5	「みえライフイノベーション総合特区」推進における財政的支援、 規制の特例措置等の実現	3 7
1 7	水道施設の災害復旧に係る財政支援の充実	4 1
1 8	予防接種の推進	4 3
1 9	ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の見直し等	4 5
2 4	特定疾患治療研究事業の都道府県の超過負担を解消するための 十分な予算の確保と法制度化	5 5
2 5	十分な準備期間と必要な予算の確保による障がい福祉施策の 円滑な実施	5 7
3 2	災害救助法に基づく救助に要する国の費用負担の明確化等	7 1
3 4	高病原性鳥インフルエンザの発生時に雇用調整助成金 が早期に支給されるための措置の充実・強化	7 5
3 6	都道府県医療費適正化計画の策定義務の廃止	7 9

## 【農林水産省】

1 2	鳥獣被害防止対策に係る十分な予算措置等	3 1
2 0	農業の競争力・体質強化に向けた施策に係る十分な予算措置等	4 7
2 1	農林漁業の新規就業者の育成確保に向けた十分な予算措置等	4 9
2 2	木材需要拡大のための地域材活用促進支援	5 1
3 4	高病原性鳥インフルエンザの発生時に雇用調整助成金が早期に支給されるための措置の充実・強化	7 5

## 【経済産業省】

1	南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の制定などの防災・減災対策の強化・推進	1
1 4	新エネルギー導入の推進	3 5
1 5	「みえライフイノベーション総合特区」推進における財政的支援、規制の特例措置等の実現	3 7

## 【国土交通省】

1	南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の制定などの防災・減災対策の強化・推進	1
4	大規模地震に備え命を守り被害の軽減を図る対策への支援	7
6	大規模地震災害に備える四日市港の整備支援	1 3
7	熊野川水系の総合的な治水対策のより一層の推進	1 5
8	災害に強い安全な地域づくりのための風水害対策の推進	1 7
9	安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成	2 1
1 5	「みえライフイノベーション総合特区」推進における財政的支援、規制の特例措置等の実現	3 7
2 7	離島における定住条件の整備に係る支援	6 1
2 8	リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業	6 3
2 9	川上ダム建設事業の促進	6 5

## 【観光庁】

3 5	訪日観光旅行に関する査証発給要件の緩和	7 7
-----	---------------------	-----



## 【環境省】

1 3	スマート・コミュニティ推進のための支援	3 3
1 6	東日本大震災の災害廃棄物広域処理に関する取組強化及び 支援の拡充	3 9
2 6	海岸漂着物対策の推進	5 9
3 3	県が管理する国立公園施設に係る災害復旧制度の創設	7 3

## 【国家公安委員会・警察庁】

3 0	治安対策の充実・強化	6 7
-----	------------	-----

# 1 南海トラフ巨大地震対策特別措置法(仮称)の制定などの 防災・減災対策の強化・推進

(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 南海トラフを震源とする連動型巨大地震を想定した法制整備や具体的な対策の策定を早急に行うこと。
- 2 南海トラフ巨大地震に関する被害想定全体の全体像や確定値の提示を早期に行うこと。
- 3 南海トラフ巨大地震に対する観測・研究体制の強化や、東南海・南海地震の予知体制の早期確立を行うこと。

【現状と課題】

## 《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・南海トラフの巨大地震・首都直下地震対策の策定<90百万円> (内閣府)
- ・南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画策定等調査検討<40百万円> (内閣府)
- ・南海トラフ広域地震研究プロジェクト<602百万円> (文部科学省)

## 《現状》

- 今回の被害推計(第1次報告)では、全国の死者・行方不明者は、最大で、約32万3千人と前回想定の約13倍、津波浸水面積は約1,015k㎡で東日本大震災の約1.8倍と、東海から九州に至る広い地域で甚大な被害が示されました。
- 本県においては、建物倒壊による死者が約9千8百人、津波による死者が約3万2千人など、合計で約4万3千人と、従来の県想定に比べ、約9倍となっています。
- 本県では、昨年10月に、県独自の津波浸水予測を実施するとともに、最大クラスの揺れと津波への対策として「緊急地震対策行動計画」を策定し、市町と連携し、緊急かつ集中的に実施すべき取組を推し進めています。

## 《課題》

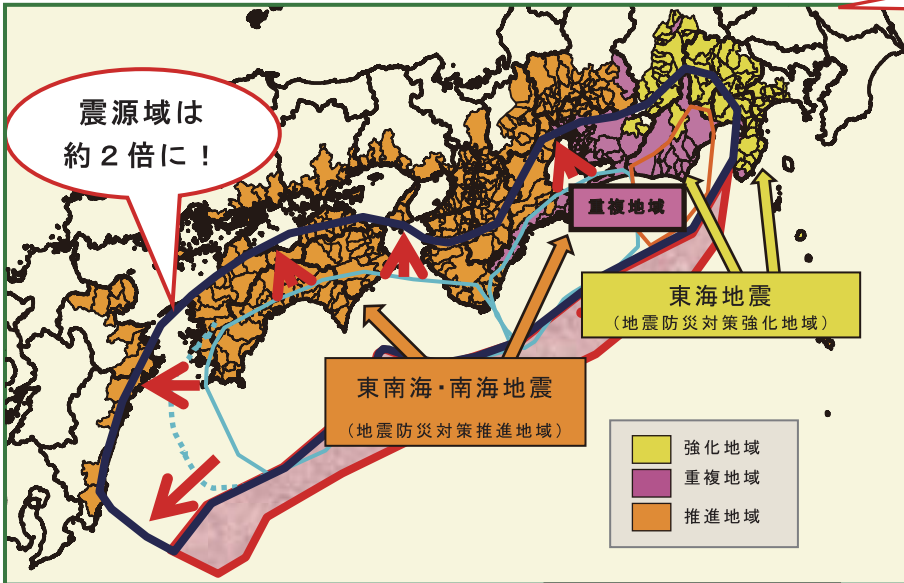
- ① 南海トラフ巨大地震の発生を視野に入れ、既存の法体系の整理を含めた「南海トラフ巨大地震対策特別措置法(仮称)」の制定や、それに基づく地震対策大綱、応急対策活動要領などによる新たな体制が早急に必要です。
- ② 本県では、今後、「新たな被害想定」や、それに基づく防災・減災対策を推進する予定ですが、このためには、国の被害想定全体の全体像や震度等の確定値が早急に必要です。
- ③ 南海トラフ巨大地震が発生すると、三重県南部では早い場合、数分で津波が到達します。津波からの避難に資するために、地震・津波の早期観測体制の強化や、地震発生前の基礎研究、予知体制の充実・強化が必要です。

県担当課名 防災企画・地域支援課

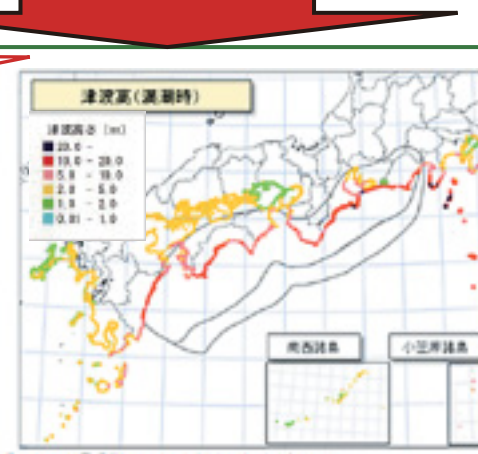
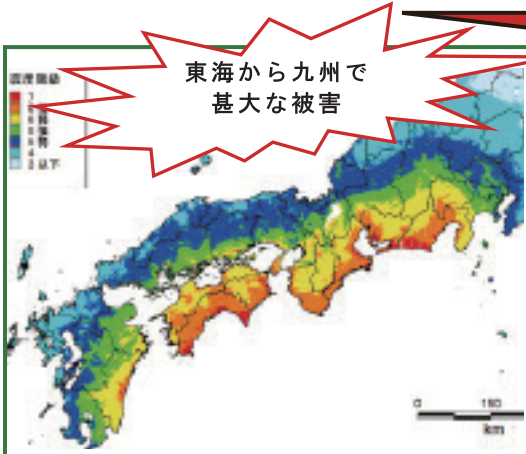
関係法令等 大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

南海トラフ巨大地震に対する新たな体制を！

地震により法体制が別



東海地震	東南海・南海地震
大規模地震対策特別措置法	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
地震財特法	地震防災対策特別措置法
地震防災基本計画	東南海・南海地震防災対策推進計画
東海地震対策大綱	東南海・南海地震対策大綱
東海地震応急対策活動要領	東南海・南海地震応急対策活動要領



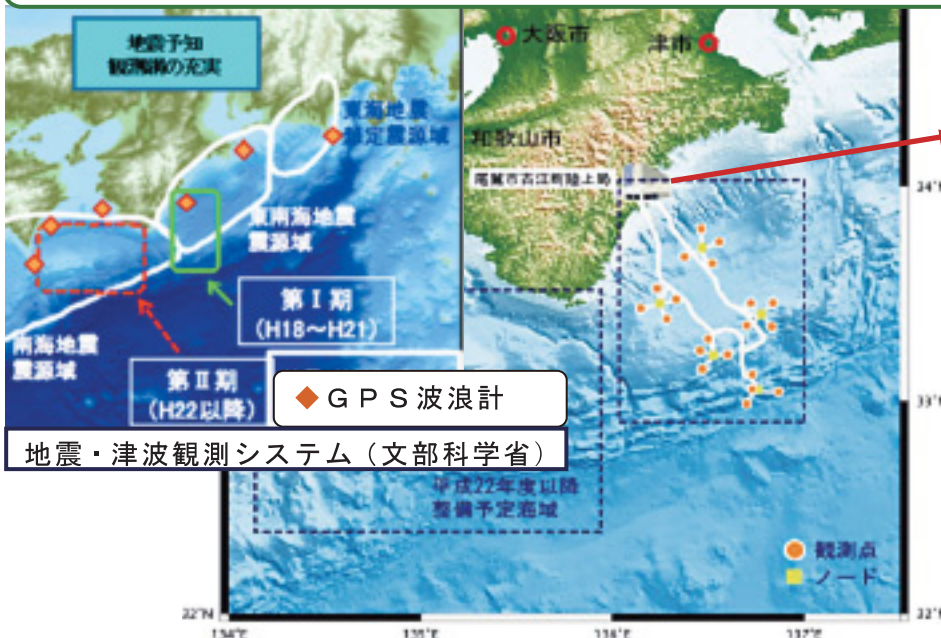
東海地震と東南海・南海地震が連動して発生

現在の東海地震大綱・要領で定められている奈良・和歌山（消防隊）からの応援は不可能！

南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）より

1 既存の法体系の整理を含めた「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定  
2 地震対策大綱及び応急対策活動要領などの早期策定 が必要！！

3 南海トラフ巨大地震に対する観測・研究体制の強化や、東南海・南海地震の予知体制の早期確立が必要！





## 2 南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備えた財政措置の拡充及び広域防災拠点等施設の整備に係る財政支援措置の創設

(内閣府、総務省)

【 提言・提案事項 】 制度・予算

- 1 南海トラフ巨大地震に備えるため、全国で緊急に実施する防災・減災事業について確実な財源を確保するとともに、巨大地震・津波への備えを進めるための防災関連予算の増額等の支援制度を拡充すること。
- 2 先の東日本大震災における緊急消防援助隊等の災害対応活動において明らかになった課題の解消に向け、地方自治体が進める広域防災拠点及び後方活動支援の拠点となる施設等の整備に対する財政的支援制度を創設すること。

【 現状と課題 】

### 《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の別枠での確実な確保<事項要求> (総務省)
- ・ ハード・ソフトが一体となった津波対策の推進<2,715百万円> (復興枠) (内閣府)

### 《 現状 》

- 緊急防災・減災事業は、東日本大震災を教訓として、緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災等のための事業として、防災拠点施設や住民の避難に関する施設の整備や津波浸水想定区域内の公共施設等の移転などの財源として活用されています。
- 本県では、県独自の地域減災対策推進事業(予算額3億円)により、津波避難対策を中心に市町の取組を支援していますが、要求額はそれを大幅に上回っています。
- 本県の広域防災拠点は「三重県広域防災拠点施設基本構想」に基づき、これまでに3地域(4ヶ所)の整備が完了し、平成24年度にはさらに1地域(1ヶ所)の整備が完了する予定であり、残るは北勢地域のみとなっています。

### 《 課題 》

- ① 緊急防災・減災事業は、地域からも継続要望が強く、庁舎移転等の時間を要する事業も多いことから、平成25年度以降も真に実施が必要な事業となっていますが、現行制度では平成24年度分までで、ほぼ全額が執行される見込みです。
- ② 本県の市町では、特に緊急的に津波対策を進めることが必要で、地域の防災・減災への取組にブレーキをかけることにならないような国制度と連携した予算措置が必要です。
- ③ 東日本大震災や紀伊半島大水害を踏まえ、今後の広域防災拠点施設の整備にあたっては、県外からの物資や人的支援の受入口としての機能、および広域応援部隊の後方支援活動を補完する機能などを確保していく必要があります。

県担当課名 消防・保安課 災害対策課 防災企画・地域支援課

関係法令等 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律 東海地震応急対策活動要領

# 緊急防災・減災事業の現状

## 【全国の状況】

〈地方負担額（緊急防災・減災事業債）の執行見込〉

当回事業規模	H23~24実施	
	H23	H24
7,700億円規模程度 ・国庫補助裏：4,500億円程度 ・地方単独：3,200億円程度	7,877億円	3,882億円
		3,995億円

\* H23は地方債発行予定額、H24は地方債計画額

地域で進む  
緊急対策！

## 【三重県の状況】

〈25年度緊急防災・減災事業計画〉  
(単独事業のみ・平成24年7月現在)

	H25
県事業	8.1億円
市町事業	76.1億円
計	84.2億円

明らかな  
財源不足！



避難路整備



津波浸水予測図  
(イメージ)



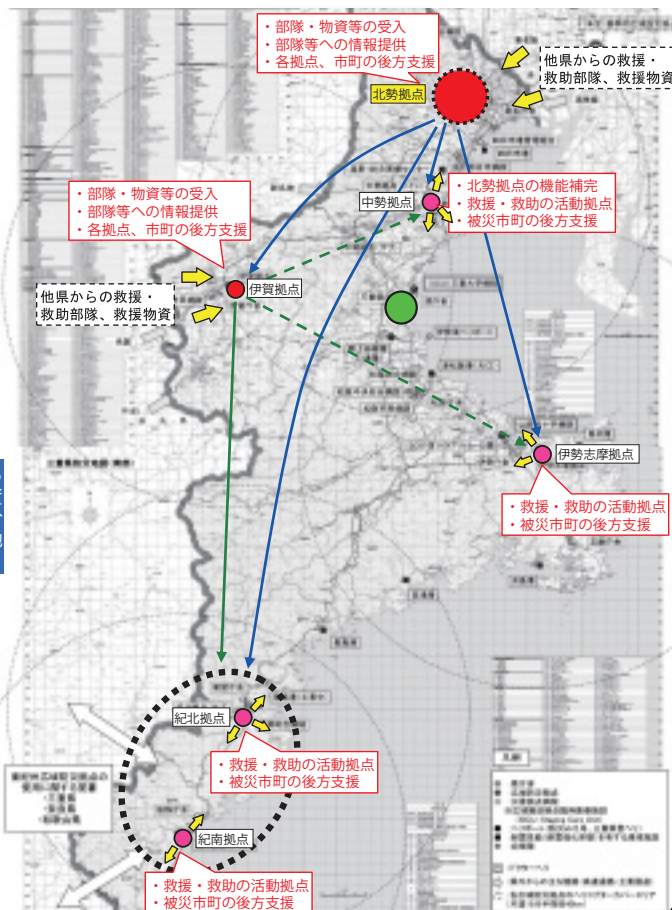
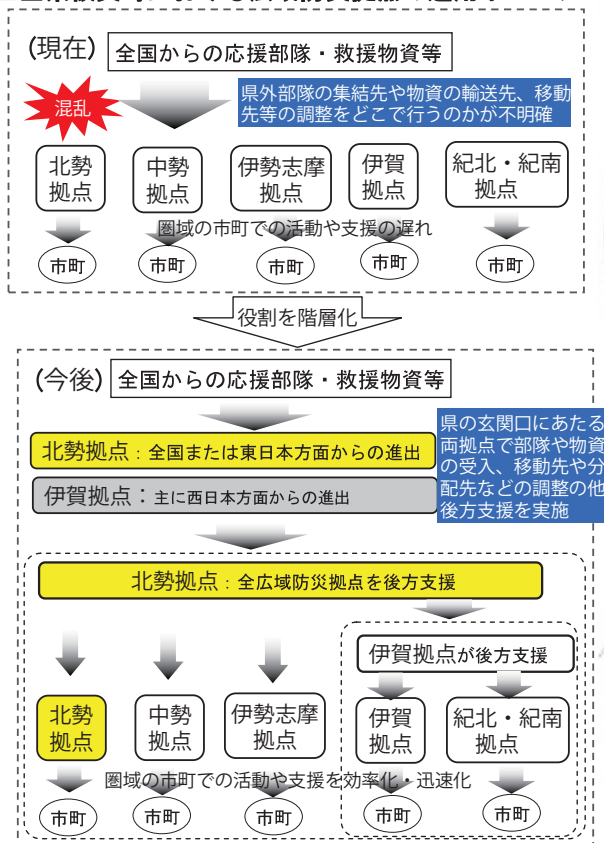
津波避難ビル整備



外付階段整備

## ●三重県における広域防災拠点のあり方について

### ■全県被災時における広域防災拠点の運用イメージ



### 3 災害に強い医療施設等の整備促進等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

- 1 災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震整備を進めるため、医療施設耐震化臨時特例交付金を平成25年度以降も継続すること。継続しない場合は、医療施設耐震整備事業の補助対象基準額を医療施設耐震化臨時特例交付金と同程度まで引き上げるなどの拡充を行うこと。
- 2 社会福祉施設の耐震整備を進めるため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を平成25年度以降も継続すること。
- 3 大規模災害に備え、障がい者や高齢者等の災害時要援護者が安心して避難ができる「福祉避難所」の設置や、避難が困難な人に配慮した支援体制の確立に向けて、市町村への財政措置を創設すること。

【現状と課題】

#### 《平成25年度概算要求の内容》

- ・医療提供体制の機能強化<88,100百万円>の内数
- ・社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金<予算編成過程において検討予定>
- ・福祉避難所設置緊急促進事業<1,900百万円>

#### 《現状》

- 医療施設については、医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、着実に整備が進んでいますが、平成28年3月末における災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化状況は、なお82.9%にとどまる見通しです。
- 平成22年4月1日現在における県内社会福祉施設の耐震化状況は、児童福祉関係78.2%、障がい福祉関係82.2%、高齢者福祉関係92.1%、その他75.4%となっています。
- 福祉避難所の開設は、市町の災害対策の中で最も重要なものの一つである「避難に関する事項」において位置づけられています（市町防災計画）。福祉避難所として指定あるいは協定を締結している施設のある県内の市町は、平成24年9月30日現在で17市町（58.6%）となっています。

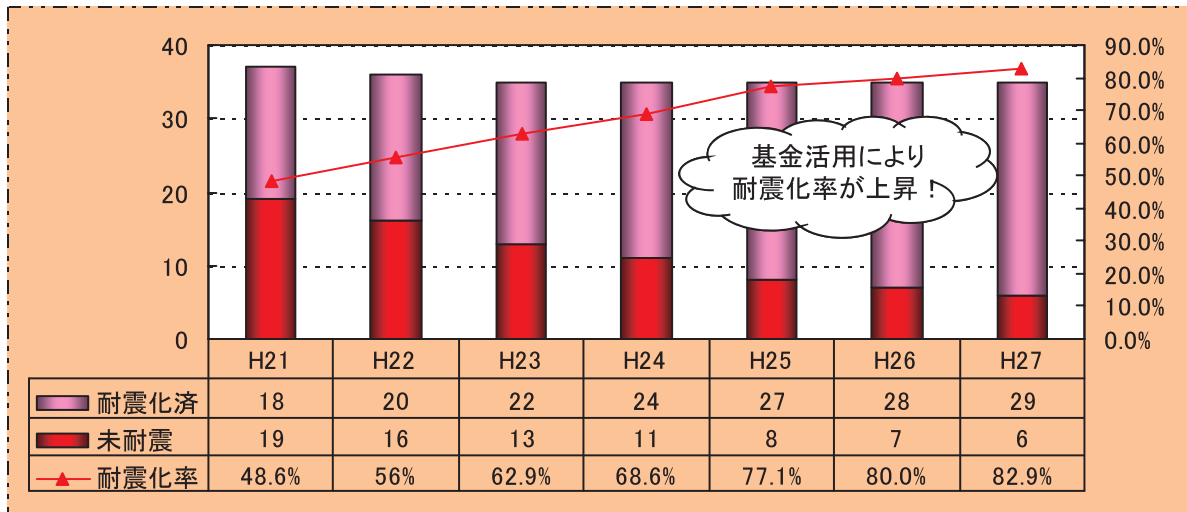
#### 《課題》

- ① 国からの医療施設耐震化臨時特例交付金を活用した医療施設の耐震整備は平成24年度着工分までとなりますが、多額の費用を必要とする耐震整備を進めるためには、国において継続した財源措置が必要です。
- ② 国からの社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を活用した社会福祉施設等の耐震整備は平成24年度着工分までとなりますが、多額の費用を必要とする耐震整備を進めるためには、国において継続した財源措置が必要です。
- ③ 市町が進める福祉避難所の開設には、対象施設のバリアフリー化の推進や福祉機器の設置、衛生材料等の備蓄などが必要となるため、これらを整備する十分な財政支援等が必要です。あわせて、障がい者や高齢者などの要援護者に対しては、災害時要援護者避難支援プランの策定などを通して、災害時においてもきめ細かな配慮のある対応が行われることが重要であり、国においてはそれを支える財源措置が必要です。

県担当課名 地域医療推進課 子育て支援課 障がい福祉課 健康福祉総務課  
関係法令等 医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領  
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領

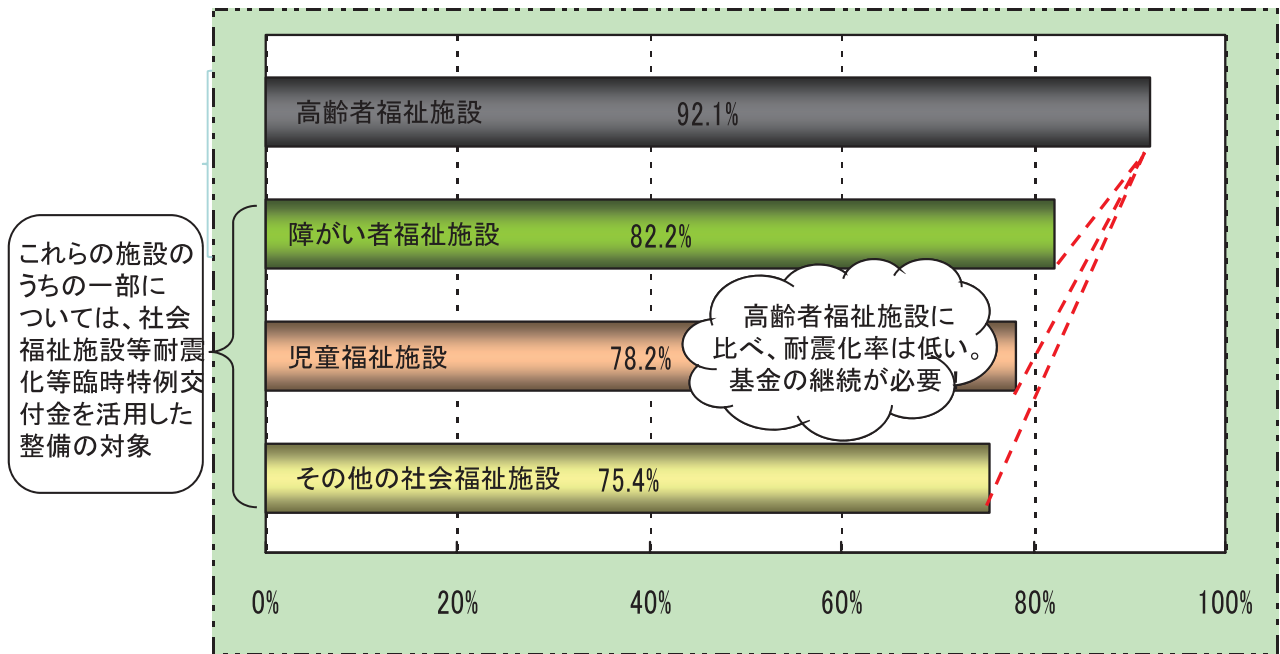


【資料1】 ー災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化状況ー



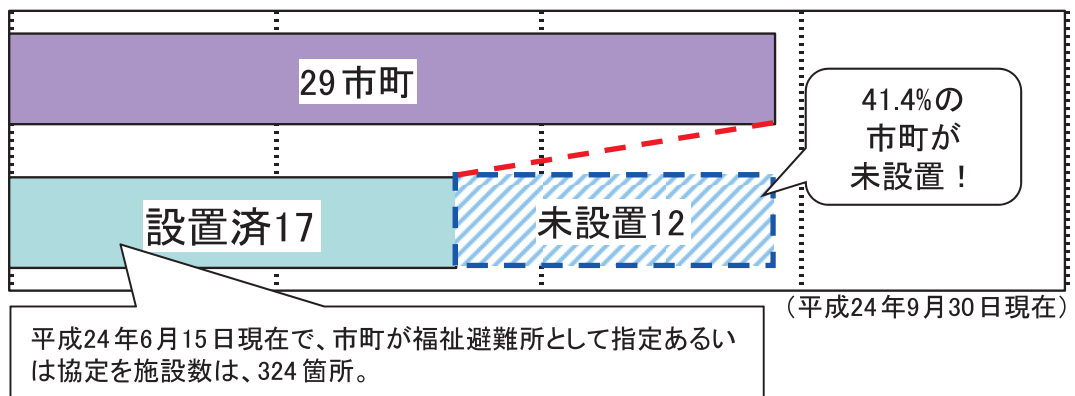
(平成24年4月1日時点(見込みを含む))

【資料2】 ー社会福祉施設（高齢者施設を除く）の耐震化状況の比較ー



(平成22年4月1日時点)

【資料3】 ー福祉避難所の設置状況（少なくとも一つ以上の福祉避難所がある市町の割合）ー  
(県内の状況)



(平成24年9月30日現在)

平成24年6月15日現在で、市町が福祉避難所として指定あるいは協定を施設数は、324箇所。

## 4 大規模地震に備え命を守り被害の軽減を図る対策への支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 大規模地震発生の切迫性が高い地域において、急がれるハード対策や地域のニーズを踏まえたきめ細かな対応を進めるため、国における地震・防災対策予算の増額とともに、補助率の嵩上げ、地方財政措置の充実、予算の重点的な配分などの支援を強化すること。
- 2 築造後50年以上経過し機能低下が著しい、海岸や河口部の堤防等施設について、補強等の事業への国の支援を拡充すること。
- 3 木造住宅耐震化のさらなる促進に向けた、所得要件緩和措置の延長や国による加算措置の復活などの支援制度を充実すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 防災・減災に資する社会資本の総合的整備（社会資本整備総合交付金）  
＜1,505,575百万円＞
- ・ 社会資本の的確な維持管理・更新に向けた取組の推進 ＜351,900百万円＞
- ・ 住宅対策のうち、耐震対策緊急促進事業 ＜42,000百万円＞

《現状》

- 甚大な被害が想定される東海・東南海・南海地震は今後30年以内の発生確率が88%(東海地震)まで上昇し、その脅威は刻々と増えています。
- 大規模地震の発生とこれに伴う巨大津波の来襲が予想される地域においては、甚大な人的・物的被害をできる限り防止し、軽減するため、本県では、地震・防災対策としてハード対策を進めるとともに地域のニーズに応じてきめ細かな対応を施すなどの取組を進めています。

《課題》

- ① 必要な基盤整備等の地震・防災対策を進めるうえでは、国としても最重要課題に位置づけ、その対策予算を増額するとともに、補助率の嵩上げ、地方財政措置の充実や対象地域への予算の重点的な配分などの支援を強化することが必要です。
- ② 河口部堤防の補強等について交付金の対象事業とするなど、緊急対応として行う堤防の補強等への国の支援が必要です。
- ③ 住宅・建築物の耐震化のさらなる促進のためには、平成24年度までの時限措置である所得要件緩和措置の延長、耐震補強補助金の加算措置の復活、また、住宅の除却に対する補助の新設が必要です。

県担当課名 河川・砂防課 港湾・海岸課 住宅課

関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱、建築物の耐震改修の促進に関する法律

切迫性の高い地域に早急な対策を進めるための十分な財源の確保を！

- 東海地震が発生すれば、これが引き金となり三連動地震となるなど、超広域災害になることが想定されます。
- 東海地震は、直近の発生（1854年の安政地震）から150年以上経過し、相当量のひずみが蓄積されていることから、いつ発生してもおかしくない状況です。

東海・東南海・南海地震？  
(三連動！?)

発生確率：60～70%程度

南海地震  
M8級？

東南海地震  
M8級？

発生確率：88%(参考値)  
東海地震  
M8級？

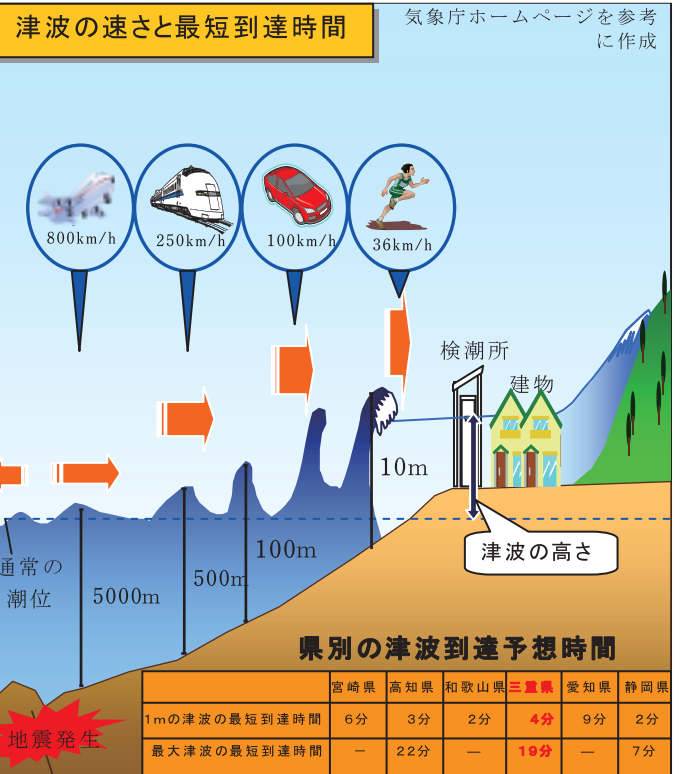
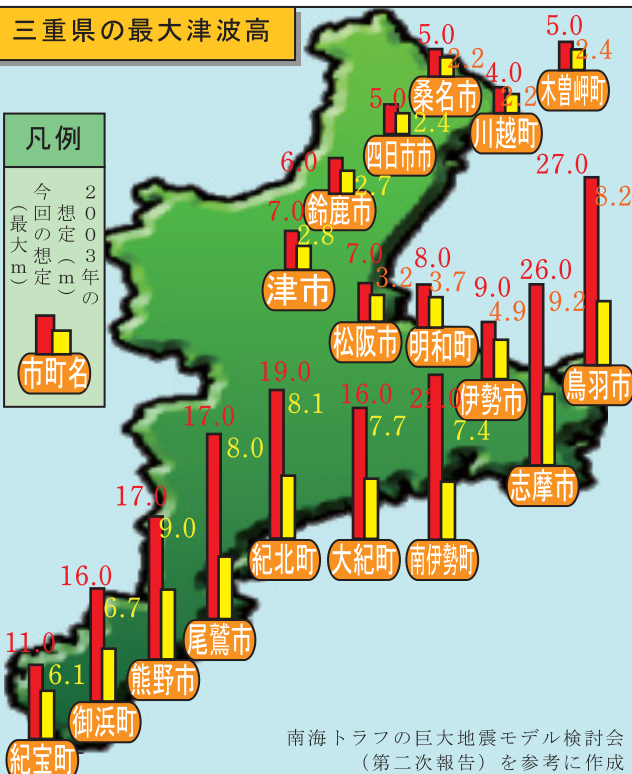
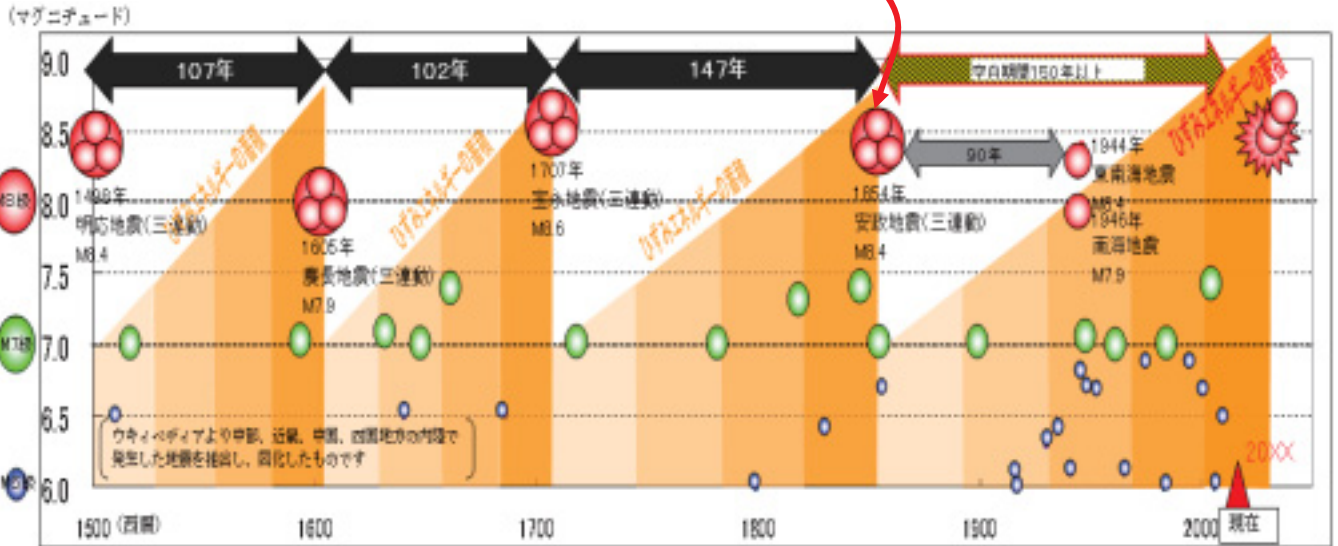
発生確率は地震調査研究推進本部資料より引用（30年以内の確率を示す）

東南海地震(昭和19年)の地震・津波被害



尾鷲市内

尾鷲市内





急がれるハード対策やきめ細かな対応を進めるための支援の強化を！

強力にハード対策を推進

- ・海岸堤防の整備
- ・海岸堤防の耐震対策の実施
- ・河川堤防の整備
- ・河川堤防の耐震対策の実施
- ・緊急輸送道路の整備
- ・港湾耐震岸壁の事業
- ・急傾斜地崩壊対策の実施

など

地域のニーズに適切に対応  
できるように  
重点的な予算配分が必要！

きめ細かな対策

- ・海岸・河口部堤防等の機能確保や補強対策の実施
- ・避難階段の設置
- ・水門・防潮扉の遠隔操作化、動力化
- ・道路の構造強化
- ・橋梁の耐震化 など



ハード対策の推進



海岸堤防の耐震対策の実施



海岸堤防の耐震対策の実施



急傾斜地崩壊対策の実施



河川堤防の整備



河川堤防の整備



河川施設の整備

きめ細かな対策の事例



海岸・河口部堤防の補強



避難しやすい施設の整備



防潮扉の動力化



水門の遠隔操作化、自動化



避難しやすい施設の整備

**機能確保のため、堤防等施設の補強等の事業への支援の拡充を！**

洪水・高潮対策

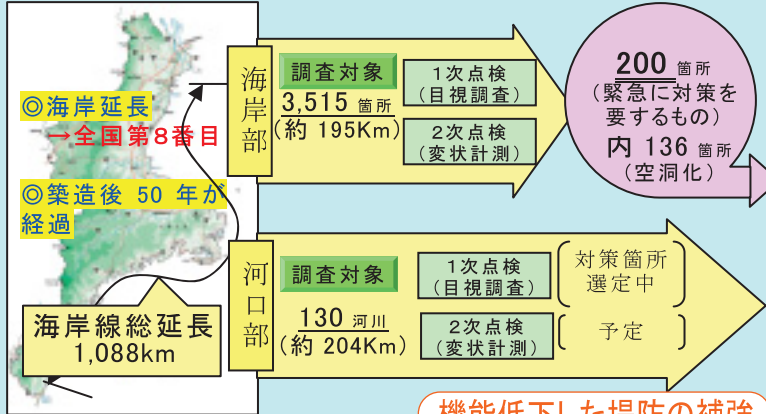
伊勢湾台風(S34.9)

→河川改修や海岸堤防などの治水を推進

脆弱箇所への対応

機能回復の対策を効率的、効果的に行うため調査を実施

- ◎河川 洪水（概ね 60mm/h に対応）  
高潮（伊勢湾台風級に対応）
- ◎海岸 高潮（伊勢湾台風級に対応）  
高波（既往最大に対応）



**国の支援の拡充！**

4 年間で実施  
【H24 年度】  
～  
【H27 年度】

「機能確保」  
「粘り強い構造」  
となるよう  
緊急に  
「補強対策」  
が必要！

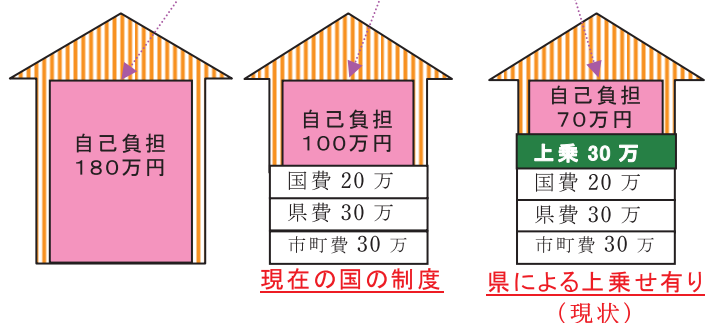
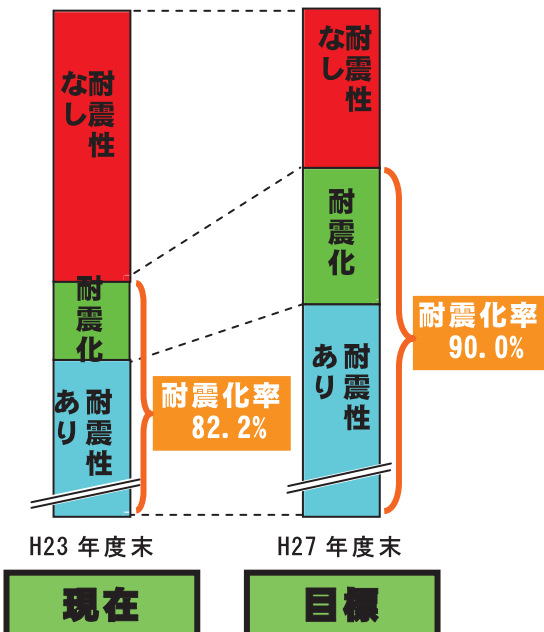
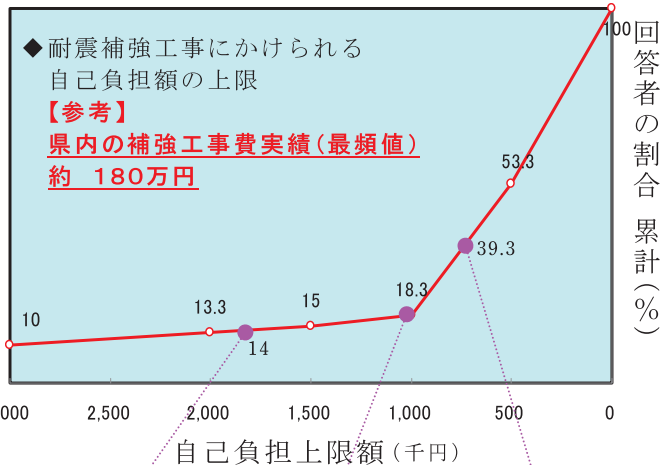
機能低下した堤防の補強



**住宅・建築物の耐震化促進のための支援制度の充実を！**

- ◎耐震補強補助金の所得要件緩和措置の延長
- ◎耐震補強補助金の加算措置の復活
- ◎除却補助の新設

『平成 23 年度防災に関する県民意識調査報告書』



## 5 学校施設の耐震性の確保等に対する支援の充実

(文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

学校施設については、児童生徒等の安全確保が求められるとともに、災害時には体育館等が避難所となることから、その耐震化推進等に必要な財源の確保及び支援措置の拡充を図ること。

- (1) 公立学校施設の耐震化推進のために必要な財源の確保及び支援措置の拡充
- (2) 私立学校施設の耐震化事業に対する補助率の引き上げ（ $1/2 \rightarrow 2/3$ ）と改築工事の補助対象の拡大
- (3) 津波対策のため公立学校施設を高台移転する場合の支援措置の創設

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 公立学校施設の耐震化及び防災機能の強化等 < 302,217 百万円 >
- ・ 私立学校施設・設備の整備の推進（うち耐震化等の促進） < 35,976 百万円 >

《現状》

- 東海地震は、30年以内にマグニチュード8程度の地震が発生する確率が88%とされ、東南海・南海地震と連動して大規模地震が発生することも予想されており、津波・浸水等も加わり甚大な被害が起こることが危惧されています。
- 本県の公立小中学校の平成24年4月1日現在の耐震化率は、96.8%となっています。耐震化が未完了の市町は、厳しい財政状況もあって、国が目標としている平成27年度までに耐震化を完了させることは、難しい現状です。  
また、非構造部材の耐震対策についても、早期に完了させる必要があります。
- 本県の私立学校においては、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れています。  
また、国の私立学校における耐震化の促進事業は、公立学校に比べ補助率が低く、私立幼稚園以外の校種では、改築工事は対象外となっています。

《課題》

- ① 耐震補強工事の実施においては、 $I_s$  値0.3以上の建物についても  $I_s$  値0.3未満の建物と同様に、地震特措法に基づく算定割合を $1/2$ から $2/3$ に嵩上げするとともに、地方債及び地方交付税措置の充実及び補助単価の引き上げを行い、耐震化推進のために必要な財源の確保を図る必要があります。
- ② 天井材や窓ガラス等の非構造部材の耐震化を進めるとともに、避難所に指定された公立学校が必要な防災機能を発揮するため、平成24年度に創設された防災機能強化事業の算定割合を $1/3$ から $1/2$ に嵩上げ措置を講じる必要があります。
- ③ 私立学校の耐震化を促進するためには、耐震補強工事の補助率の上限を、公立学校と同様に $1/2$ から $2/3$ に引き上げるとともに、全校種において改築工事も対象とするよう補助対象を拡大する必要があります。
- ④ 津波により特に甚大な被害が予想される地域における防災・減災対策の推進を図るためには、学校施設を高台移転するための新たな支援制度の創設が必要です。

県担当課名 教育委員会事務局学校施設課、環境生活部私学課

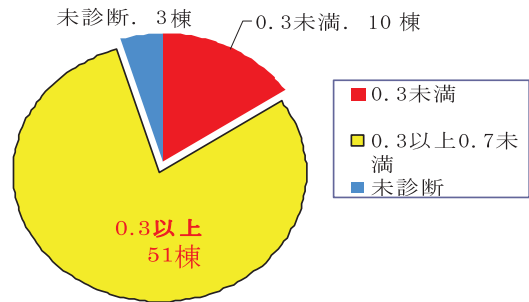
関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律

地震財特法、地震防災対策特別措置法、学校施設環境改善交付金交付要綱



① Is 値 0.3 以上についても 1 / 2 → 2 / 3 に嵩上げが必要

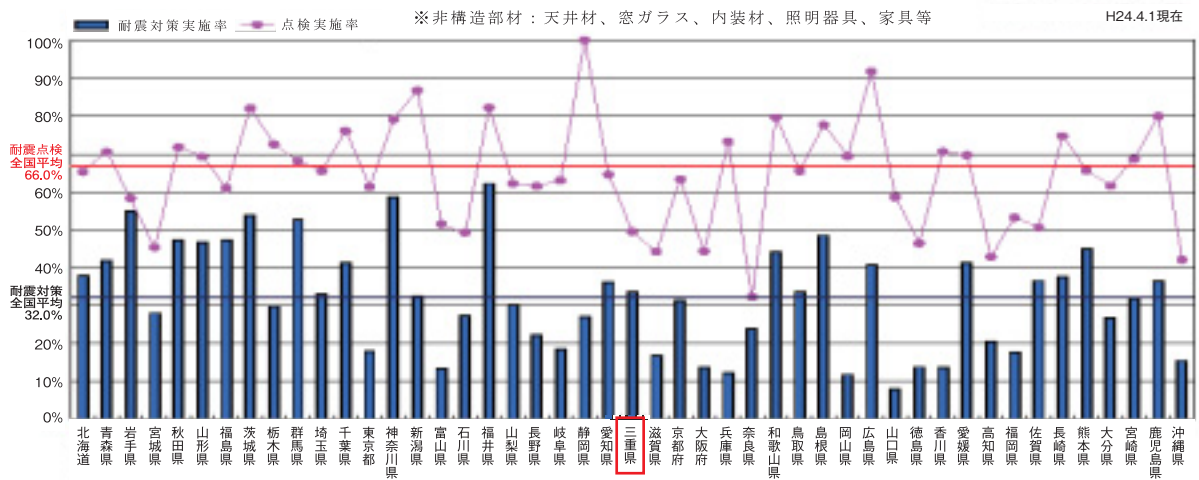
耐震化未実施の公立小中学校（棟）の分布



出典：耐震化年次計画（H24.4.1 現在）

② 非構造部材の耐震対策の推進には、防災機能強化事業の 1 / 3 → 1 / 2 の嵩上げが必要  
 ※建物の耐震化率に比べ、非構造部材の耐震化は全国的にも進んでいない。

非構造部材の耐震点検及び耐震対策状況(小中学校)



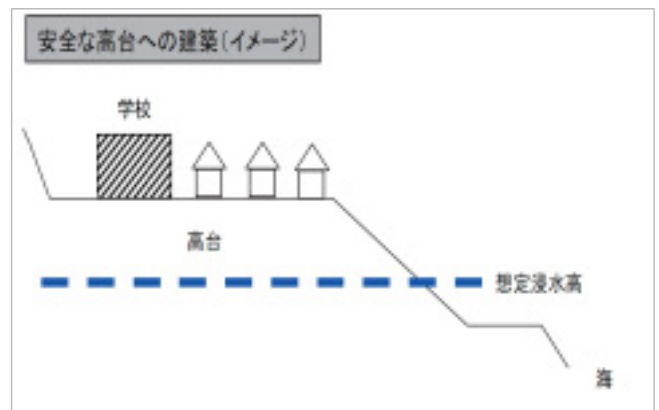
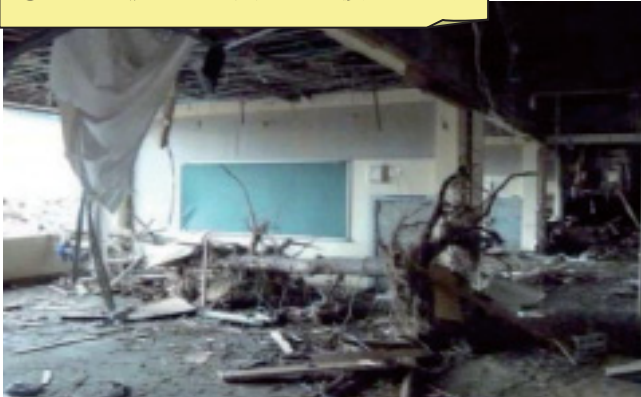
出典：公立学校施設の非構造部材の耐震点検及び耐震対策の状況調査結果について（文部科学省 H24.9.4）

③ 私立学校の耐震化促進が必要

(耐震化率：%) H24.4.1 現在

学校種別	私立学校	公立学校	差
幼稚園	90.3%	98.1%	▲7.8
小学校	100.0%	97.0%	3.0
中学校	100.0%	96.4%	3.6
高等学校	86.4%	98.7%	▲12.3
特別支援学校	0.0%	100.0%	▲100.0
合計	87.8%	97.4%	▲9.6

④ 高台移転に対する支援が必要



出典：「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（文部科学省 H23.7.7）



## 6 大規模地震災害に備える四日市港の整備支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 災害時における緊急輸送ネットワークを確保するための15号岸壁の耐震化整備に対する予算の重点配分を図ること。
- 2 背後地の人命・財産を守るための海岸保全施設の耐震化整備に対する予算の重点配分を図ること。
- 3 災害時における物流機能維持に資する施設の維持補修に対する財政支援の充実を図ること。
  - ・社会資本整備総合交付金（活力創出基盤整備）の予算確保を図ること。
  - ・国有施設の維持補修（岸壁・防波堤・航路等）を直轄施工で行うこと。
- 4 災害時における背後地へのアクセスのリダンダンシー（代替性）確保に資する臨港道路霞4号幹線の整備を促進すること。

【現状と課題】

《平成25年度概算要求の内容》

- ・大規模地震に対する港湾の災害対応力の強化  
（港湾改修（東日本震災復興・国際拠点）事業）＜24,800百万円＞
- ・社会資本整備総合交付金＜1,505,575百万円＞
- ・港湾整備事業（直轄港湾改修費）＜302,000百万円＞

《現状》

- 四日市港は、災害時の緊急物資等の輸送ネットワークを担う県内最重要の港湾となっています。
- 四日市港の海岸保全施設は、臨海部に広がる日本有数の石油化学コンビナート群やその背後の市街地を防護しています。
- 中部地域を中心とする背後圏の産業を支える国際拠点港湾として、四日市港は震災後も継続して物流機能を維持する重要な役割を担っています。
- 貨物輸送の定時性・即時性を確保し、背後圏産業の国際競争力の維持・強化を図ることを目的とした臨港道路霞4号幹線は、災害時において霞ヶ浦地区から背後地へのアクセスのリダンダンシー機能を確保する重要な役割も担っており、平成20年代後半の供用開始をめざし整備が進められています。

《課題》

- ① 四日市港では、厳しい財政状況の中、災害時の緊急輸送ネットワークの確保、背後地の人命・財産の保護、災害時の物流機能維持を図る上で、極めて緊急かつ重要な事業として、市街地に近い四日市地区における15号岸壁や、富田港地区における海岸保全施設の耐震化整備を進めるとともに、優先順位を付けて老朽化した施設の維持補修をしています。これらの事業を促進するためには、十分な予算・財源の確保が必要です。
- ② 平成16年度から国直轄事業として整備が進められている臨港道路霞4号幹線の事業進捗（事業費ベース）は、平成23年度末現在、約4割にとどまっていますが、全線で事業展開を行う環境が整いつつある中、早期供用に向けた整備促進を図るため、今後、十分な予算の確保が必要です。

県担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

「大規模地震災害に対して重要な役割を果たす四日市港」

- ・港湾機能の確保、緊急物資等の備蓄・集散上の拠点
- ・海岸保全施設による背後地住民の生命・財産や石油化学コンビナート群等の防護
- ・震災後の背後圏産業の物流機能の維持



災害時における  
緊急輸送ネットワークを確保する  
ための15号岸壁の耐震化整備

<課題>  
四日市地区において  
耐震強化岸壁がない

背後地の人命・財産を守るための  
海岸保全施設の耐震化整備

<課題>  
耐震化整備の  
事業進捗が遅い

災害時における物流機能維持に  
資する施設の維持補修

<課題>  
経年劣化により  
施設の機能が低下

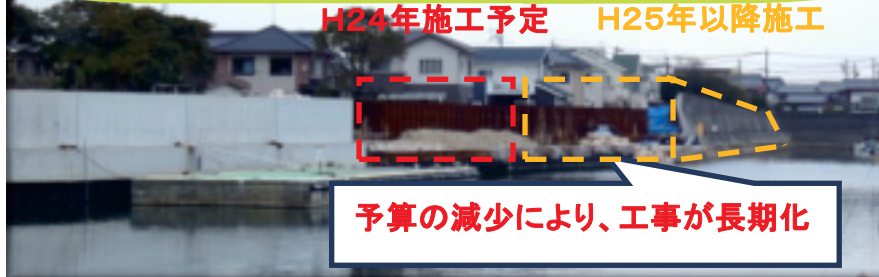
災害時における霞ヶ浦地区の  
アクセスの「リダンダンシー」確保に  
資する臨港道路霞4号幹線の整備

<課題>  
事業進捗が遅い

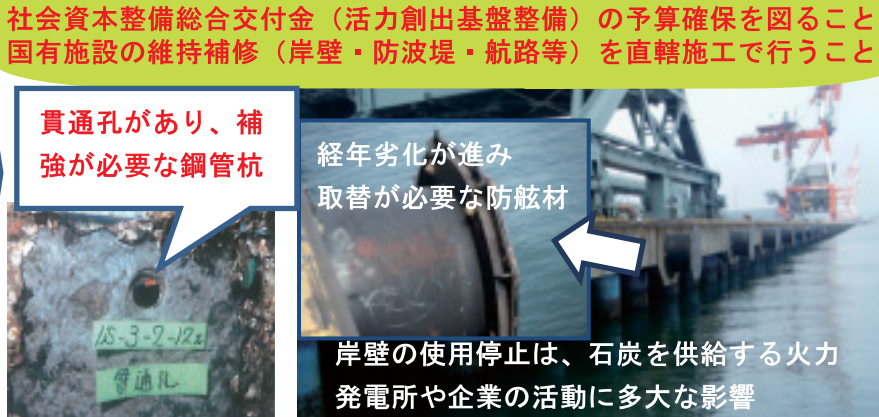
**15号岸壁 耐震強化整備**  
港湾改修(東日本震災復興・国際拠点)事業の予算確保を図ること。



**富田港地区護岸 耐震化整備**  
社会資本整備総合交付金(水の安全・安心基盤整備)の予算確保を図ること。



**港湾施設の維持補修**  
社会資本整備総合交付金(活力創出基盤整備)の予算確保を図ること。国有施設の維持補修(岸壁・防波堤・航路等)を直轄施工で行うこと。



**霞4号幹線整備**  
直轄港湾改修費の予算確保を図ること。



## 7 熊野川水系の総合的な治水対策のより一層の推進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

紀伊半島大水害において、計画規模を上回る洪水が発生した熊野川（相野谷川を含む）について、国において、利水ダムの治水目的での運用や直轄管理区間の拡大を含めた総合的な治水対策を、関係機関と緊密な連携のもと、より一層推進すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

・治水 <606,254百万円>

《現状》

- 河口から約5kmの区間を国の直轄管理、中下流部では、三重県とその対岸を和歌山県、上流部を奈良県が管理しています。さらに、流域内に主なものだけで11基のダムが設置され、電源開発(株)、関西電力(株)、国土交通省がそれぞれダムの管理を行っています。なお、一部の利水ダムにおいては、洪水時のダム放流量の低減を図る暫定運用が実施されており、平成24年の台風4号や17号においてその適用が行われました。
- 平成23年台風12号に伴う豪雨により、熊野川本川及び支川流域において大規模な浸水被害が発生しました。また、相野谷川流域では、熊野川本川水位の影響を受け、平成19年に完成した輪中堤（天端高9.40m）を越水し、紀宝町の鮎田地区、高岡地区、大里地区など広範囲にわたり、浸水被害が発生しました。
- 熊野川・相野谷川において災害復旧事業や激甚災害対策特別緊急事業が実施されています。

《課題》

- ① 熊野川は管理者が複数存在しており、流域全体での治水対策や管理上発生する課題への対応が困難な場合があります。また、技術的・財政的な観点からも国による直轄管理や支援が不可欠な状況となっています。
- ② 国が主導的な立場で、流域全体の管理のあり方を検討することにより、熊野川の直轄管理区間の拡大や利水ダムにおける洪水調整を目的とする運用を含めた熊野川の総合的な治水対策を実施していくことが急務となっています。
- ③ 国において、三県など関係機関と緊密な連携のもと、総合的な治水対策をより一層推進することが必要です。なお、熊野川・相野谷川においては、直轄管理区間やその上流域の河床が上がっており、洪水への不安を解消するためには河床掘削等の激甚災害対策特別緊急事業等を早期に実施することが求められています。

県担当課名 河川・砂防課

関係法令等 河川法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法



熊野川水系の利水ダムの治水目的での運用を含めた総合的な治水対策の実施を！



熊野川・相野谷川のはん濫状況



- 紀伊半島大水害では、河川基本方針(1.9 万 $m^3/s$ )を超える洪水により甚大な被害が発生
  - ◎熊野川の浸水被害
  - ◎相野谷川輪中堤の浸水被害
- 三県に跨る流域に11基のダムが点在
  - ◎11基すべてが利水ダム(治水機能なし)
  - ◎河川・ダム管理者が複数
- 大規模な河道閉塞と高さ10mを超える河道内堆砂
  - ◎紀伊山系で約1億 $m^3$ の土砂崩落が発生

- ◎ 熊野川水系の総合的な治水対策の実施
- ・ 流域全体の管理のあり方の検討
  - ・ 熊野川の直轄管理区間の拡大の検討
  - ・ 利水ダムの治水目的での運用に向けた電源開発(株)への指導



## 8 災害に強い安全な地域づくりのための風水害対策の推進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 甚大な被害を及ぼす台風や近年増加傾向にある局地的大雨等による風水害を未然に防ぐため、ハード・ソフト両面にわたる予防対策予算を安定的に確保すること。
- 2 侵食が著しい七里御浜海岸について、高度な施工技術の導入による国土保全や自然災害の防止、世界遺産の保護の観点から直轄事業化すること。
- 3 局地的な集中豪雨や台風の大型化による洪水・高潮災害等の備えとして、直轄河川・海岸事業を推進すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

・公共事業関係費<4,134,300百万円>

《現状》

- 平成23年には、台風6号、新潟・福島豪雨、紀伊半島大水害（台風12号）、平成24年には7月の九州北部豪雨、9月の台風17号と、近年わが国では、広域に被害を及ぼす大型台風の増加、局地的な大雨の発生頻度が増加しています。このため、それに伴う洪水・高潮による被害の増加が懸念される状況にあります。
- 23kmにわたって続く七里御浜海岸は、熊野古道の「浜街道」として世界遺産に登録されており、東紀州地域を代表する地域資源であるとともに背後地の防護機能も有しています。しかしながら現在は、太平洋の高波により海岸の侵食が著しく進行し砂浜が消失した箇所もあるなど、その資源や機能が脅かされています。

《課題》

- ① 昨今、災害復旧費が増加する一方で、国における予防対策予算は減少しており、地域におけるハード、ソフトの両面からの予防対策を加速させるためには、その総額を増加させるとともに、安定的に確保することが必要です。
- ② 侵食が著しい七里御浜海岸は、国土の保全、自然災害の防止、世界遺産の保護に加えて熊野川流域における複雑な土砂供給の解析や高度な施工技術、技術監理を要することから直轄事業化することが必要です。
- ③ 三重県では、木曾三川、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川、木津川・名張川、熊野川など河川に沿うような形で街が発展し、また、1,088kmと長い海岸線の沿岸地域に人口や産業が集中しているところであり、大型台風や局地的な豪雨の影響を大きく受けることから、県民の安全・安心を確保するため、治水・高潮対策が必要不可欠となっています。  
直轄管理区間となるこれら河川の流域や施工規模が大きくなる海岸では、直轄事業による河川改修や堤防補強、海岸整備、また、あわせて海岸・河口部の堤防においては地震・津波を考慮することが求められています。

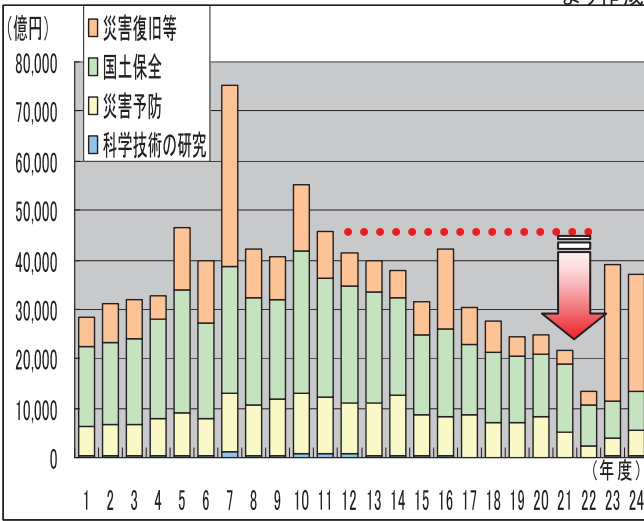
県担当課名 河川・砂防課 港湾・海岸課

関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱

風水害を未然に防ぐため、予防対策予算の安定的な確保を！

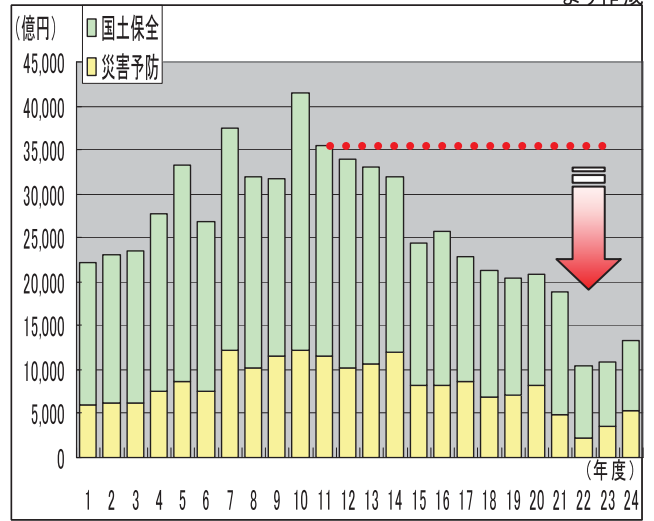
防災関係予算額の推移

H24 防災白書  
より作成



予算額の推移

H24 防災白書  
より作成



H23 年度被害の状況



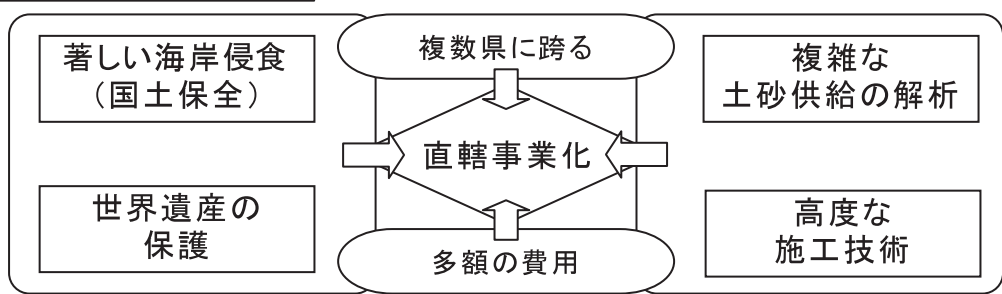
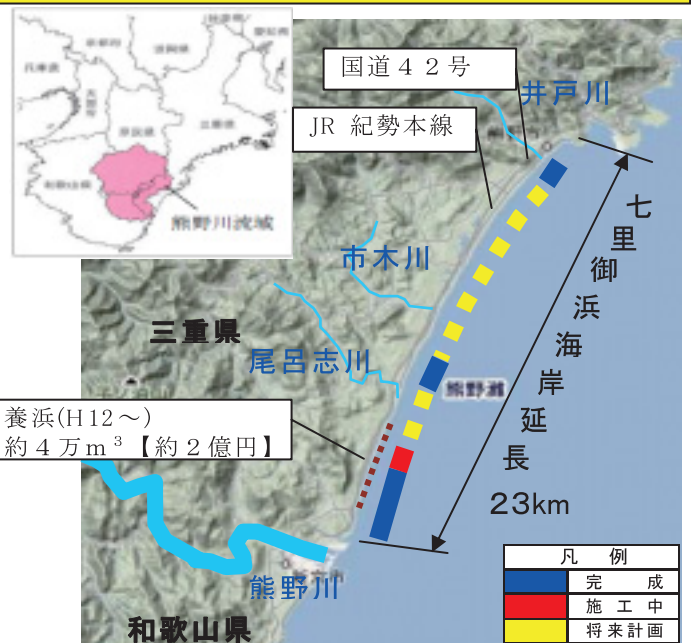
高度な施工技術による国土保全などの観点から七里御浜海岸の直轄事業化を！

最大で約80m後退

近年

熊野川

昭和22年汀線



# 直轄河川・海岸事業の推進



## 平成21年浸水状況





# 洪水・高潮・地震・津波対策の推進

## ■木曾川・長良川■

高潮・地震・津波対策



①長良川河口部



②鍋田上水門

## ■鈴鹿川■

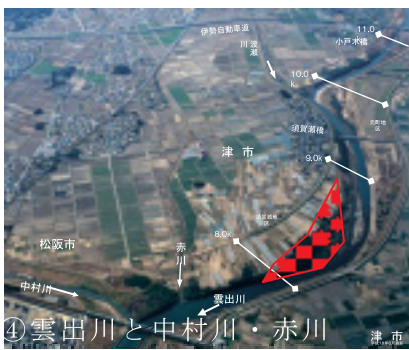
高潮・地震・津波対策



③鈴鹿川河口部

## ■雲出川■

洪水対策



④雲出川と中村川・赤川

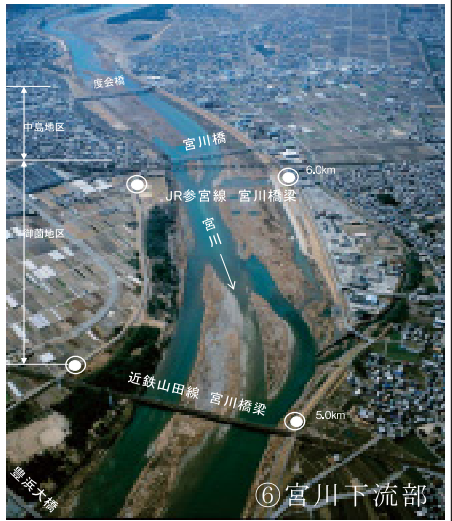
高潮・地震・津波対策



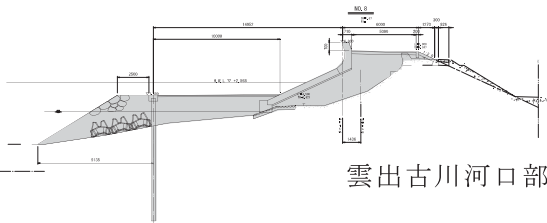
⑤雲出古川（雲出川派川）河口部

## ■宮川■

堤防補強



⑥宮川下流部



雲出古川河口部改修標準横断面図

平成24年度施工中

## 津松阪港海岸



津地区（贊崎工区）整備済み箇所



三雲地区（鶴工区）整備済み箇所

- 凡例
- 整備完了区域
  - 整備完了 (H23完了箇所)
  - H23着手箇所
  - 背後施設 防護区域



## 9 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省、総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 大都市圏、中心都市間におけるネットワークの強化による地域を支える道づくりを推進すること。
  - (1) 新名神高速道路、東海環状自動車道（西回り区間、特に県境部）の着実な整備促進
  - (2) 国道1号北勢BP、国道23号中勢BP、国道1号桑名東部拡幅などの直轄国道の整備促進
- 2 災害に強いネットワークの確保による命を支える道づくりを推進すること。
  - (1) 紀伊半島の「新たな命の道」となる紀勢自動車道及び熊野尾鷲道路の着実な整備促進
  - (2) ミッシングリンクとなっている未事業化区間（大泊IC～すさみIC間の68km）の早期事業化
- 3 地方の計画的な財源確保と弾力的な運用ができる制度を存続、拡充すること。
  - (1) 地方の自主性や裁量が活かされる地方特定道路整備事業及び地方の財政負担軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の存続
  - (2) 緊急輸送道路の整備予算確保とハード・ソフト一体となった制度の拡充

【現状と課題】

《平成25年度概算要求の内容》

- ・道路整備 <3,062,850百万円>
- ・社会資本整備総合交付金 <1,505,575百万円>
- ・全国ミッシングリンクの整備 <399,500百万円>

《現状》

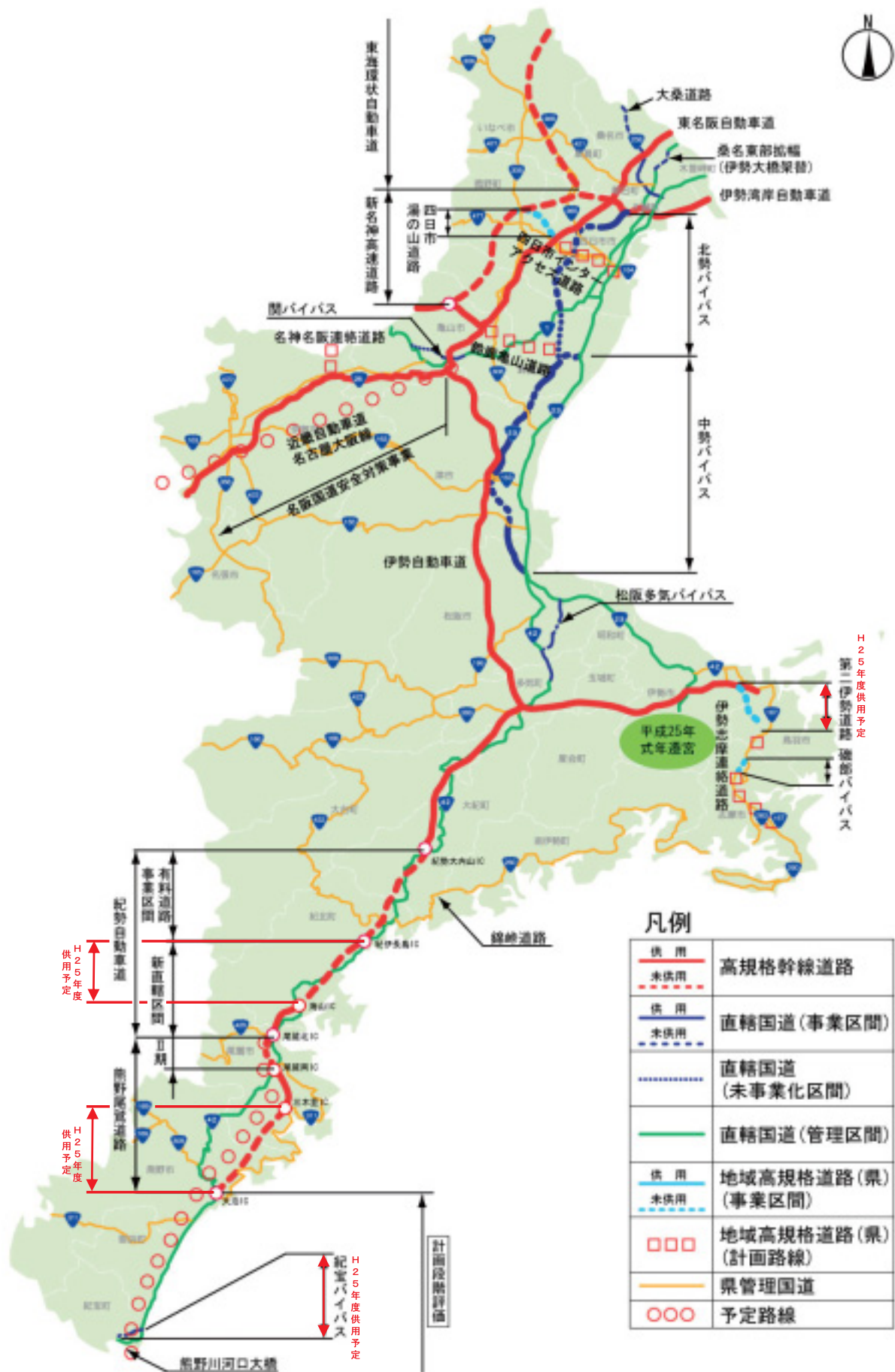
- 県内の幹線道路の整備は道半ばであり、本県の北・中部地域では、東名阪自動車道、国道1号・23号などで交通渋滞が多発し、県民生活や経済活動に大きな支障を来しています。このため、地域の成長力を支える基盤として、これら活動に伴い増加する交通需要に対応し、交通渋滞の解消等に資する幹線道路とこれらにアクセスする道路の整備が求められています。
- わが国有数の多雨地帯である紀伊山地に位置する本県の南部地域では、台風、豪雨等により交通が遮断されるなど、県民生活に大きな支障を来しています。このため、甚大な災害が発生した場合の救助・救援活動や復旧・復興支援の基盤となる「命の道」として、高速道路や緊急輸送道路の整備等が求められています。

《課題》

- ① 本県の北・中部地域においては、地域の成長力を支えるうえで、中部圏と近畿圏を結ぶ大動脈や中京圏の広域ネットワークを形成し、また、県内の主要都市間を連絡するなど、大都市や中心都市間相互の道路ネットワークの強化が必要です。
- ② 東海・東南海・南海地震などの巨大地震や台風、豪雨等による災害が危惧されている地域において、ミッシングリンクとなっている高速道路の未事業化区間の早期事業化等による災害に強いネットワーク機能の早期確保が必要です。
- ③ 地方の計画的な道路整備を支えてきた地方特定道路整備事業及び地方道路整備臨時貸付金について、平成24年度限りとなっている制度の存続が必要です。

県担当課名 県土整備部 道路企画課 道路建設課 都市政策課、総務部 財政課  
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱

# 幹線道路網の整備促進



# 新名神高速道路の整備促進



**<亀山JCT付近の切面災害>**  
 ・規制区間: 亀山JCT～鈴鹿IC間  
 ・規制原因: 多雨による切土法面崩落

2010年5月23日 23時20分 切土の切面崩落

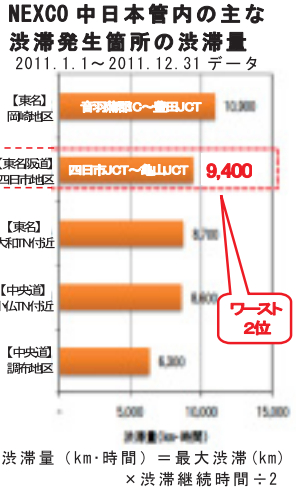
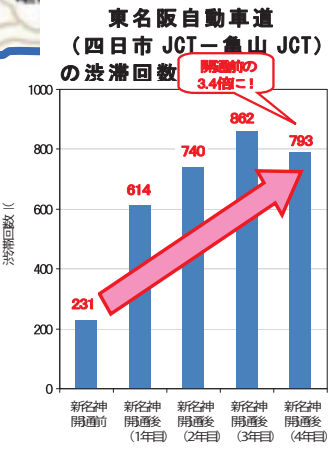
上り 通行止め 16.5時間

30～40mにわたり崩落  
300m<sup>2</sup>の土砂が流出

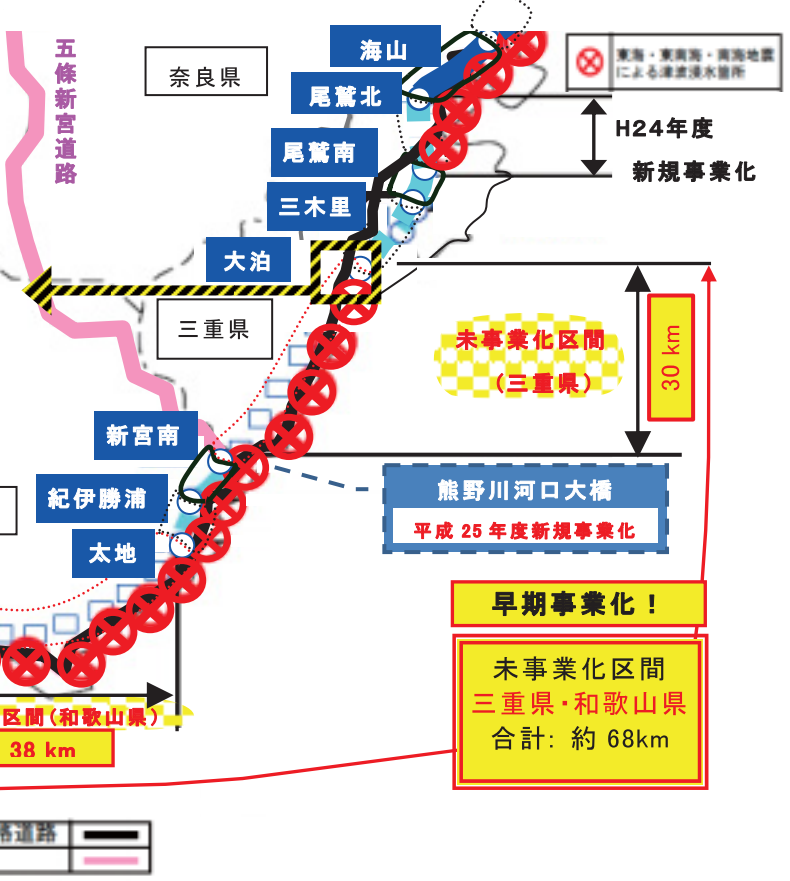
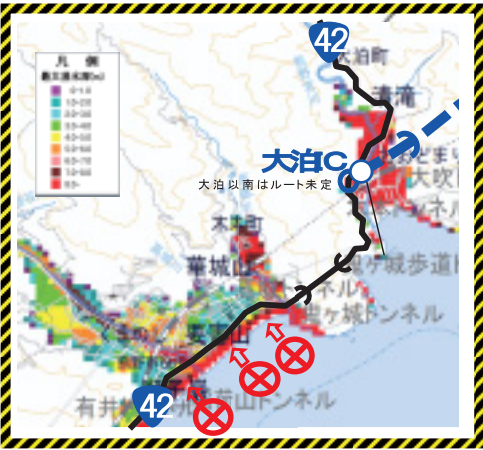
**東名阪自動車道の慢性的な渋滞**

**高速道路としての機能不全 ミッシングリンク!**

**新名神高速道路 (四日市JCT～亀山西JCT) 早期整備促進!**



# 紀伊半島の「新たな命の道」の整備促進によるミッシングリンクの解消 ～大規模災害に備えたアンカールートの整備～





## 国道1号 北勢バイパスの整備促進と未事業化区間の早期事業化

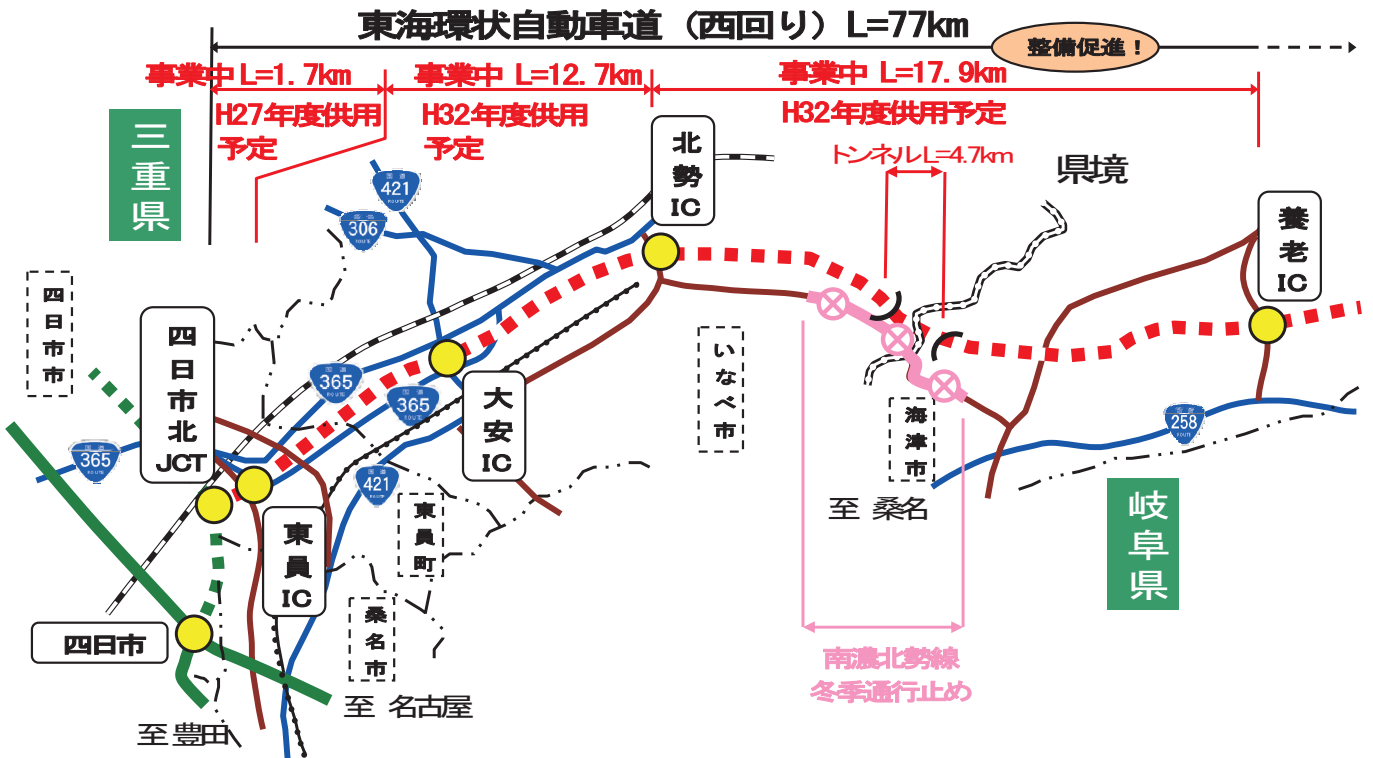


## 国道23号 中勢バイパスの整備促進

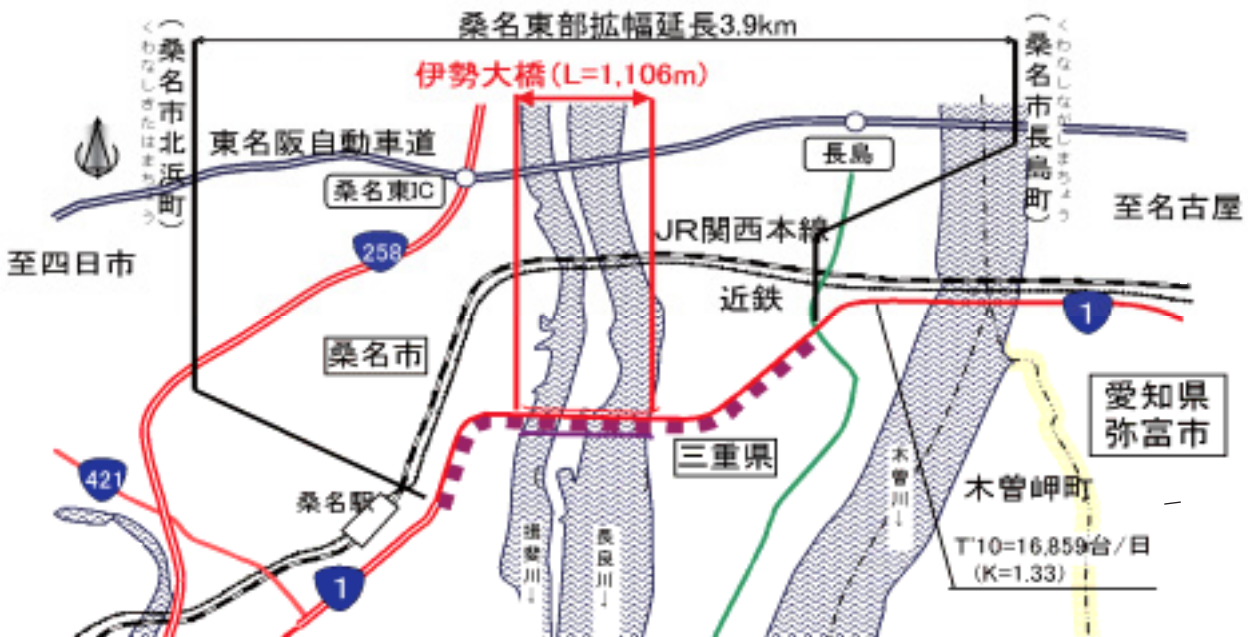




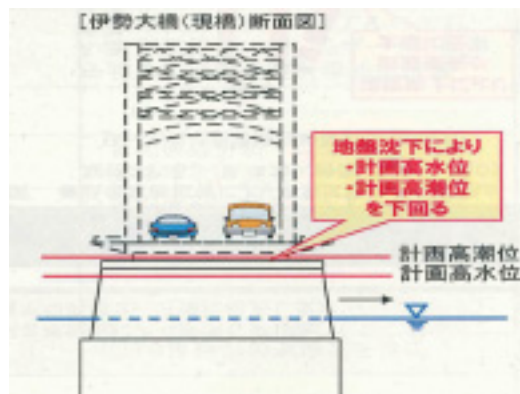
## 東海環状自動車道（西回り区間、特に県境部）の整備促進



## 国道1号 桑名東部拡幅（伊勢大橋架け替え）の整備促進



今年で **78歳!**  
\*1934年(昭和9年竣工)



# 地方特定道路整備事業の存続を

地方が緊急に  
対応しなければならない課題



- 工業団地等へのアクセス強化
- 地域間の連携強化 等

地方特定道路整備事業の活用

**緊急かつ柔軟に対応が可能**



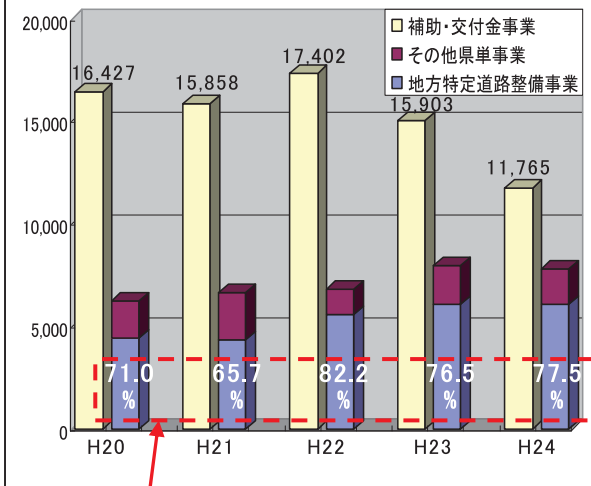
小学校の  
統廃合による移転

課題：通学路の安全確保



地方特定道路整備事業で地域の課題に柔軟に対応

## 三重県の道路建設事業予算の推移



地方特定道路整備事業の  
単独道路建設事業に占める予算割合  
5カ年  
65.7%~82.2%  
**重要な事業**

市町でも活用 ⇨ 市町にとっても**重要な事業**

## 廃止による影響

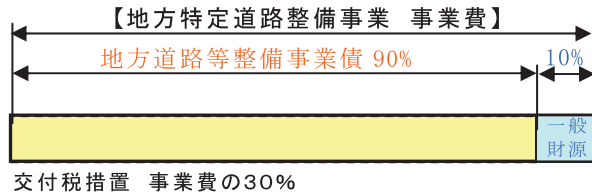
○今後平成24年度(事業費約61億円)  
と同程度の事業を実施するには、

地方道路等整備事業債(事業費の90%)相当の

**○約55億円の財源確保  
が必要**

事業費の30%相当の

**○交付税措置(約18億円)  
が受けられなくなる**



県内の幹線道路網等  
必要な道路整備の推進

- ◆平成25年 第62回 神宮式年遷宮
- ◆平成25年 第24回 全国「みどりの愛護」のつどい
- ◆平成26年 「熊野古道」世界遺産登録10周年

平成24年度~平成25年度 事業費のピーク

**制度の廃止**

⚠️ 平成25年度以降の**必要な財源の確保が困難** ⚠️

- 地方の自主性や裁量が活かされ、財政負担軽減に資する  
地方特定道路整備事業の存続が必要

# 10 医師の不足・偏在を解消するための制度改革

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 医師臨床研修制度における都道府県ごとの定員設定について、医師数の過不足の状況等を踏まえたものとするなどの制度の見直しを行うこと。
- 2 医師の地域偏在、診療科偏在を防ぐためのインセンティブや、地域、診療科における医師の定数、偏在是正の視点に立った専門医制度など、医師の計画的な配置がなされるためのルールを設定すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 専門医に関する新たな仕組みの導入に向けた体制整備<252百万円>

《現状》

- 臨床研修医の募集定員については、現在、都道府県ごとに上限が設けられていますが、首都圏などの人口集中地域の自治体においても定員に達しているところはなく、地域偏在の解消に資するものとなっていません。
- また、専門医制度については、現在、各領域の学会が独自基準で専門医を認定しており、専門医の質の担保、医師の地域・診療科偏在等、多くの課題を抱え、国において新たな仕組みの導入が検討されています。
- 本県では、今後、県内で勤務を開始する修学資金貸与医師等が段階的に増加する見込みであり、本年5月に設置した三重県地域医療支援センターにおいて、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに取り組んでいます。

《課題》

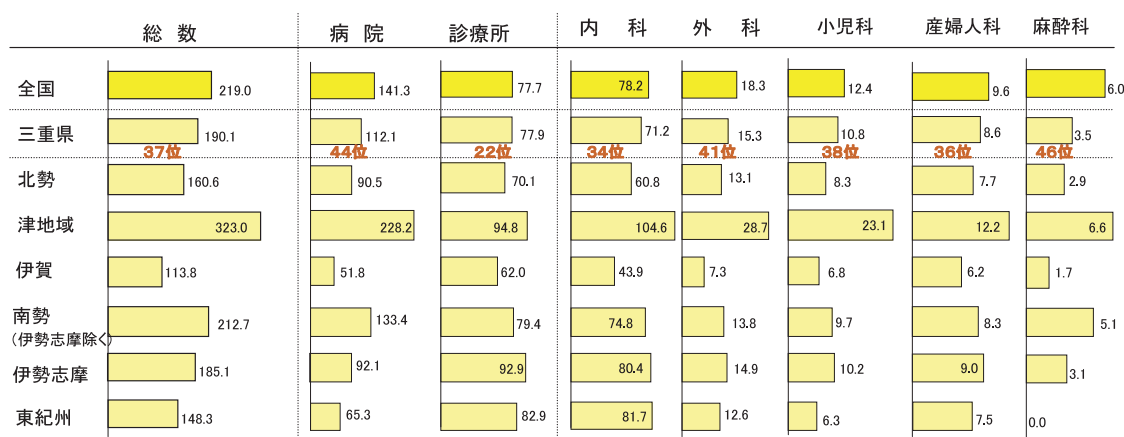
- ① 医師の地域偏在や診療科偏在を解消し、地域医療を担う医師を安定的に確保していくには、都道府県レベルの取組だけでは困難であることから、地域や診療科ごとに医師の定員を設けるなど、諸外国の制度等も参考に、国レベルでの大胆かつ抜本的な制度の見直しが必要です。
- ② 今後、全国的に、修学資金貸与医師や地域卒卒業医師の増加が見込まれることから、医師臨床研修制度と専門医制度の早期かつ一体的な整備が必要です。

県担当課名 地域医療推進課  
関係法令等 医師法

【資料 1】 三重県内の医師数等の状況（平成 22 年末現在）

## 三重県内の医師数について

- 三重県では、人口10万人あたりの医師数が全国平均より少ない(都道府県順位 37位)。
- 全国平均との差は診療所よりも病院の方が大きい(都道府県順位 病院44位、診療所22位)。
- 病院では、伊賀、東紀州、北勢、伊勢志摩地域の順に医師数が少ない。他方、診療所については、伊賀、北勢地域以外は、医師数が全国平均を上回っている。
- 診療科別でも、外科、小児科、麻酔科の全国順位は、順に41位、38位、46位となっている。



※いずれも人口10万人あたりの医師数(厚生労働省 医師・歯科医師・薬剤師調査(平成22年末))  
※総数は、病院及び診療所医師の合計

【資料 2】 病院等における必要医師数実態調査結果（平成 22 年 6 月 1 日現在）

	現員医師数 A	必要求人医 師数 B	充足率 C=A/(A+B)	必要医師数 D	充足率 E=A/(A+D)
全国	167,063	18,288	90%	24,033	87%
三重県	1,982	※ 312	86%	※ 400	83%

※Bは三重県における求人上の必要医師数。Dは、県内の医療機関の長が必要と考える必要医師数。いずれも充足率は全国平均より低い。

【資料 3】 諸外国の例

国名	地域・診療科の選択、開業の自由度等
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病院勤務医は国家公務員</li> <li>● 一般家庭医の開業は、偏在を防ぐため、地方機関が目標を設定して調整</li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険医(開業医)の開業を規制</li> <li>● 保険医需要計画に基づく、地域、診療科ごとの定員あり</li> </ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研修医には、全国試験に基づく「地域・診療科枠」あり</li> <li>● 開業医を、診療費の請求を協約料金に限定するものと、協約料金以上の請求ができるものに区分</li> </ul>
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門医制度における資格の取得で診療科間の医師数を調整</li> </ul>
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域・診療科の選択や開業は自由</li> </ul>

(出典:財務省資料(平成21年5月18日財政構造改革部会提出)より抜粋)



# 11 子ども・子育て支援策の充実

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 不育症の検査方法や治療方法についての研究を進め、自治体等関係機関へ情報提供すること。不育症や特定不妊治療に係る検査や治療の保険診療適応化の促進等、患者の経済的負担の軽減に努めること。
- 2 県及び市町の児童虐待への相談体制の充実を図るため、児童心理司などの専門職の配置基準を児童福祉司と同様に児童福祉法施行令において明確に定めるとともに、地方交付税の算定基礎の対象とすること。  
また、児童相談所における法的対応力を強化するため、弁護士を活用について適切な財政措置を講じること。
- 3 子ども・子育て関連3法の施行に際しては、十分な予算を確保し、地域のニーズを反映できるようにすること。
  - (1) 安心こども基金や妊婦健康診査支援基金を活用した事業の継続のため、財政支援措置を講じること。
  - (2) 必要な地域に放課後児童クラブが設置できるよう、国庫補助における人数要件の撤廃や広域での運営のための補助制度の充実、補助金額の引き上げ及び必要な予算を確保すること。  
また、放課後子ども教室の設置ができるよう必要な予算を確保すること。
  - (3) 保育士の安定的、継続的な雇用につながるよう、処遇改善のための財政支援措置を講じること。

【現状と課題】

《平成25年度概算要求の内容》

- ・総合的な母子保健医療対策の充実<9,390百万円>の内数
- ・放課後児童対策の充実<31,722百万円>
- ・保育所運営費<425,625百万円>

《現状》

- 不育症の原因は多様であり、治療方針が一定でなく難解な疾患であることから検査や治療は保険診療対象外のものも多く、患者にとって大きな経済的負担となっています。また、不育症の専門医は全国的にも少ないことから、不安を抱える患者も多くいます。
- 児童虐待相談対応件数は年々増加し、本県における平成23年度の件数は930件と過去最多を記録しています。また、その相談内容も複雑化、深刻化しています。  
このような中、本年8月と10月に虐待による死亡事例が発生し、現在その点検・検証を進めているところです。
- 平成27年度から子ども・子育て関連3法が本格施行される予定であり、新制度では地域ニーズに即したサービスの提供が求められています。

《課題》

- ① 不育症の検査方法や治療方法を確立するとともに、患者の経済的負担や不安を軽減するための支援や相談体制の充実が必要です。
- ② 児童相談所における専門的な役割・機能を十分に果たすためには、専門性を持った人材の確保・育成が必要です。また、民法改正に伴う児童相談所長の権限の拡大や介入型支援に対し適切に対応するために法的対応力の強化が求められています。
- ③ 共働き家庭が増加しており、保育所や放課後児童クラブ・放課後子ども教室等の整備が求められています。また、地域ニーズに即したサービス提供のため、市町を支援していく必要があります。

県担当課名 子ども・育ち推進課、子育て支援課  
関連法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令

## 子ども・子育て支援施策の充実

平成23年「三重県子ども条例」を施行。子どもが豊かに育つことのできる地域社会の実現をめざしています。また、子育てサービスを提供するさまざまな主体とともに、安心して子どもを産み育てられる体制をめざします

### 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

#### 不妊症・不妊治療への支援

- 不妊症にかかる検査・治療研究の促進と研究成果の検証、及び地方自治体への適切な情報提供
- 経済的負担の軽減

※不妊症とは、2回以上の流産、死産あるいは早期新生児死亡の既往がある場合をいいます。

#### 【背景】

不妊症の検査や治療が十分に行われていない。一方、専門外来で検査、治療した人のうち8割以上が無事、出産している。不妊治療(体外受精)にかかる初回経費は約30～35万円前後必要



#### 児童虐待への相談体制の充実

- 児童心理司などの専門職の配置基準の明確化と財政支援措置
- 児童相談所の法的対応力を強化するための弁護士の活用について財政支援措置

#### 【背景】

児童虐待相談対応件数は平成23年度930件。(過去最多)  
相談内容が複雑化、深刻化しており、さらなる相談体制の強化が必要。  
本年8月と10月に虐待による死亡事例が発生し、現在、その点検、検証を進めている。



### 子ども・子育て関連3法の施行に向け、喫緊の課題に迅速に対応

子ども・子育て関連3法の本格施行に向けて、地域ニーズに即したサービスの提供が着実に実施できるよう、準備を行っていく必要があります。

- 安心こども基金、妊婦健康診査支援基金を活用した事業の継続のための財政支援措置
- 必要な地域に放課後児童クラブが設置できるよう、国庫補助における人数要件の撤廃や広域での運営のため補助制度の充実、補助金額の引き上げ及び必要な財源を確保



- ◆ 複数の小学校区をまたいだ広域での運営を行うために必要となる、送迎等の費用も補助対象とする。
- ◆ 10人未満の小規模の放課後児童クラブ等も補助対象とする。 など

- 保育士の安定的・継続的な雇用のため、処遇改善に対する財政支援措置

## 12 鳥獣被害防止対策に係る十分な予算措置等

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 鳥獣被害防止総合対策に係る十分な予算配分を行うこと。
- 2 災害復旧事業の補助対象に侵入防止柵を追加すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

・鳥獣被害防止総合対策交付金<10,500百万円>

《現状》

- 本県では、県内29市町のうち25市町が、「被害防止計画」を策定し、獣害対策に取り組んでいますが、依然として被害の増加に歯止めがかかっていません。
- 平成24年度からスタートさせた県の長期的な戦略計画「みえ県民力ビジョン」において、特に注力すべき16の政策課題の1つに獣害対策を位置づけ（「獣害対策プロジェクト」）、「被害対策」や「生息管理」と併せ、未利用資源活用の観点での「獣肉利用」を連携させて総合的に取り組んでいます。
- 最近では、企業・高等専門学校との連携による携帯電話から遠隔操作する野生獣捕獲システムの開発に加え、獣肉の利活用に積極的に取り組む地域とフランス料理店やカレーチェーン店など外食事業者の連携による鹿肉を活用した料理の提供など、利用促進を図ることにより野生獣の捕獲が進む仕組みづくりに取り組んでいます。
- 昨年の紀伊半島大水害で被害を受けた「侵入防止柵」について、農地の崩落とともに倒壊したものは、災害復旧事業により復旧が行われましたが、「侵入防止柵」だけが流失、倒壊したものは、災害復旧事業の対象となっていないことから、復旧に支障が生じました。

《課題》

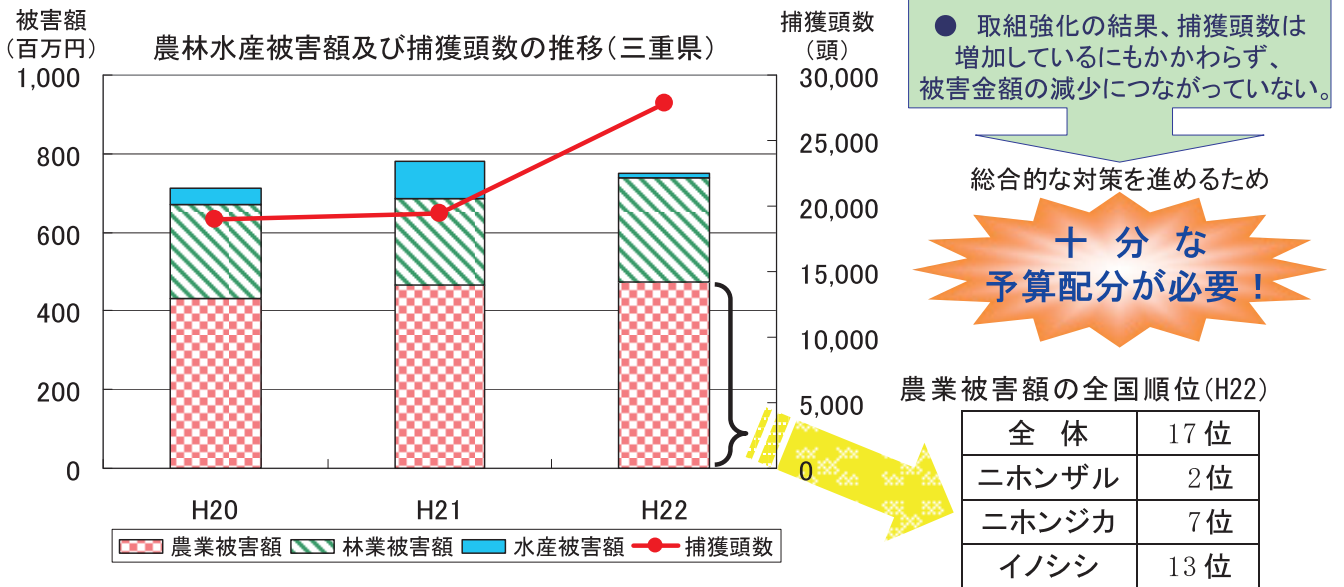
- ① 獣害による影響は、中山間地域における農林水産業に留まらず、最近では、都市近郊への出没や、自動車・列車との衝突事故の発生など、社会問題化しつつあることから、国をあげた総合的な対策が必要です。
- ② 市町が「被害防止計画」に位置付けた被害防止のためのさまざまな取組や「獣肉利用」を進める上で、地域の食肉利用専門家の育成や処理加工施設の整備などが着実に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策の十分な予算配分が必要です。
- ③ 被災した農業者の営農意欲の低下を防ぐため、市町及び、市町、農業協同組合等を構成員とする地域獣害対策協議会が整備した「侵入防止柵」については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（暫定法）に基づく「農林水産業災害復旧事業」の共同利用施設として補助対象に加え、円滑に復旧ができるよう制度の改正が必要です。

県担当課名 獣害対策課

関係法令等 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律  
鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱  
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律



## ■ 三重県における野生鳥獣による農林水産被害額及び捕獲頭数の状況



## ■ 被害軽減に向けた総合的な取組が重要



## ■ 紀伊半島大水害による侵入防止柵の被害及び復旧状況

【災害復旧事業の対象事例】

- ・ 市町数：6
- ・ 被害を受けた侵入防止柵の延長距離：12,055 m



【災害復旧事業の非対象事例】



農地の崩壊とともに倒壊した「侵入防止柵」  
↓  
暫定法に基づく対象農地となり早期復旧

<根拠>  
「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の第2条の定義に該当  
→ 農地・農業用施設の一部としての位置付け  
→ 農地と一体的に復旧

「侵入防止柵」だけが流失、倒壊した場合  
↓  
暫定法に基づく  
「共同利用施設」として認められず  
↓  
**早期復旧が困難**

# 13 スマート・コミュニティ推進のための支援

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

地震や台風などによる被災が心配される離島などへの再生可能エネルギー導入など、地域からグリーン・イノベーションを推進するため、地元企業の提案力・課題解決力向上のための支援制度を創設すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 地域における課題解決型バリューチェーン形成促進事業  
＜1,000百万円＞

《現状》

- 「日本再生戦略」では、グリーン・イノベーションによる成長戦略が示され、「革新的エネルギー・環境戦略」において、再生可能エネルギーや省エネルギーを最大限に引き上げることなどが示されています。
- また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の開始により、太陽光、風力、地熱などの自然エネルギーの導入が進みつつあります。
- 本県でも、「みえ県民カビジョン・行動計画」を策定し、スマートライフ推進協創プロジェクトにより、県民の皆さんが豊かさを実感できる「スマートライフ」への転換を目指しつつ、成長が期待される環境・エネルギー関連産業の集積と育成に挑戦することとしています。

《課題》

地震や台風などによる被災が心配される離島などについては、想定される様々なリスクが大きいため、企業や地元住民による主体的な再生可能エネルギーの導入が進みにくいことが懸念されています。

また、再生可能エネルギーの導入による地域におけるエネルギーの安定確保・供給や地球温暖化対策の取組を産業振興につなげるため、防災対策、観光振興、健康・医療など地域のニーズや課題と環境・エネルギー技術を結びつけ、「幸福実感度の向上に資するライフスタイル」への転換を目指しつつ、ビジネスチャンスを生み出すための取組が必要です。

こうした取組を進めるにあたって、地域の中小企業が産業クラスターや知的クラスターなどの国の支援を受けて開発した技術シーズ、自ら有する既存技術やノウハウを生かしつつ、環境・エネルギー関連分野へ事業展開するための資金・人材・情報などの不足が懸念されています。

そのため、産学官金などのネットワーク形成の支援、技術開発支援、商品試作、評価実証、販路開拓等の複数のメニューをパッケージ化した支援制度が必要です。

県担当課名 エネルギー政策課

関係法令等 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

みえ県民カビジョン・行動計画  
「スマートライフ推進協創プロジェクト」

県民の皆さんが豊かさを実感できる「スマートライフ」への転換

- 成長が期待される環境・エネルギー関連産業の自立的集積と育成に挑戦！
- ・創エネ、蓄エネ、省エネの研究開発促進、これらのモデル的な取組支援
  - ・新エネの導入促進、省エネの推進
  - ・県内企業による環境・エネルギー関連分野への事業展開促進 など

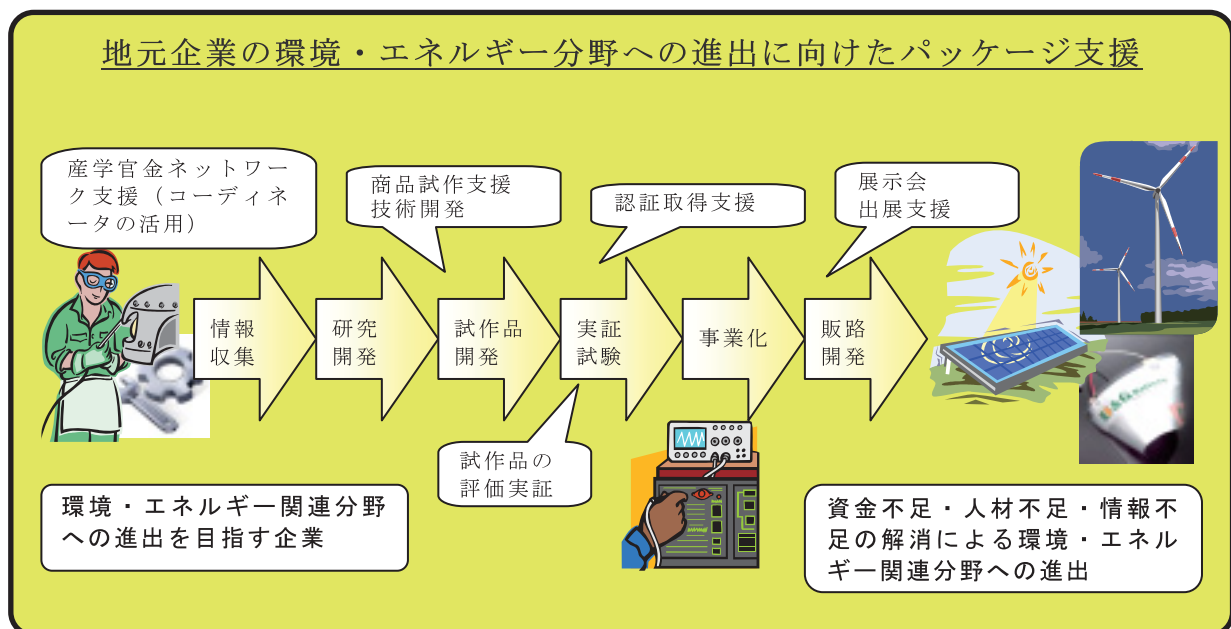
現状と課題

県内企業の環境・エネルギー関連分野への進出

- ・離島などでは自然災害によるリスクが想定され、取組が進まない懸念
- ・沿岸部の砂地等、施設設置場所への新エネルギーの導入促進が必要
- ・防災対策など地域ニーズ・課題と環境・エネルギー技術を結びつけ、「幸福実感度の向上に資するライフスタイル」への転換を目指しつつ、ビジネスチャンスを生み出すことが必要
- ・地域からのイノベーション創出には、資金・人材・情報が不足

提言：地元企業の提案力・課題解決力向上に向けた支援制度の創設

地元企業の環境・エネルギー分野への進出に向けたパッケージ支援





## 14 新エネルギー導入の推進

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 新エネルギーの導入拡大に向けて、災害時における太陽光発電電力の利用などに係る規制緩和の早期実施と、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に加えて、住宅用太陽光発電の補助金の継続や太陽光発電設備の設置に対する技術開発や実証試験などへの支援を実施するとともに、電力系統の安定化に向けた支援策を拡充すること。
- 2 風力発電の建設整備を迅速かつ効率的に進めるため、国で立地選定から設置に至るまでのガイドライン等を早急に策定するなど事業実施にあたっての環境整備を図ること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 再生可能エネルギー系統対策等蓄電システム制御実証事業委託費  
＜18,000百万円＞
- ・ 太陽光発電多用途化実証事業 ＜300百万円＞

《現状》

- 国においては、新エネルギーの普及促進に資するため、平成24年7月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を施行し、あわせて規制緩和、法令改正に向けた取組が進められています。
- 本県においても「三重県新エネルギービジョン」を平成24年3月に策定し、本県の地域特性に応じた安全で安心な地域エネルギーの確保に取り組むこととしており、メガソーラーの設置計画などが進んでいるところです。
- また、本県は、比較的風況がよい地域があるという地域特性から風力発電の導入が期待されていますが、近年、騒音・低周波音の影響が懸念されており、環境省では平成21年度から実態解明の調査解析が行われ、その結果をふまえて、経済産業省において環境影響評価の手引きが作成される予定です。

《課題》

- ① 太陽光発電施設の導入促進については、災害時の自立・分散型エネルギーとしてメガソーラー等で発電した電力を隣接地域で活用できるよう、電気事業法に関する規制緩和が必要です。  
また、依然として経済性や設置場所の制約などに課題があるため、固定価格買取制度に加えて、住宅用太陽光発電補助金の継続や、現在利用されていない道路法面などへの設置に対する技術開発や実証試験などへの支援を実施するとともに、新エネルギー導入拡大を見据え、電力系統安定化対策を進めるための支援策を講じることが必要です。
- ② 風力発電施設の円滑な建設を促進するため、国でガイドライン等を早急に策定するなど事業実施にあたっての環境整備が不可欠です。

県担当課名 エネルギー政策課

関係法令等 電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

## 三重県新エネルギービジョン（H24.3策定）



- 基本理念  
エネルギー・イノベーションによる地域のエネルギー自給率向上
- 目標  
平成32(2020)年度末までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約46万1千世帯分に相当する量の新エネルギーを県内に導入
- 戦略プロジェクト  
三重県の強みを活用し、協創の取組のもと、5つの戦略プロジェクトを展開
  - 1 地域エネルギー創出プロジェクト
  - 2 まちづくり、地域づくりにおける新エネルギー導入プロジェクト
  - 3 家庭、事業所における新エネルギー導入促進プロジェクト
  - 4 エネルギーの高度利用促進プロジェクト
  - 5 新エネルギー関連産業等育成プロジェクト

### 現状と課題

#### ①新エネルギー導入促進に係るさらなる規制緩和の必要性

- ・行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会」規制緩和103項目（H24.3公表）のもと、さらなる規制緩和が必要。

#### ②風力発電施設整備の迅速・効率的な推進に向けた環境整備の必要性

- ・比較的風況が優れる地域特性を生かした風力発電の導入が期待されているが、騒音・低周波音の影響に対する懸念あり。

### 提言①：新エネルギー導入拡大に向けた規制緩和、支援策の拡充

- 新エネルギー導入拡大に向けた規制緩和  
メガソーラー等の電力を災害時等に非常電源として活用するための規制緩和 など

#### ●住宅用太陽光発電補助金制度の継続

新エネルギーの短期的かつ大量導入に向けた経済性、供給安定性を確保するため、住宅用太陽光発電補助制度の継続

#### ●未利用地域への太陽光発電導入支援策

現在利用されていない道路法面などへの設置に対する技術開発や実証試験などへの支援策が必要

#### ●電力系統安定化に向けた支援策

出力が不安定な新エネルギーの導入拡大を見据え、電力系統強化や蓄電池等の技術開発等に向けた支援策が必要



伊勢二見メガソーラー光の街（伊勢市）  
（平成25年夏頃稼働予定、容量5,000kW）

※災害時における非常電源として隣接する防災拠点や住宅への電源提供を検討中

### 提言②：風力発電施設の建設促進に向けた環境整備

#### ●国のガイドライン等の早期策定

円滑な風力発電施設整備に向けて、全国的レベルで解決が求められる課題に対する国のガイドライン等の早期策定が必要



青山高原周辺の風力発電施設（51基、72,000kW）

※さらに40基、8万kWの増設計画あり。将来、1サイトで一事業者が設置するものでは国内最大となる見込み。

# 15 「みえライフイノベーション総合特区」推進における 財政的支援、規制の特例措置等の実現

(内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 「みえライフイノベーション総合特区」の核となる統合型医療情報データベースの構築及び、みえライフイノベーション推進センター(以下、「MieLIP」という。)の整備に必要な補助金の優先配分を行うこと。さらに、平成25年度から事業に着手できるように、財政支援に係る協議を早期に完了すること。
- 2 「みえライフイノベーション総合特区」において、製品の早期市場投入のための医療機器認証範囲の拡大、第三種旅行業における業務範囲の拡大などの規制の特例措置等を実現すること。

【現状と課題】

《平成25年度概算要求の内容》

- ・ 総合特区推進調整費<15,100百万円>(内閣府)
- ・ 地域ヘルスケア構築推進事業<1,000百万円>(経済産業省)
- ・ 地域新産業戦略推進事業<710百万円>(経済産業省)
- ・ イノベーションシステム整備事業<14,172百万円>(文部科学省)

《現状》

- 平成24年7月25日に国の指定を受けた「みえライフイノベーション総合特区」について、この9月から関係省庁との間で規制緩和に係る協議が始まっており、順次、財政支援に関する協議も始まります。
- この特区では、県内各病院の投薬や治療などの情報を統合した医療情報データベース(統合型医療情報データベース)を構築し、これを核に共同研究を進める MieLIP セントラルを三重大学内に、地域拠点を県内6ヶ所に設置して、県内の企業等が実施する研究開発を支援することとしています。
- 統合型医療情報データベースを含む MieLIP の完全運用は平成28年度からを予定しており、整備には少なくとも3年を要します。

《課題》

- ① 予定どおり MieLIP の完全運用を行うためには、早期の事業着手が必要です。
- ② 財政支援に係る協議が遅れる場合は、核となる統合型医療情報データベースや MieLIP の整備に平成26年度まで着手できない恐れがあります。画期的な医薬品等の創出や県内経済の活性化につなげるための研究開発等の取組着手時期も必然的に遅れることとなり、総合特区全体の計画に影響が生じます。
- ③ 薬事法における医療機器認証基準が JIS 規格を採用しているため、JIS 規格が制定されていない場合は事業者が JIS 規格の承認申請を行う必要があり、早期市場投入を妨げる原因となっています。ISO などの国際規格が制定されている場合はそれを認証規格として採用する、若しくはそれに対応する JIS 規格を早期に策定するなど、認証範囲の拡大が必要です。
- ④ 第三種旅行業者は隣接する市町を越えて募集型企画旅行の実施ができないため、健康ツーリズム等の産業分野の成長を妨げる原因となっています。第三種旅行業においても県域で活動できるよう業務範囲の拡大が必要です。

県担当課名 薬務感染症対策課  
関係法令等 総合特別区域法



# みえライフイノベーション総合特区の概要




**Mie Life Innovation Promotion Center**

- MieLIP センtral
- MieLIP 6地域拠点


**① MieLIP松岡 (鈴鹿医科大学/白子)**

- 医療機器や介護支援ロボット (ロボットスーツHAL等) や周辺機器等の研究開発
- 大学の研究機能を活用した医薬品や機能性食品の開発 等




**② MieLIP津 (三重県工業研究所)**

- 医療機器・福祉用具の製造企業の技術支援
- 機能性食品の開発
- 医薬品や化粧品等の開発 等




**③ MieLIP伊賀 (三重大学伊賀研究拠点)**

- 医薬品や医療機器等の共同研究・技術支援
- 栄養強化食品による病態別栄養療法 (がん、糖尿病や腎疾患等) プログラムの開発 等




MieLIPセンtralと6つの地域拠点が連携することによって、画期的な医薬品や医療機器等を創出します




**④ MieLIP多気 (多気町役所)**

- 自転車を活用した運動療法や観光資源を利用した運動療法の開発
- 歩数計・血圧計等のバイタルサインによる健康管理システムの開発 等



**⑤ MieLIP鳥羽 (鳥羽市役所)**

- 天然資源を活用した医薬品、化粧品や高機能食品等の開発
- 海藻 (真珠の海七草、ワカメ・ヒジキ等) や海産物の研究開発 等



**⑥ MieLIPセンtral (三重大学)**

- 医療情報データベースの活用や研究開発を支援、地域拠点の活動支援




統合型医療情報データベース      研究開発コーディネート

医療情報の収集      県内医療機関

**⑥ MieLIP尾鷲 (尾鷲市役所)**

- 海洋深層水や尾鷲ヒノキ等を活用した化粧品や機能性食品の開発
- 高血圧や糖尿病等の臨床研究の推進
- 滞在型健康回復・健康増進プログラム開発 等



**目標**

画期的な医薬品や医療機器等の創出や県内企業・大学等の活性化、企業や研究機関の県内への立地促進、雇用の拡大などにより、県内経済の活性化を生み出すなど、三重県がライフイノベーションに寄与する地域になることをめざします。

政策課題	解決策	新たな規制の特例措置などの提案
<p><b>政策課題 1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究開発を促進・支援するプラットフォームの整備</li> </ul>	<p><b>解決策 1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ みえライフイノベーション推進センター (MieLIPセンtral及びMieLIP地域拠点) の整備</li> <li>○ 統合型医療情報データベースの構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービス産業強化事業費補助金の特例</li> <li>○ 地域新成長産業創出促進事業費補助金の特例</li> <li>○ 地域産学官連携科学技術振興事業費補助金の特例</li> </ul>
<p><b>政策課題 2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究開発支援プラットフォームの活用推進</li> </ul>	<p><b>解決策 2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ MieLIPセンtralが保有する統合型医療情報データベースの運用、研究開発支援等による医薬品、医療機器等の開発を促進</li> <li>○ MieLIP地域拠点の研究開発支援を活用した製品の研究開発等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機器の認証範囲の拡大</li> <li>○ 第三種旅行業務の特例</li> <li>○ 統合型医療情報データベースやMieLIPを活用した研究開発への財政的支援 等</li> </ul>

# 16 東日本大震災の災害廃棄物広域処理に関する取組強化及び支援の拡充

(環境省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

- 1 災害廃棄物の広域処理に伴う風評被害の未然防止のため、農畜産物等の生産・流通団体や消費者団体等に対する放射線等に関する安全性の説明を徹底するとともに、風評への冷静な対応を要請する等の具体的対策を行うこと。  
また、万一、風評被害が発生した場合は、国が責任をもって補償に当たること。
- 2 現地視察など住民不安を払拭するための取組に要する経費、安全性確認(モニタリング)経費は上限を設けずに全額を国庫負担とすること。  
また、アスベスト等化学物質への不安の声も大きいため、アスベスト等の測定費用は放射能測定費と併せて安全性確認費に含めること。

【現状と課題】

## 《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金 < 116, 762 百万円 >
- ・ 震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援事業 < 12, 491 百万円 >  
(グリーンニューディール基金)

## 《現状》

- 国は、本年6月に風評被害に対する相談窓口を、9月に風評防止対策会議を設置しました。本県では、本年8月に風評被害に関する三重県相談窓口を設置するとともに、「三重県災害廃棄物広域処理連絡会議」を設置し、関係部局間で広域処理に関する情報共有を行い、風評被害の未然防止対策を総合的に推進しています。
- 国は、本年8月に新たな処理工程表を発表し、本県は、これに基づいた岩手県久慈市の可燃物2,000トンの処理についての協力要請を受けています。

## 《課題》

- ① 災害廃棄物の広域処理に伴う風評被害の未然防止には、農畜産物等への住民の不安払拭のため、生産、流通及び消費者が災害廃棄物の処理に関する理解を深めることが必要です。そのため国として、生産や流通団体及び消費者団体等に災害廃棄物の処理に伴う放射線等の安全性、風評への冷静な対応と受け入れ地域の農畜産物を他地域と同等に扱うよう文書で要請を行うなど具体的な対策が必要です。  
また、万一、風評被害が発生した場合は、国の責任において十分な補償に当たることが必要です。
- ② 災害廃棄物の広域処理に関する事務費及び放射能測定費は、補助率の上限が定められています。このため、受け入れを検討する自治体は住民不安を払拭するための取組やモニタリング経費等を負担しなければならないおそれがあり、これら必要な経費は上限を設定せずに全額を国の負担とすることが必要です。  
また、アスベスト等化学物質について危惧する声が多数あるため、アスベスト等の測定費は、安全性確認費として補助対象に含める等補助制度の見直しが必要が必要です。

担当課名 廃棄物・リサイクル課

関係法令等 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法

<課題>

1 風評被害対策

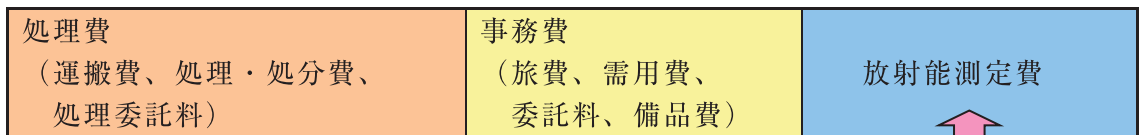
県の対応	国の対応
① 風評被害に関する三重県相談窓口を設置 ② 三重県災害廃棄物広域処理連絡会議を設置 ③ テレビ、ラジオ、新聞、リーフレット等による安全性に関する広報を実施 ④ 生産団体、流通団体及び消費者団体等への風評被害防止のための文書による協力依頼を実施	① 風評被害相談窓口を設置 ② 風評防止対策会議を設置

現在の取組だけでは、住民の不安は払拭しきれない。

2 災害等廃棄物処理事業費国庫補助事業における事務費等の算定  
(特定被災地方公共団体)

○補助算定率

補助対象は、処理費と処理に伴う事務費、放射能測定費の3項目



※ 補助率 処理費は、10 / 10

事務費及び放射能測定費の補助額 (上限)

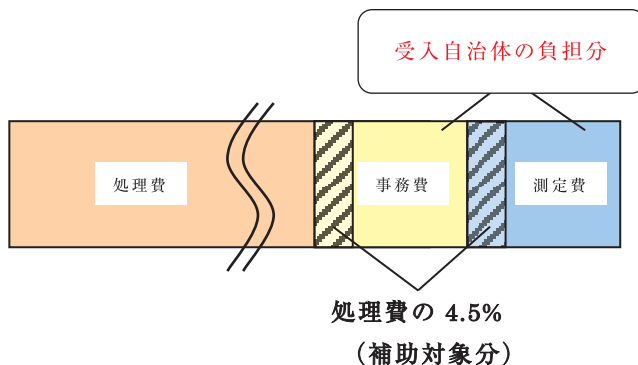
処理費	事務費及び放射能測定費の補助額
3億円以下の額	4.5%
3億円を超え5億円以下の額	3.5%
5億円を超え10億円以下の額	2.5%
10億円を超え30億円以下の額	2.0%
30億円を超える額	1.5%

放射能測定費にとどまらず、安全性確認費としてアスベスト等測定費も含めるべき！  
(事務費としての取扱いでは不適切)

住民不安を払拭するための経費に補助の上限がある！

○現行の事務費及び放射能測定費の試算イメージ

平成24年度 (試験焼却、本格焼却)



・受け入れに関して現地視察等の住民の不安払拭に関する経費、安全性確認(モニタリング)経費が必要。  
 ・これらの経費が、補助額の上限(4.5%)を超過してしまうおそれがあり、全額国庫負担とする必要がある。



# 17 水道施設の災害復旧に係る財政支援の充実

(厚生労働省、内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」において、道路・下水道等と同様に重要なライフラインである、水道事業を追加すること。
- 2 激甚災害として指定されるなど大規模な災害発生時において、災害復旧事業に係る補助率の嵩上げ（ $1/2 \rightarrow 2/3$ ）等財政支援を充実するとともに、原形復旧にとらわれず補助対象の柔軟な取り扱いを図ること。
- 3 施設の耐震化等に係る水道補助事業において、補助率の嵩上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）や採択基準の緩和（資本単価 $90\text{円}/\text{m}^3 \rightarrow 70\text{円}/\text{m}^3$ ）等財政支援の充実を図ること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 地震防災対策強化地域等での耐震化の推進 <29,400百万円>

《現状》

- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚法」という。）」においては、道路、下水道等は財政援助の対象とされていますが、公営企業として運営されている水道施設の復旧事業は対象とされていません。
- 水道施設の災害復旧に係る補助事業では、昨年度の紀伊半島大水害において特別の措置（補助率の嵩上げ）が初めて講じられましたが、今後も大規模な災害の発生が懸念される中、恒常的な制度となっておりません。また、補助対象が原形復旧に限られているため、例えば水害に備えた電気施設（配電盤等）設置場所の高所への移動等、将来を見据えた対応に支障があります。
- 近い将来に発生のおそれがある南海トラフ巨大地震に備えた耐震化対策や、老朽化した施設の更新等が必要ですが、水道事業の経営が厳しさを増している状況の中、市町において予定どおり施設整備が進まない状況です。また、平成 22 年度に採択基準が変更（資本単価の引き上げ）され、今後、水道事業体によってはさらに厳しい状況になるおそれがあります。

《課題》

- ① 激甚法は独立採算を前提とした公営企業として運営される水道施設の災害復旧事業を対象としていませんが、道路等と同様に重要なライフラインであることから、今後、同法の対象とすることが必要です。
- ② 工業用水道では経済産業省が激甚災害の指定時に補助率の嵩上げ措置（ $45/100 \rightarrow 2/3$ ）を講じていますが、水道においても激甚災害に指定されるなど大規模な災害が発生した際には、多大な復旧費用を要することから、補助率の嵩上げ措置（ $1/2 \rightarrow 2/3$ ）が必要です。また、再度の被災を防ぐため、現状復旧にとらわれない補助対象の柔軟な取り扱いが求められています。
- ③ 水道事業を取り巻く厳しい経営環境の中、耐震化や老朽施設の更新等の水道施設整備に係る補助事業において、補助率の嵩上げや採択基準の緩和等財政支援の充実が必要です。

県担当課名 大気・水環境課

関係法令等 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

## 1 激甚法の対象事業について

### 激甚対象事業

- ・ 公共土木施設（道路・下水道・公園・河川）
- ・ 公立学校施設
- ・ 公営住宅
- ・ 農地、農業用施設 等

### 激甚対象外事業

- 公営企業（独立採算のため）
- ・ 電気
- ・ ガス
- ・ 工業用水道
- ・ 水道

重要なインフラなのに激甚災害でも特別の措置無し！

## 2 水道施設災害復旧費補助金交付要綱における補助率

風水害による災害の場合	1 / 2
M6.0以上の地震の場合	2 / 3
火山活動による被災の場合	8 / 10

風水害と異なり、地下設備が広範囲に被害を受けるため高補助率との考え方



実際には、水害でも水道施設に大規模な被害が発生



### 工業用水道（経済産業省）では

激甚災害の指定時に補助率の  
嵩上げ措置が講じられている。  
(45/100 → 2/3)

【参考】激甚災害に指定された災害における水道施設の被害状況  
(平成23年台風12号により被災したポンプ室(熊野市))

## 3 水道補助事業における財政支援の充実について

耐震化（ライフライン機能強化）のための多額の経費が公営企業の経営を圧迫！！

補助率の嵩上げが必要  
1 / 3 → 1 / 2

平成22年度の採択基準の変更  
資本単価  
70円/m<sup>3</sup>以上 ⇒ 90円/m<sup>3</sup>以上

資本単価等の採択基準  
の緩和が必要

## 18 予防接種の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの早期の定期接種化を図ること。また、平成25年度当初に定期接種化ができない場合は、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を継続すること。
- 2 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、上記3ワクチン以外の流行性耳下腺炎、水痘、成人用肺炎球菌、B型肝炎のワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについても早期の定期接種化を図ること。
- 3 既に実施しているものを含め、定期接種に係る費用については、地方公共団体で格差が生じないように、地方交付税措置等により必要な財源をすべて確保するなど抜本的な予防接種制度の見直しを検討すること。

【現状と課題】

《平成25年度概算要求の内容》

・概算要求なし

《現状》

- 本県では、国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」を受け、平成23年2月1日以降、県内全市町で全額公費（負担割合：国1/2、市町1/2）による接種が行われています。また、各市町及び委託医療機関・県医師会の協力により、県内どこでも接種を受けることができる市町間相互の乗り入れの仕組みを整備して、接種率向上に努めています。
- 本県におけるワクチンの接種率は、子宮頸がん予防ワクチンが79.1%、ヒブワクチンが56.3%、小児用肺炎球菌ワクチンが62.4%（平成23年1月～平成24年3月実績）となっており、更なる接種率の向上をめざしていきます。
- 流行性耳下腺炎、水痘、成人用肺炎球菌、B型肝炎のワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンの接種についても、県内一部市町において、住民のニーズを受け、自主財源で実施しています。

《課題》

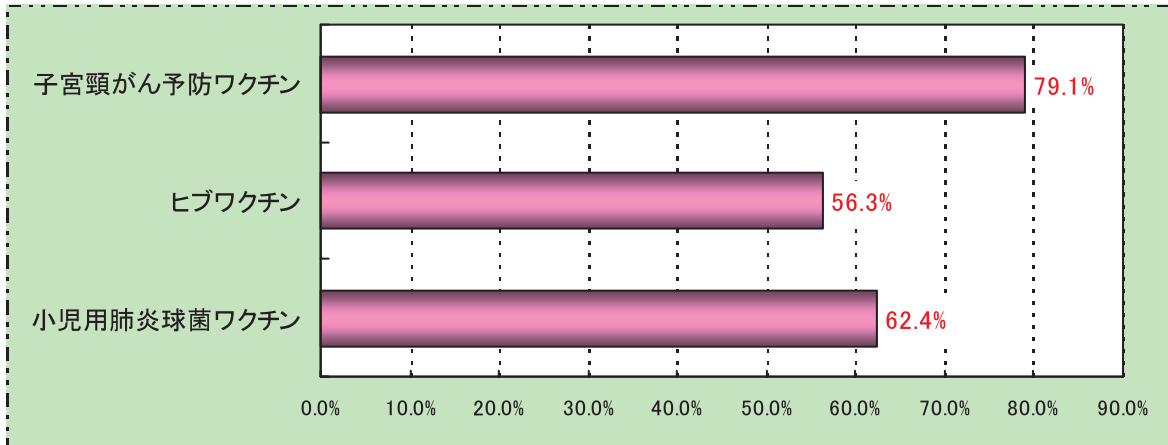
- ① 「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」については、平成24年度で終了し、定期接種化に向けた法改正による対応が予定されていますが、平成24年度中に法改正が行われず、同事業も継続されなかった場合、財源不足のため接種事業の継続が困難となる市町が出るのが懸念されます。
- ② 流行性耳下腺炎、水痘、成人用肺炎球菌、B型肝炎のワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについても、感染拡大の防止、個人の重症化防止を図るため、定期接種化が必要です。
- ③ 現在、定期の予防接種事業は市町単独予算で実施されていますが、市町財政への影響は多大なものであり、さらに定期接種ワクチンが追加されると、今以上に一般財源の確保が困難な状況となるのが懸念されます。

県担当課名 薬務感染症対策課

関係法令等 予防接種法



【資料1】 ー子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業におけるワクチン接種率（三重県）ー



(平成24年3月31日現在)

事業の実施・高い接種率



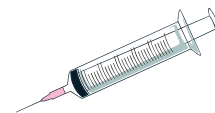
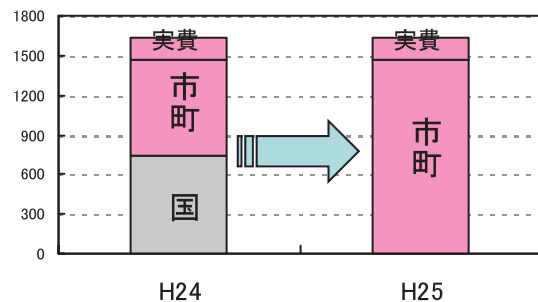
感染症予防に関する危機意識醸成にも寄与！

【資料2】 ー上記3ワクチンの予防接種費用の年間見込額（新規接種対象者のみ：三重県）ー

ワクチン名	基準単価(円)	接種対象者数(人)	必要接種回数(回)	接種費用(千円)
子宮頸がん予防	15,939	8,761	3	418,925
ヒブ	8,852	15,083	4	534,059
小児用肺炎球菌	11,267	15,083	4	679,761
合計	—	—	—	1,632,745

(接種対象者数は平成22年国勢調査結果から試算)

国の補助が継続されない場合、  
市町負担9億円(1/2)は16億円に増加  
※実費(1割)未徴収により市町負担



【資料3】 ー海外の公的予防接種状況ー

ワクチン名	英国	米国	ドイツ	フランス	イタリア	カナダ
流行性耳下腺炎	○	○	○	○	○	○
水痘	△	○	○	△	△	○
成人用肺炎球菌(23価)	△	△	△	△	△	△
B型肝炎	△	○	○	○	○	○

△はリスクのある者等のみ。

(厚生労働省資料から抜粋)

# 19 ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の見直し等

(総務省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

複数の都道府県、山間部や離島を運航対象とする場合には、ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の引き上げを行うこと。

また、同経費の都道府県負担分に対する特別交付税の措置割合を拡大すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ ドクターヘリ導入促進事業等<8,065百万円>

《現状》

- ドクターヘリは、医師等を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等に大きな成果を上げています。
- 特に、山間部や離島など救急車による搬送に長時間を要する地域などでは、ドクターヘリの活用により、早期に医師による治療が始められ、搬送中も救命医療を行いながら、短時間で病院に搬送することが可能となります。
- 本県では、平成24年2月から、三重大学医学部附属病院と伊勢赤十字病院の2病院を基地病院として、1機のドクターヘリを両病院が2か月交代で運航しています。
- 医療資源が少なく、3次救急医療機関がない東紀州地域等の医療体制を確保するため、現在、和歌山県のドクターヘリを奈良県とともに共同利用しています。
- 今後は県内における運航体制の強化を図るとともに、愛知県や岐阜県等の隣県間の相互応援による出動を検討していきます。

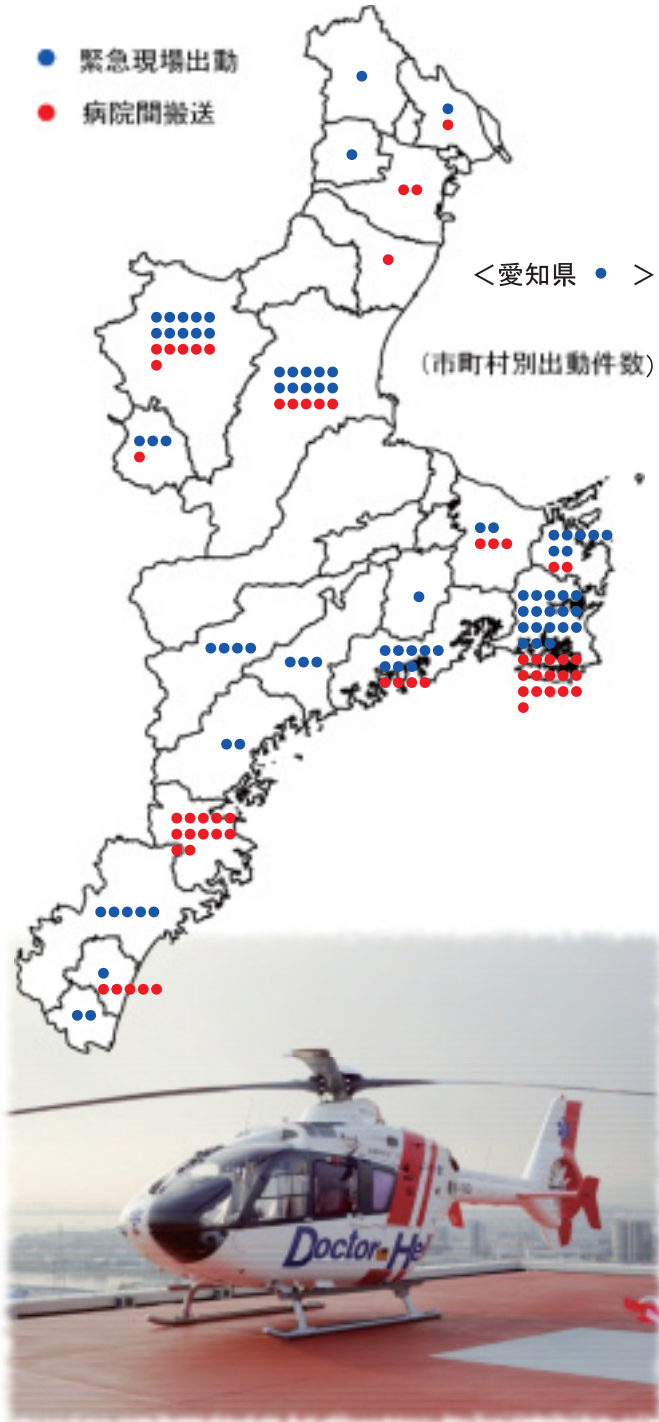
《課題》

- ① 近年の原油価格の高騰に伴い、航空燃料費がかさんできており、隣接府県への広域的な出動や、陸路搬送に時間を要する山間部や離島を運航対象とする場合には、現行補助基準額での対応が困難になる恐れがあり、特例措置として、運航実績に応じた補助基準額の引き上げが必要です。
- ② ドクターヘリ運航経費に充当している地域医療再生臨時特例基金が平成25年度で終了する予定です。それ以降は既存の特別交付税措置により事業を継続することとなりますが、安定的な運航体制や救急医療体制を確保していくためには、運航経費の都道府県負担分に対する支援の拡充が必要です。

県担当課名 地域医療推進課

関係法令等 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法  
医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

【資料】 ドクターヘリ活動実績一



(月別出動件数)

平成24年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
出動件数	12	7	11	24	18	25	18	23	138
うち緊急現場出動	5	4	6	15	11	15	10	14	80
うち病院間搬送	7	3	5	9	7	10	8	9	58
出動不能	2	1	2	2	4	4	5	4	24
キャンセル			1		2		1	1	5

(参考) 各基地病院からの飛行時間



三重大学医学部附属病院と  
伊勢赤十字病院が2か月交代で運航



## 20 農業の競争力・体質強化に向けた施策に係る十分な予算措置等

【提言・提案事項】 制度・予算

(農林水産省)

- 1 戦略作物や野菜等の水田への導入・定着を促進するための農業者戸別所得補償制度に係る「産地資金」に対する十分な予算配分を行うこと。
- 2 「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業」に対する十分な予算配分を行うこと。
- 3 農業者等の取組をサポートするための「協同農業普及事業交付金」に対する十分な予算配分を行うこと。
- 4 「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者が「スーパーL資金」を利用する場合に適用される金利負担軽減措置に係る予算の十分な確保を行うこと。
- 5 家畜排せつ物利用の多様化に向けた地域の取組に対する支援を充実すること。

### 【現状と課題】

#### 《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・農業者戸別所得補償制度 < 690,070百万円 >
- ・戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業 < 33,037百万円 >
- ・協同農業普及事業交付金 < 2,435百万円 >
- ・スーパーL資金（金利負担軽減措置） < 7,507百万円 >
- ・産地活性化総合対策事業 < 4,386百万円 >

#### 《現状》

- これまで、麦や大豆を中心に水田への定着を図るため、農業者戸別所得補償制度の「産地資金」を活用してきました。
- 本県南勢地域では、本年度、国営かんがい排水事業「宮川用水第二期地区」が完了し、農業用水の安定的な供給が可能となりました。
- 普及指導員を中心に、地域資源の商品化など、地域や産地における農業の活力向上に向けた活動をきめ細かく支援する取組を進めています。
- 「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者が5年間無利子の特例措置を受けられる「スーパーL資金」の利用が全国で増加しています。
- 畜産の盛んな地域では、家畜排せつ物などを地域の未利用資源として捉え、燃料化など、堆肥以外の有効利用に向けた検討が進められています。

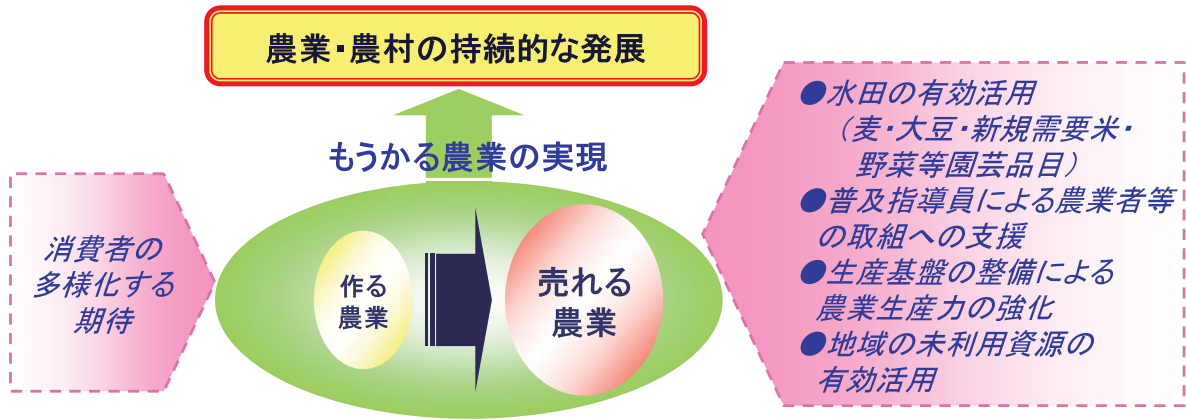
#### 《課題》

- ① 麦や大豆に加え、新規需要米や野菜等園芸品目などの水田での定着を促進するため、農業者戸別所得補償制度に係る「産地資金」の十分な予算配分が必要です。
- ② 国営かんがい排水事業の効果が早期に発現されるよう、国営水路に接続する末端用水路のパイプライン化（戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業 宮川1工区、同4工区、小俣地区、斎宮地区）の着実な推進が必要です。
- ③ 地域や農業者の取組をきめ細かく適切にサポートするため、普及指導員の活動を支える「協同農業普及事業交付金」の十分な予算配分が必要です。
- ④ 「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者が、特例措置のある「スーパーL資金」を利用できなければ、「人・農地プラン」の実現に支障が生じます。
- ⑤ 家畜排せつ物の有効活用の促進に向け、燃料利用の実証や事業化など、地域の創意工夫ある取組に対する支援の充実が必要です。

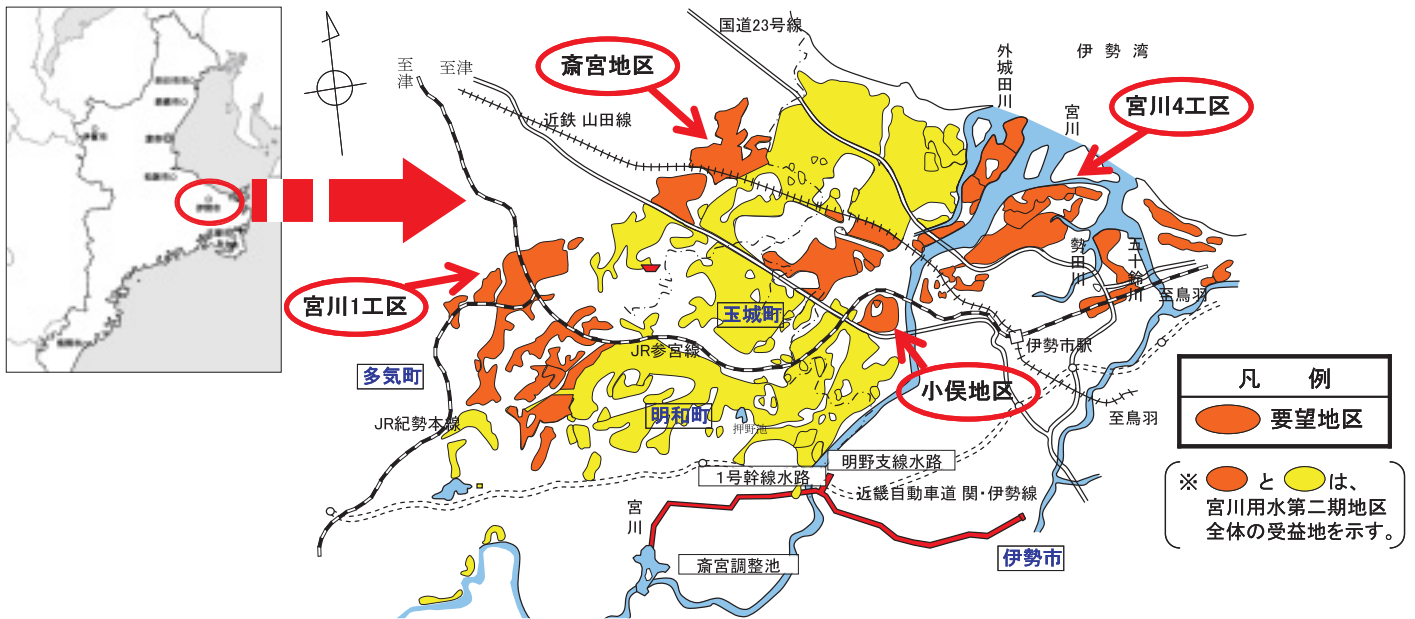
県担当課名 農畜産課 農業基盤整備課 担い手育成課

関係法令等 農業者戸別所得補償制度実施要綱 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱、農業改良助長法、産地活性化総合対策事業実施要綱

■ 三重県での新たな総合計画「みえ県民カビジョン」による農業施策

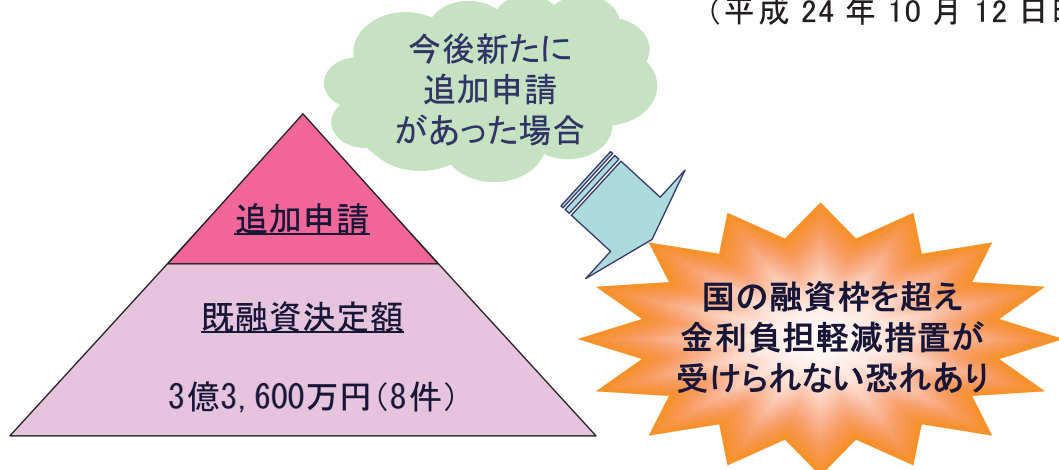


■ 「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業」実施地区について

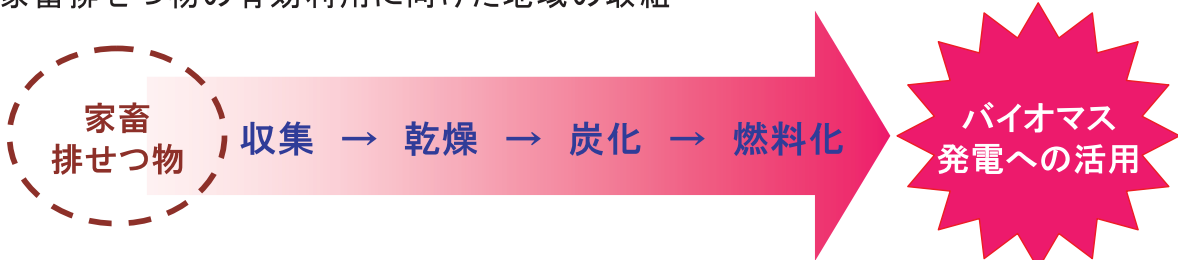


■ 人・農地プランにかかる「スーパーL資金」三重県での融資状況

(平成 24 年 10 月 12 日時点)



■ 家畜排せつ物の有効利用に向けた地域の取組



## 21 農林漁業の新規就業者の育成確保に向けた十分な 予算措置等

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 農林漁業における新規就業者への支援措置に係る予算を十分に確保すること。
  - (1) 要件を満たす全ての就農者に給付金が支払われるよう、「青年就農給付金事業」に係る平成24年度及び来年度以降の予算の十分な確保
  - (2) 概算要求されている林業の「『緑の新規就業』総合支援事業」と水産業の「新規漁業就業者総合支援事業」に係る平成25年度予算の十分な確保
- 2 青年就農給付金の支払いが早期かつ円滑に行われるよう、国から就農者に直接給付されるなど、その仕組みを改善すること。

【現状と課題】

### 《平成25年度概算要求の内容》

- ・青年就農給付金事業 < 24,958百万円 >
- ・「緑の新規就業」総合支援事業 < 3,285百万円 >
- ・新規漁業就業者総合支援事業 < 1,200百万円 >

### 《現状》

- 本年度から開始された「青年就農給付金事業」について、本県における給付金の見通しは、8月末時点で国からの内示額を大きく上回っています。  
また、給付金のうち、就農後5年にわたって支払われる「経営開始型」の給付は、国から県、市町を経由して、就農者に給付される仕組みとなっています。
- 林業、水産業では、国において、これまで、農業のような新規就業者に対する給付金制度は創設されていませんでした。

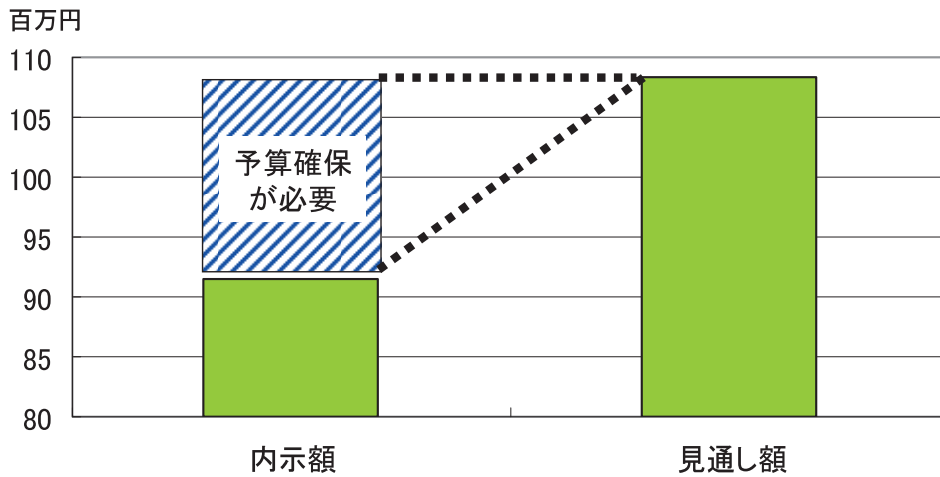
### 《課題》

- ① 「青年就農給付金」については、要件を満たす全ての就農者に適正に給付金が支払われるよう、十分な予算の確保が必要です。
- ② 林業や水産業においても、新規就業者の確保に向け、就業前の準備に係る給付金制度等の創設が望まれることから、概算要求に計上されている「『緑の新規就業』総合支援事業」と「新規漁業就業者総合支援事業」が確実に実施されることが必要です。
- ③ 「青年就農給付金」のうち、県、市町を経て就農者に支払われる「経営開始型」については、市町の予算額を上回る就農者の増加があった場合、市町では適正な給付ができなくなる懸念があることから、適正に給付金が支払われるよう、国から就農者への直接給付に変更するなど、給付の仕組みを改善する必要があります。

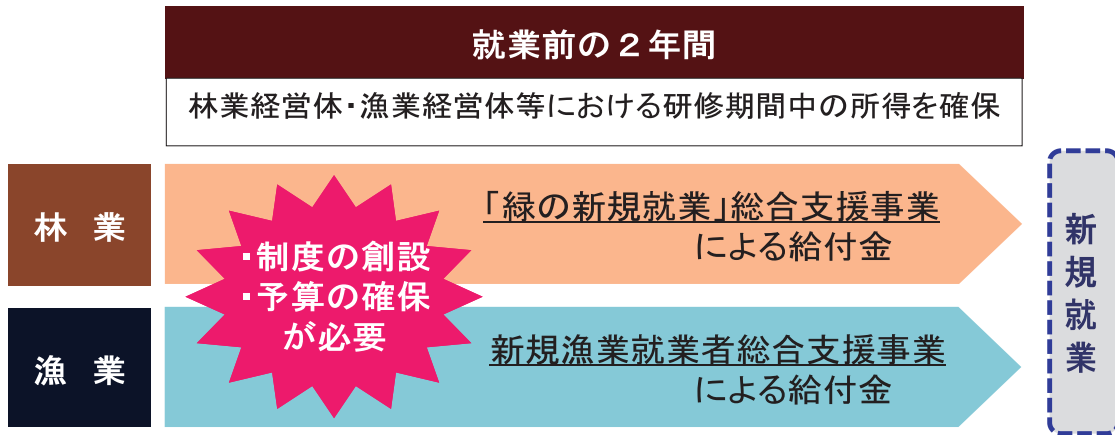
県担当課名 担い手育成課  
森林・林業経営課  
水産資源課  
関係法令等 新規就農総合支援事業実施要綱



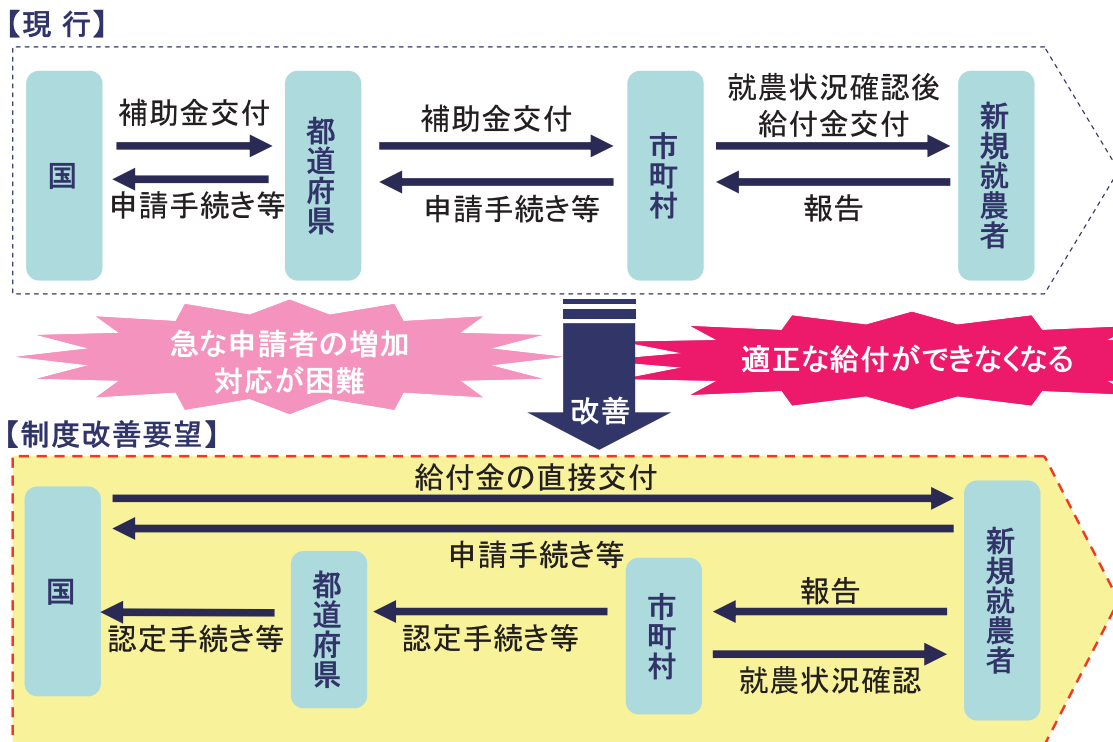
■ 三重県における青年就農給付金の内示額と給付見通し（平成 24 年度）



■ 平成 25 年度より開始される林業・水産業における新規就業者への給付金



■ 「青年就農給付金（経営開始型）」における支払いの早期化に向けた仕組みの改善



## 22 木材需要拡大のための地域材活用促進支援

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 「森林・林業再生プラン」の実現に向けて、さらなる地域材の利用拡大を図るため、
- 1 地域材を活用した木造住宅等に対する支援を充実させ、その予算を確保すること。
  - 2 公共建築物等の木造化・木質化に対する予算を確保すること。
  - 3 木質バイオマス発電施設の整備に対する予算を確保すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・地域材活用促進支援事業 <5,500百万円>
- ・森林・林業再生基盤づくり交付金 <6,406百万円>
- ・木質バイオマス産業化促進整備事業<13,570百万円>

《現状》

- 国の「森林・林業再生プラン」では、「10年後（平成32年度）の木材自給率50%以上」をめざすべき姿として掲げ、木材利用を通じた低炭素社会の構築を図ることとしています。
- 平成23年度から導入された「森林管理・環境保全直接支払制度」では、①間伐面積5ha以上、②間伐材を1ha当たり平均10m<sup>3</sup>以上搬出すること等の要件を満たす「森林経営計画」の作成者等に対して、施業等に係る費用の一部を支援することとしており、搬出間伐への転換が進められていますが、木材価格は依然低迷しています。
- 県では、「もうかる林業」への転換を図るため、施業の集約化、高性能林業機械化、路網整備等を進め、木材生産の低コスト化に取り組んでいます。
- 県の長期的な戦略計画「みえ県民力ビジョン」において、県産材（スギ、ヒノキ）の素材生産量を23万9千m<sup>3</sup>（平成22年度）から40万2千m<sup>3</sup>（平成27年度）に増加することを目標に掲げ、木材生産の低コスト化や未利用間伐材の活用など県産材の利用促進の取組を推進しています。
- 木材生産量の増加に取り組む中で、住宅用材に加え、合板用材、製紙・燃料用材などの供給量の急増が見込まれます。

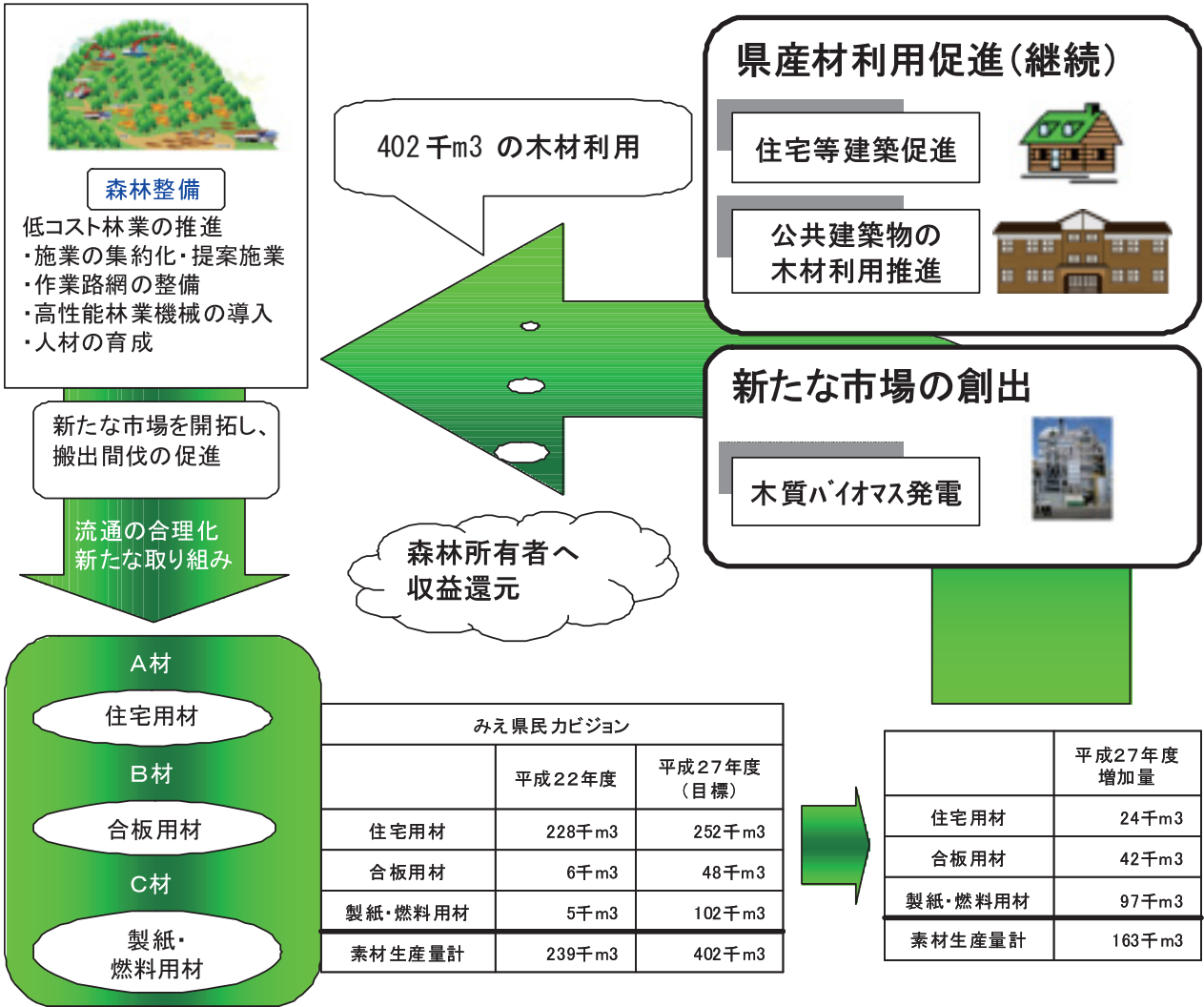
《課題》

- ① 住宅用材、合板用材、製紙・燃料用材などの供給量の増大に対応するため、地域材の需要を喚起する新たな木材利用促進の取組を進めて行く必要があります。
- ② 住宅等へ需要喚起については、概算要求で新たに、地域材を活用した木造住宅等の購入者に対するポイント制の導入が盛り込まれており、制度の確実な実施が望まれます。
- ③ 地域でのシンボル性が高く住宅への波及効果が期待できる公共建築物等の木造化・木質化をさらに推進していくことが必要です。
- ④ 今後、供給量の増加が見込まれる燃料用材の安定的な供給先を確保するため、木質バイオマス発電施設の整備を促進することが必要です。

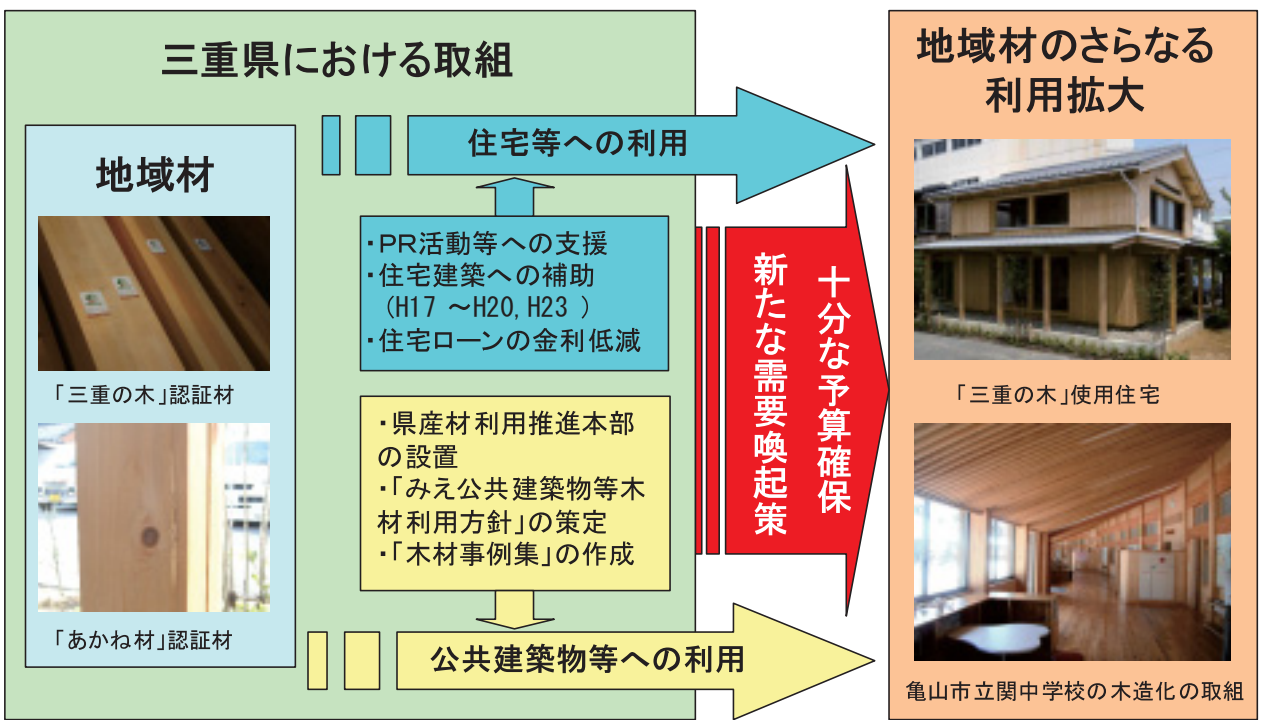
県担当課名 森林・林業経営課

関係法令等 森林・林業再生プラン、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

# 森林の再生(もうかる林業の推進)



## 地域材の利用拡大に向けた取組



## 23 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための 地方一般財源等の確保・充実

(総務省、内閣府)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 地方自治体が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方自治体の自主的な判断で使用できる一般財源を確保・充実すること。
- 2 国家公務員給与に係る臨時特例法の附則第12条の立法経緯を踏まえ、特例措置による給与削減を地方に実質的に強制するような地方交付税の減額等を行わないこと。
- 3 地域自主戦略交付金については、必要総額の確保を図るとともに、運用面の改善を図り、地方の自由裁量が拡大する制度とすること。

【現状と課題】

《平成25年度概算要求の内容》

- ・ 地方交付税17.2兆円 <対前年度 0.3兆円減>

《現状》

- 先の三位一体の改革で、地方固有の財源である地方交付税総額が平成18年度までに5.1兆円も削減され、地方自治体が企業誘致等により税収を増加させても、努力が報われてこなかった経緯があります。また、近年の地方税収においては、企業収益の悪化等により、平成19年度をピークに大幅な減収となっています。
- 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年2月29日成立）によって、国家公務員給与については2年間で平均7.8%削減されることになりましたが、地方公務員給与については、その附則第12条により、「地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるもの」とされています。
- 「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）に基づき、平成23年度から地域自主戦略交付金が段階的に導入されることとされ、初年度は都道府県の投資に係る補助金・交付金の一括交付金化が行われました。平成24年度は、対象事業が拡大・増額されるとともに、政令市に新たに導入されました。

《課題》

- ① 地方自治体においては、厳しい雇用経済情勢への対応や新たな防災対策などの行政需要が増加する一方で、県税収入などの一般財源が伸び悩み、住民生活に必要な行政サービスを提供することが困難となっています。地方における安定的な行財政運営に支障が生じないように、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方固有の財源である地方交付税の確保及び充実を図る必要があります。  
また、地方交付税の原資が不足していることから、国と地方が財源不足額を折半する臨時財政対策債による財政措置がとられているところですが、本来的には地方交付税法第6条の3第2項の規定どおり、「法定率の変更を行う」ことにより、地方の財源不足を解消する必要があります。
- ② 地方は厳しい財政状況を踏まえ、国に先んじて独自の給与削減や定数削減等の厳しい行財政改革に取り組んでいるため、国家公務員の給与削減に際し、国が地方に対して実質的に給与削減を強制するような、地方交付税の減額等を行うべきではありません。
- ③ 地域自主戦略交付金については、総額の確保はもとより、事業執行時の地方の自由裁量を拡大するような運用面の改善を図るとともに、内閣府への事務の一元化や提出書類の簡素化・共通化などを行う必要があります。

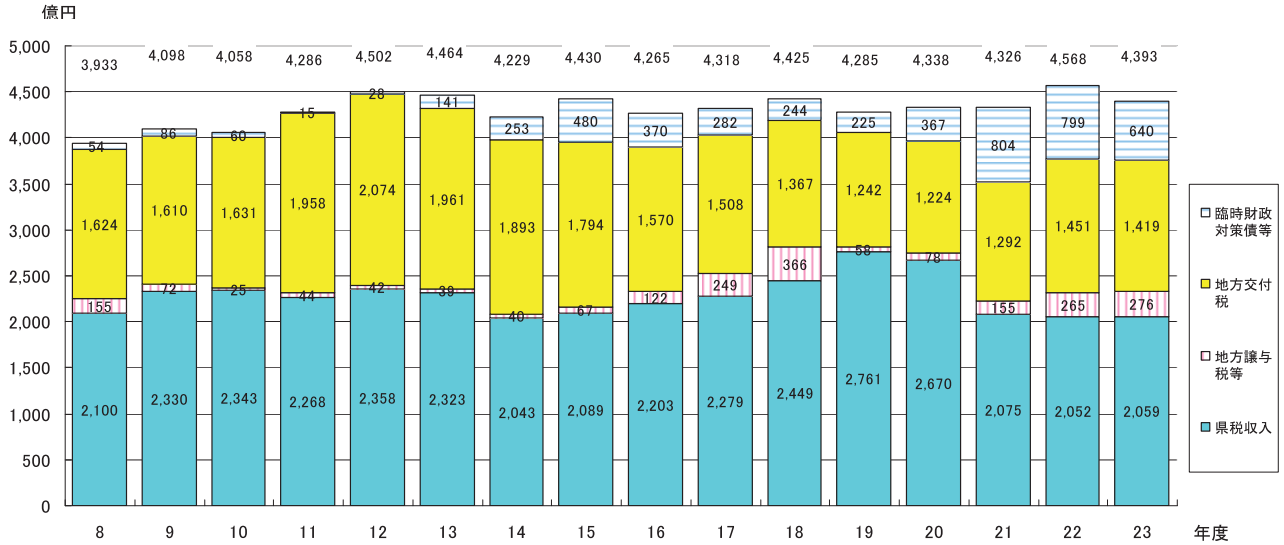
県担当課名 財政課

関係法令等 地方交付税法、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律

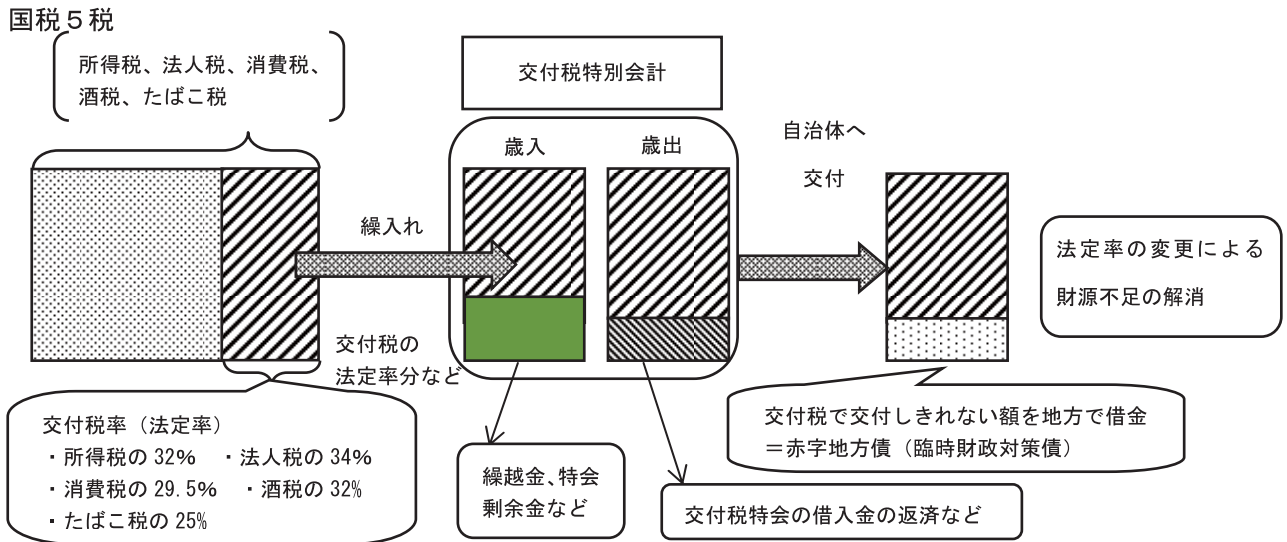


### ① 本県の地方一般財源の推移等

#### ・地方一般財源収入の推移(決算額)



#### ・交付税財源の構図



### ② 本県の定数削減の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	5年間 増減累計		参考 10年間累計	
						数	%	数	%
一般行政	4,685	4,582	4,482	4,408	4,491	▲194	▲4.1	▲493	▲9.9
教育	15,325	15,076	14,900	14,689	14,621	▲704	▲4.6	▲1,324	▲8.3
警察	3,338	3,393	3,403	3,399	3,406	68	2.0	338	11.0
公営企業	1,382	1,390	1,389	1,401	1,313	▲69	▲5.0	▲133	▲9.2
<b>総合計</b>	<b>24,730</b>	<b>24,441</b>	<b>24,174</b>	<b>23,897</b>	<b>23,831</b>	<b>▲899</b>	<b>▲3.6</b>	<b>▲1,612</b>	<b>▲6.3</b>

※ 業務移管に伴う、教育委員会等から知事部局への定数移管等は反映していない。  
 国においては、H13年からH22年で3%の削減(一般行政 非現業)にとどまっている。

### ③ 地域自主戦略交付金の本県への交付状況

	H23	H24
要望額(A)	86.8億円	111.0億円
交付額(B)	74.9億円	85.9億円
B/A(%)	86.30%	77.40%

- ⇒
- 総額の確保
  - 運用面の改善
    - ・ 予算の内閣府への一元化
    - ・ 事務手続き等の一層簡素化・共通化など

## 24 特定疾患治療研究事業の都道府県の超過負担を解消するための十分な予算の確保と法制度化

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 特定疾患治療研究事業については、昨年度国が示した、「超過負担の早期の解消をめざす」という方針に沿った事業費を確保すること。
- 2 将来にわたって制度を安定して維持できるよう、法律を根拠とする制度へ移行すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・ 特定疾患治療研究費 < 35,000 百万円 >

《現状》

- 特定疾患治療研究事業は、国が全国的な制度として設立したものであり、治療が極めて困難な上、長期の療養を要し、かつ、その医療費が高額となる特定疾患患者の経済的負担の軽減と安心を確保するために、その医療費の自己負担分を国と県で助成しているところです。
- 本県としては、引き続き医療を必要とする人々の経済的負担を軽減し、安心を確保することを目標として医療費助成を行うこととしています。

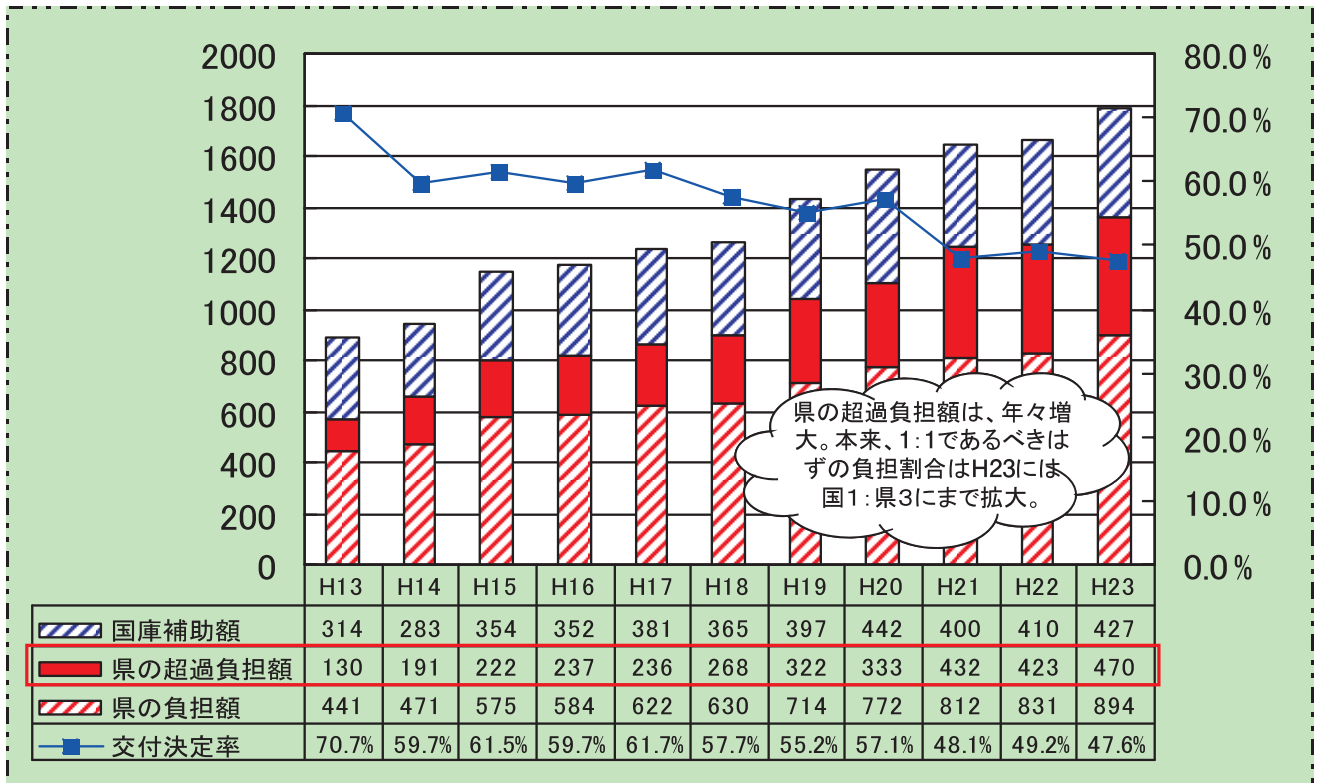
《課題》

- ① 実施要綱に規定する補助率は2分の1ですが、国の実質的な負担率は4分の1程度にとどまっているため、県が超過負担分（平成23年度実績約4.7億円）を負うこととなり、本県財政を圧迫しています。
- ② 平成24年度については、関連予算の増額（280億円→350億円）及び年少扶養控除の廃止等による増収分を超過負担分に充当することで、一定の改善が図られていますが、単年度限りの措置であることや補助金の不足は継続していることから、早急に抜本的改善措置を講じる必要があります。
- ③ 現在国の難病対策委員会において、医療費助成の対象となる疾患の追加が議論されており、今後さらなる事業費の増加が見込まれます。
- ④ 昨年度国が示した、「超過負担の早期の解消をめざす」という方針に沿った事業費の確保と、法制度化による制度の安定化が必要です。

県担当課名 健康づくり課

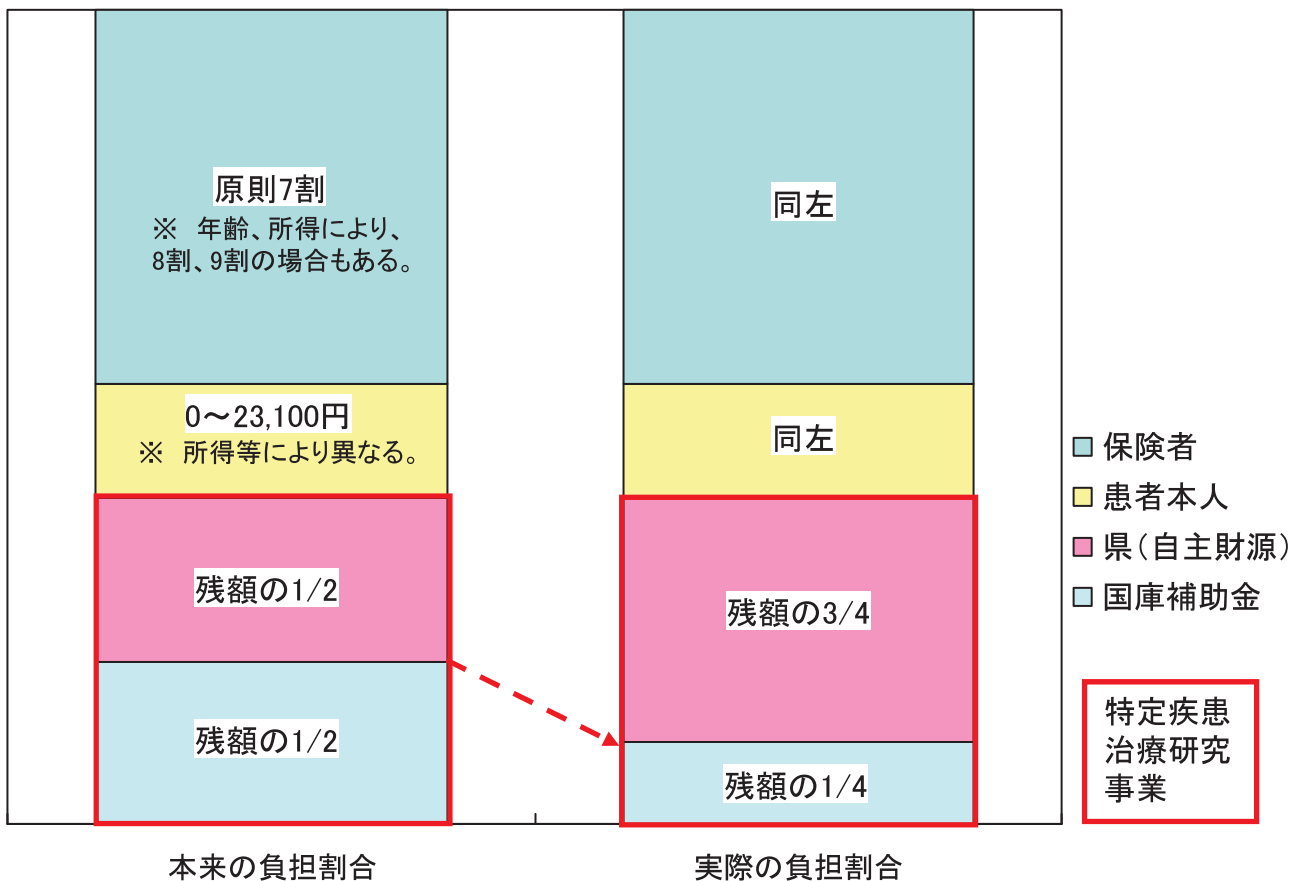
関係法令等 特定疾患治療研究事業実施要綱

【資料1】 ー総事業費に占める県の超過負担額の推移ー



(単位:百万円)

【資料2】 ー特定疾患治療研究事業に係る医療費負担の実情ー



## 25 十分な準備期間と必要な予算の確保による障がい福祉施策の円滑な実施

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

平成25年4月から施行される「障害者総合支援法」による新制度への円滑な移行に向け、県民への周知、体制の確保等に十分な準備期間を設けることができるよう、地方自治体に対し、制度の詳細に関する十分な説明や情報提供を早急に行うとともに、障がい者施策の推進に係る必要な予算の確保を図ること。

### 【現状と課題】

#### 《平成25年度概算要求の内容》

- ・ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・者支援の推進  
＜1,382,500百万円＞

#### 《現状》

- 障がい福祉サービスの支援等を規定する障害者自立支援法が改正され平成24年4月1日に完全施行されるとともに、障害者総合支援法（改正障害者自立支援法）が平成24年6月27日に公布されるなど、共生社会の実現に向けた制度改正が行われています。
- 障害者総合支援法では、身体・知的・精神障がい者に加え、制度の谷間を埋めるべく障がい者の範囲に難病等が加えられるなど、共生社会の実現に向けた新たな施策が講じられることとなっています。
- 本県では、障がい者の自立と共生のため、暮らし・日中活動の場の整備や相談支援体制の整備など障がい福祉サービスの充実を図るとともに、適切なサービスを提供するための指導などを実施しています。

#### 《課題》

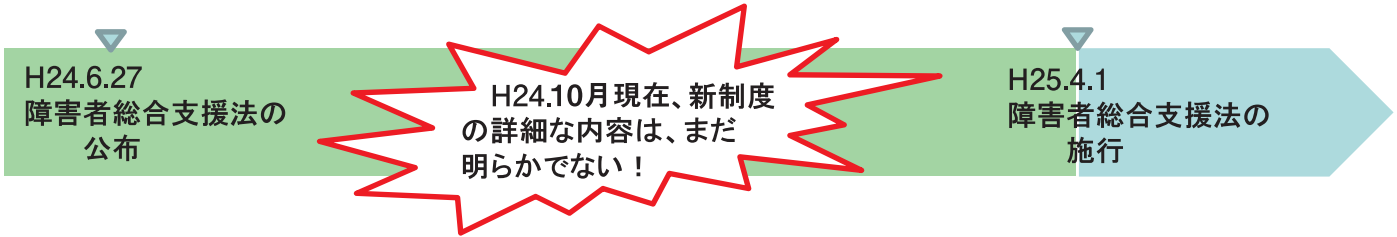
- ① 来年4月1日に迫った障害者総合支援法の施行を円滑に実施するため、地方に十分な準備期間と必要な予算を確保するよう、今年5月の本県の政策提言活動をはじめ、8月の近畿府県障害保健福祉関係主管課長会議等において再三要望を行ってきましたが、状況に変化はありません。
- ② 法改正に伴う政省令の改正が遅れているために、新たに講じられる制度の具体的な内容の詳細が示されず、本県においても県民や関係者への周知、必要となる条例制定、予算編成、組織体制の確保などあらゆる準備が進まず、円滑な導入に支障を来しています。
- ③ 障がい者の日常生活・社会生活支援のための体制の整備や良質な障がい福祉サービスの確保などの実施に加え、障がい者の対象の拡大など障害者総合支援法に係る事業費の増加など、障がい者施策の推進に係る予算の確保が必要です。

県担当課名 障がい福祉課

関係法令等 障害者自立支援法、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱  
障害者総合支援法



# 障がい福祉施策の円滑な実施に向けて



## 障害者総合支援法の内容

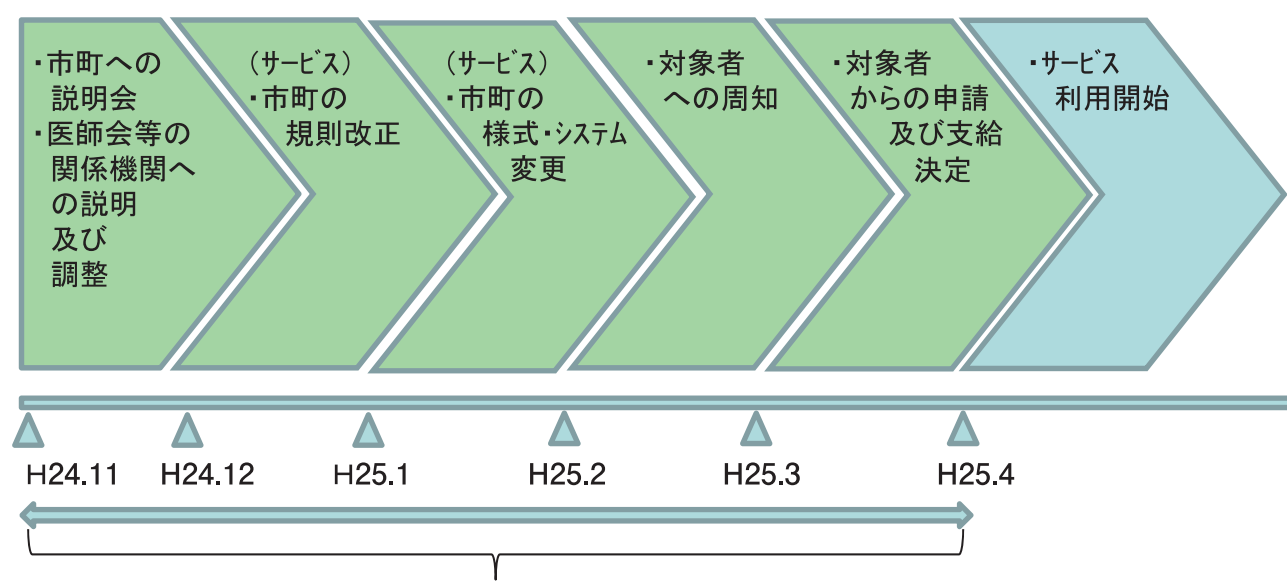
- 障がい者の範囲の見直し(平成25年4月1日施行)  
 難病等を障がい者の定義に追加。対象となる者の範囲については、政令で定める。  
 <検討状況>
  - ・具体的な対象者の範囲については、現在、難治性疾患克服研究事業「今後の難病対策のあり方に関する研究班」において調査・分析中(平成24年9月現在)。
  - ・厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会では、今回の法改正にあわせ、「難病手帳(カード)(仮称)」制度のあり方についても検討中。

現状の範囲	難病等(対象となる者の範囲は検討中) 【参考】 特定疾患治療研究事業対象疾患(56疾患) 三重県内では、約13,000人 うち重症認定患者 約1,500人
県内手帳所持者 身体障がい者 約74,000人 知的障がい者 約12,000人 精神障がい者 約8,600人	追加

これに伴い、

○平成25年4月1日付で新たな障がい福祉サービスの対象者の支給決定を行うには、施行日までに対象者からの申請を受けて、障がい者の認定を行う必要がある。

## 想定される今後必要となる事務処理



5ヶ月(11月に詳細な内容が示されたとしても非常に厳しい準備期間)

上記以外にも

「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」など8本の省令が未改正

影響

地域主権一括法施行にともない、平成25年4月1日から施行の「障がい福祉サービス等の設備・運営に関する基準を定める条例(8本)」の制定(改正)

## 26 海岸漂着物対策の推進

(環境省、総務省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 伊勢湾は閉鎖性の内湾であり、河川を經由して流出したごみ等が海岸に多量に漂着することから、その回収・処理に要する経費に係る財政支援措置を創設し、十分な財源を確保すること。また、補助対象区域は、重点区域全域とすること。
- 2 海岸漂着物を削減するには、河川におけるごみの清掃や散乱防止対策など、流域圏での発生抑制対策が重要であることから、その経費に係る財政支援措置を創設すること。  
また、海岸漂着物対策を実施していくには、県境を越えた広域的な協議のほか、地域ごとの実状に応じた検討が重要であることから、これら検討会の運営等に係る財政支援措置を創設すること。
- 3 環境省の平成25年度事業(概算要求中)である「漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業」における漂着ごみの原因究明調査、モニタリング、漂流・海底ごみの実態調査等について、流域の三県一市が連携して取り組んでいる伊勢湾をモデルに実施すること。

### 【現状と課題】

#### 《平成25年度概算要求の内容》

- ・海岸漂着物処理推進事業費補助金<100百万円>

#### 《現状》

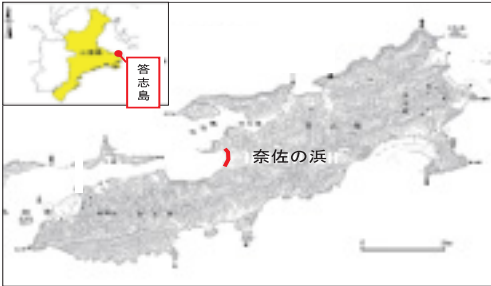
- 伊勢湾は閉鎖性の内湾であることから、流域の河川を經由して流出したごみ等が湾内の海岸、特に湾口部の離島などに大量に漂着しており、本来の美しい海岸景観だけでなく、自然環境や漁業にも影響を及ぼしています。  
年間の漂着量は、三重県側だけでも約8千トンと推定されており、海岸管理者やボランティア団体が清掃を行っても、短期間でまた元に戻る状況です。
- 伊勢湾流域圏の東海三県一市では、海岸漂着物の効率的な発生抑制対策を実施するため、海岸漂着物対策検討会を設置して、情報共有や河川の上下流の連携による対策を進めています。  
また、県内でも地域ごとに検討会を設置して、関係者が地域の実状に応じた対策を実施することとしています。

#### 《課題》

- ① 三重県では平成23年度に「三重県海岸漂着物対策推進計画」を策定し、伊勢湾内の海岸等を重点区域に定め、回収・処理を進めていますが、地域グリーンニューディール基金が平成23年度で終了したことから、これと同等の財政支援措置の創設及び市町が行う処理費に係る特別交付税措置等が必要です。
- ② 海岸漂着物対策は、ボランティア活動等による流域圏の河川清掃や散乱防止対策により、ごみが海に流出する前に回収することが効果的であることから、県境を越えた河川の上下流や各地域で連携した対策を進める必要があり、その実施に係る経費及び関係者の検討会運営費用等に対する財政支援措置の創設が必要です。
- ③ 伊勢湾の海岸漂着物は、大部分がその流域圏から発生したものであるため、効果的な対策に向け、流域の三県一市が連携して取り組んでいる伊勢湾をモデルとして、原因究明や実態把握等の調査を実施することが必要です。

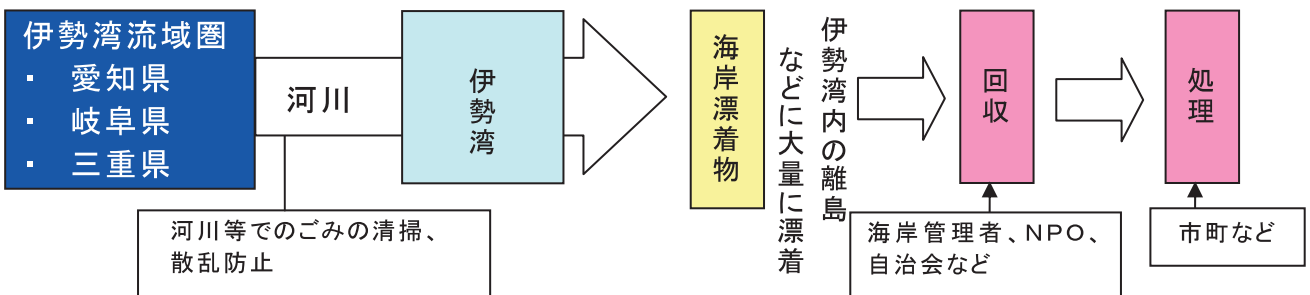
県担当課名 大気・水環境課  
関係法令等 海岸漂着物処理推進法

## 三重県(答志島)における海岸漂着物の現状



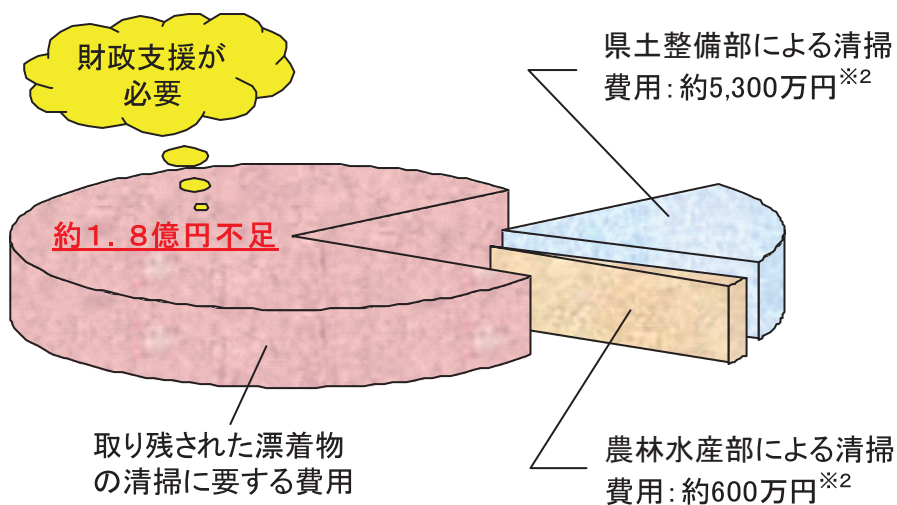
流木や灌木に混じってペットボトル等の生活ごみや大型フロート等が漂着。離島であることから、回収・処理に大きな負担が生じる。

## 海岸漂着物の発生から回収・処理に至る流れ



## 海岸漂着物の回収・処理に要する費用

約2.4億円<sup>※1</sup>



※1 伊勢湾沿岸（三重県内）に漂着するごみ（年間約8千トン）を全量処理するために必要な経費（全量を一般廃棄物とし、収集・処分費用を3万円/tとした。）

※2 回収・処理費用は平成24年度予算（伊勢湾外含む）

## 27 離島における定住条件の整備に係る支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

離島にいきいきと住み続けられる環境を整備するため、「改正離島振興法」第7条の2による「離島活性化交付金等事業計画」に位置づける事業について、津波防災をはじめ、海岸漂着物処理、医療体制の確保など離島の活性化に資するソフト施策を充実させること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

・離島活性化交付金（仮称）＜800百万円＞（国土交通省）

《現状》

- 本県では、志摩諸島〔神島、答志島、菅島、坂手島（以上鳥羽市）、渡鹿野島、間崎島（以上志摩市）〕が離島振興法第2条に規定する離島振興対策実施地域に指定されています。
- これまで、「三重県離島振興計画」に基づき、離島地域の自立的発展を促進する取組を実施してきましたが、離島地域における人口減少、高齢化、産業の衰退は深刻な状況にあります。
- このような中、「改正離島振興法」が成立し、「離島活性化交付金等事業計画の作成」（第7条の2）などが新たに加えられました。

《課題》

離島にいきいきと住み続けられる環境を整備するため、津波防災、海岸漂着物処理、医療体制の確保など離島が抱えるさまざまな課題を解決するとともに、産業の振興、地域の活性化を図ることが求められています。

※参考

改正離島振興法(抜粋)

第7条の2（離島活性化交付金等事業計画の作成）

都道府県は、離島振興計画に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）のうち、離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等（その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村その他の者（以下「離島関係市町村等」という。）が実施する離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を含む。）を実施するための計画（以下「離島活性化交付金等事業計画」という。）を作成することができる。

県担当課名 南部地域活性化推進課

関係法令等 離島振興法





**三重県の離島振興対策実施地域  
(志摩諸島)**  
 鳥羽市：神島、答志島、菅島  
 坂手島  
 志摩市：渡鹿野島、間崎島



《津波防災》  
 ・避難経路の整備、維持管理  
 ・孤立化の防止

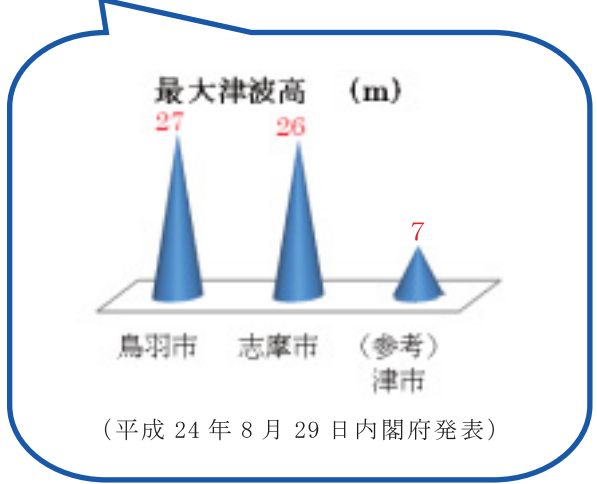


神島 津波避難場所の指示プレート

《海岸漂着物処理》  
 ・養殖漁業への悪影響等や  
 海岸景観の低下を防ぎ、定  
 住化を促進



答志島 奈佐の浜 ボランティアによる海岸清掃活動



《医療体制の確保》

- ・眼科医、産婦人科医等の配置
- ・高次医療に対応する検査機器等の整備
- ・医師不在時の救急患者搬送手段の確保
- ・医師の確保における支援体制の構築

## 28 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討すること。
- 2 中間駅の設置効果を最大限に引き出すため、在来鉄道、高速道路とのアクセス整備や駅周辺のまちづくりなどの既存の財政的支援の充実や新たな支援制度を創設すること。

【現状と課題】

### 《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・社会資本整備総合交付金 <1,505,575百万円>
- ・鉄道駅総合改善事業費補助金 <558百万円>
- ・幹線鉄道等活性化事業費補助金 <1,548百万円>

### 《現状》

- JR東海は、リニア中央新幹線の東京・大阪間のうち、東京・名古屋間については、昨年公表した「計画段階環境配慮書」において、概略のルートや駅位置を示し、環境影響評価を進めています。
- 現在のJR東海の計画では、平成39年に東京・名古屋間を開業し、その後、経営体力を回復した上で、平成57年に大阪まで整備するとしています。
- 本県では、県と県内関係市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」での活動を中心に、沿線の都府県で構成する「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」においても、その一員として、連携・協力して、全線同時開業に向けた取組を進めています。
- 全線同時開業に向け、本県と同じ名古屋・大阪間の中間駅設置予定県である奈良県との連携を強化するとともに、紀伊半島知事会議や中部圏知事会議においても議論を行い、取組を展開しています。

### 《課題》

- ① リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・大阪間の全線同時開業が必要です。
- ② リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業は、JR東海の経営努力だけでは実現が困難であることから、国による積極的な関与が不可欠です。
- ③ リニア中央新幹線の中間駅設置に伴う、在来鉄道や高速道路とのアクセス整備や駅周辺のまちづくり等に対する国の支援も必要です。

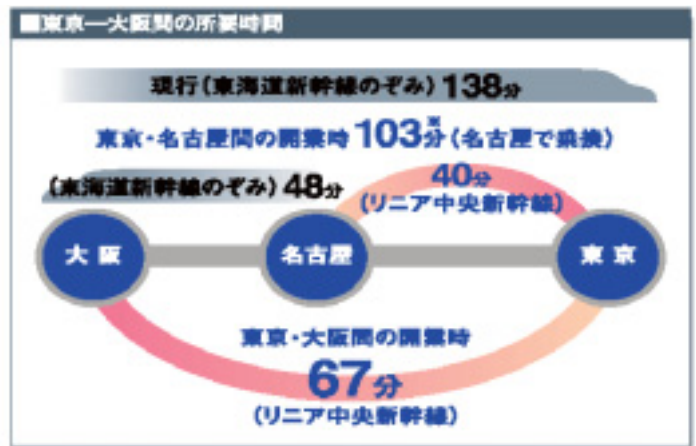
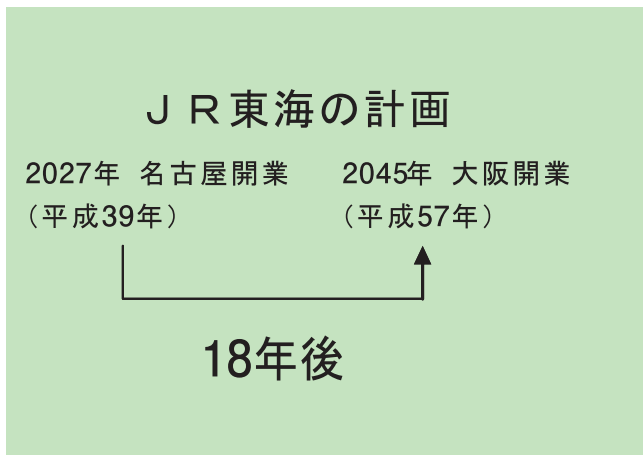
県担当課名 交通政策課

関係法令等 全国新幹線鉄道整備法

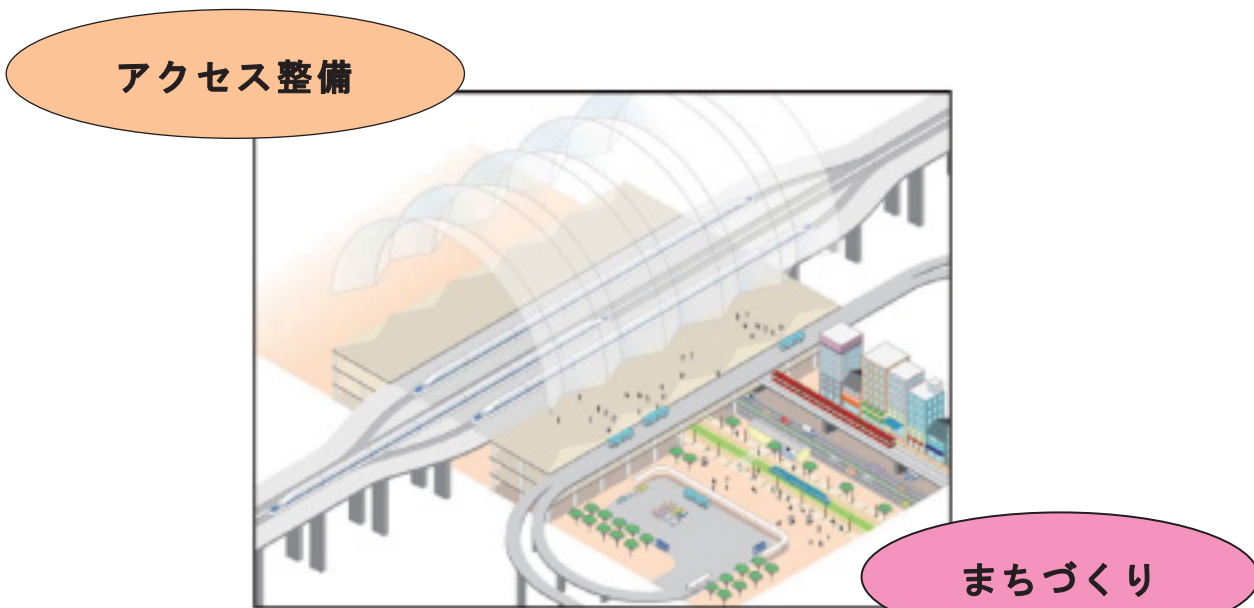
## 【リニア中央新幹線ルート概念図】



## 【JR東海の計画、東京・大阪間の所要時間】



## 【アクセス整備とまちづくり】



駅アクセス圏拡大のための駅及び駅周辺イメージ

出典：交通政策審議会中央新幹線小委員会答申（平成23年5月）参考資料



## 29 川上ダム建設事業の促進

(国土交通省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、また、利水の面においても地域にとって必要不可欠な施設であることから、速やかに検証を行い、平成27年度の完成工期を厳守すること。
- 2 川上ダムは、国の治水政策の転換に基づき「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」とされ、検証作業中は新たな段階である「本体工事」には進めない状況となっている。これに伴い増加する費用（検証作業中の水資源機構の事務経費、及び水資源機構立替建設費用に対する利息）は、国において負担する措置を講ずること。

### 【現状と課題】

#### 《平成25年度概算要求の内容》

- ・独立行政法人水資源機構事業 <24,497百万円>

#### 《現状》

- 川上ダムは、検証の対象となっていることから、本体工事の準備工事となる転流工工事が完了しているものの、新たな段階となる本体工事に進めない状況となっています。
- 平成21年4月に閣議決定された淀川水系水資源開発基本計画、及び、平成23年2月に変更認可された事業実施計画において、工期は昭和56年度から平成27年度までと位置づけられていることから、平成27年度を完成目標としています。

#### 《課題》

##### [治水]

- ① 過去から幾多の水害に悩まされた本県伊賀地域（木津川上流地域）の治水対策として、狭窄部である岩倉峡の開削を要望してきましたが、狭窄部の開削は都市化が進む下流地域の洪水リスクを高めることとなることから、「上野遊水地、川上ダムと河道掘削」で対応する治水計画を苦渋の選択の上、受け入れた経緯があります。
- ② 昭和28年洪水では約540ha、約200戸の浸水被害を受け、最近では、本年（平成24年）の台風17号の接近の際、ダム下流域において一時住民が避難しており、一刻も早いダムの完成による、伊賀地域の治水安全度向上が望まれています。

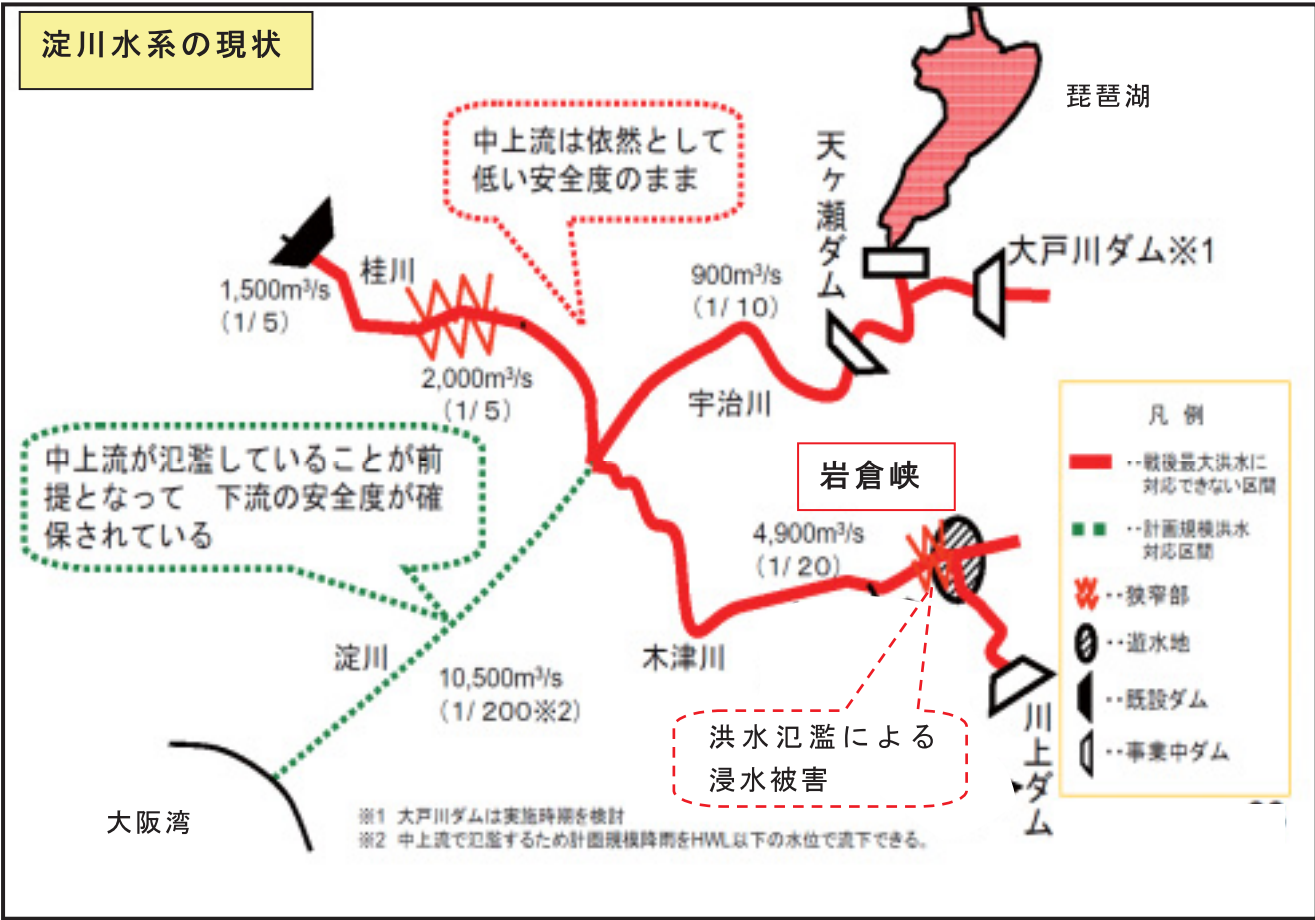
##### [利水]

- ① 伊賀市水道事業では、川上ダムの完成が遅延していることから、暫定豊水水利権による取水となっており、水道水源として不安定な状態です。
- ② 完成工期が延伸する場合には、検証作業中の水資源機構の事務経費、及び水資源機構立替建設費用に対する利息が嵩み、利水者負担も増大することから、本体工事の早期着手を伊賀市からも要望されています。

県担当課名 地域連携部 水資源・地域プロジェクト課、環境生活部 大気・水環境課  
国土整備部 河川・砂防課、企業庁 水道事業課  
関係法令等 河川法、水資源開発促進法、水資源機構法



# 淀川水系の治水安全度の現状

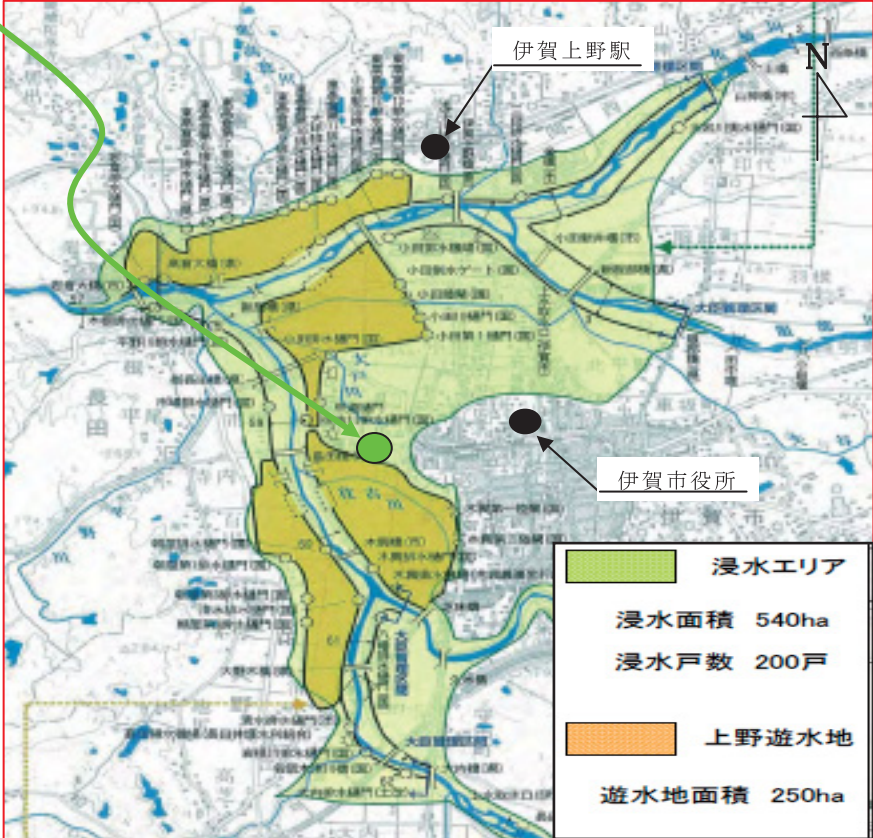


S28

## 浸水実績図及び浸水状況（昭和28年台風13号）



現在



# 30 治安対策の充実・強化

(総務省、国家公安委員会・警察庁)

【提言・提案事項】 制度・予算

治安を維持するための人的基盤の充実・強化が必要であるため、警察官を増員すること。

## 【現状と課題】

### 《平成 25 年度概算要求の内容》

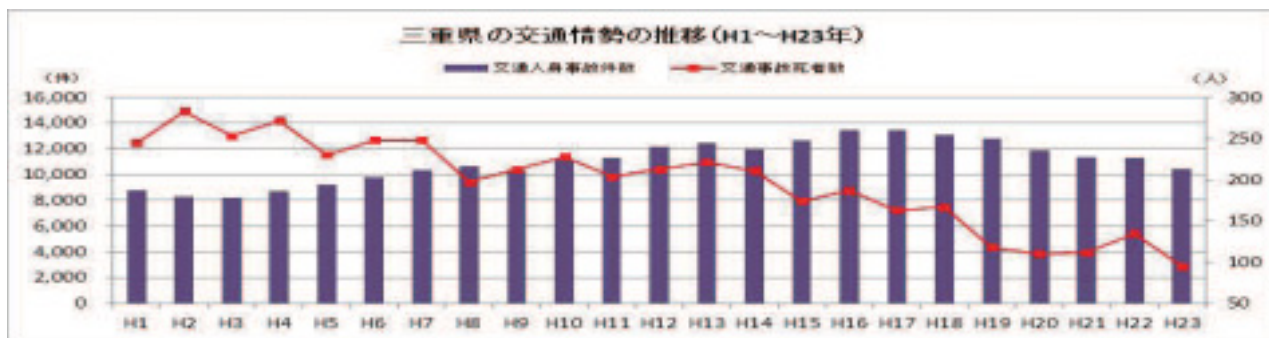
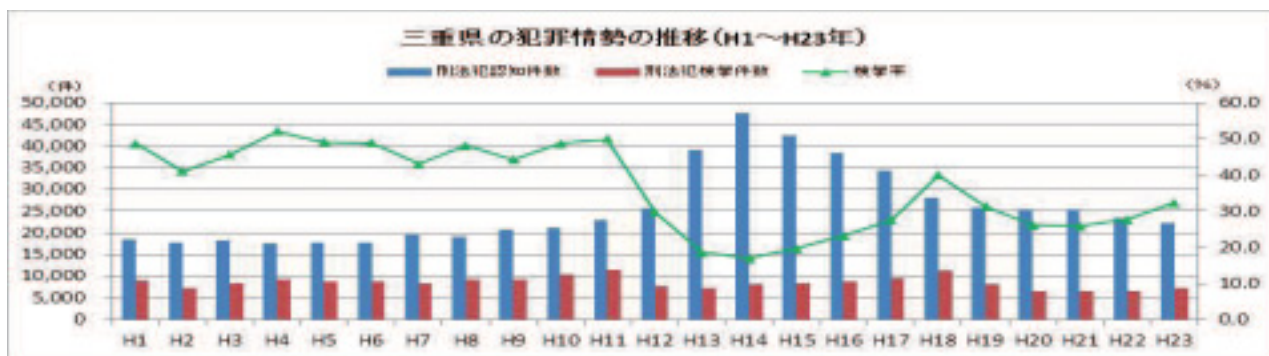
- ・ 地方警察官の増員＜545人＞（警察庁）

### 《現状》

- 刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にありますが、平成23年は22,215件と20,000件を越えた平成9年以前の平成初期（平成元年から平成8年）の平均認知件数18,300件と比較すると、いまだ高い水準（約1.2倍）にあり、殺人、強盗等の凶悪犯罪が後を絶たないなど、県民の日常生活を脅かしています。
- 交通事故死者数は減少傾向にあるものの、いまだ100人近くの尊い命が失われており、依然として、飲酒運転等悪質・危険違反による事故が後を絶たないなど、厳しい状況にあります。

### 《課題》

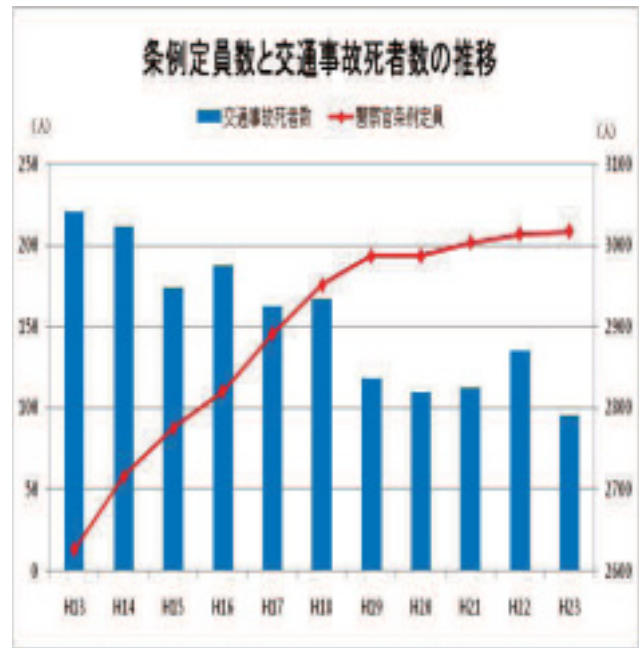
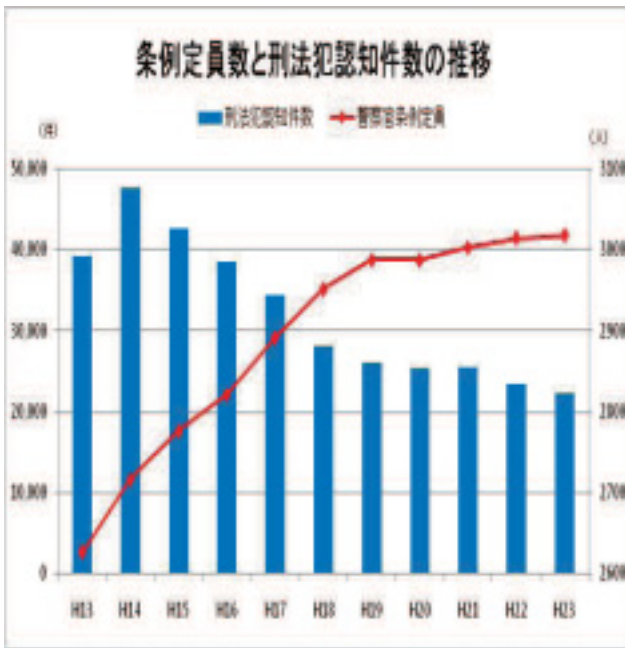
地方警察官の増員や諸施策の推進などにより、刑法犯認知件数、交通事故死者数は減少傾向で推移していますが、増員数の減少に伴い、その減少幅が小さくなっていることから、一層の治安維持を図るため、増員によって警察力を強化する必要があります。



県担当課名 警察本部警務課  
 関係法令等 警察法



## 警察官の増員と治安情勢の推移について（三重県）



## 平成 24 年度警察官一人当たりの負担人口等（近隣府県）



- 三重県の地勢は、中京圏と近畿圏の中間に位置し、地形も南北に長く、延長距離が約 170km に及び、警察力を分散せざるを得ない。
- 警察官一人当たりの負担人口及び業務負担は、いずれも全国平均を大きく上回っている。

### 【警察官一人当たりの業務負担】

- ・ 刑法犯認知件数 7.43件/人 (全国第6位)
- ・ 交通事故発生件数 3.48件/人 (全国第13位)

警察官政令定員の更なる増員

**治安対策の充実・強化！**

# 31 被災者生活再建支援制度の適用対象の拡大

(内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

自然災害の発生により被災した複数市町のうち、一部の市町のみ被災者生活再建支援制度が適用されることとなった場合、すべての被災地域が制度の対象となるよう、適用対象を拡大すること。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

- ・被災者生活再建支援補助金＜600百万円＞
- ・被災者生活再建支援法関連調査等＜46百万円＞

《現状》

- 現行の被災者生活再建支援制度では、一定以上の規模で同一の自然災害であっても、住宅が全壊した世帯数が基準に満たない市町については、制度の適用対象外となります。
- 昨年9月の紀伊半島大水害で被災した市町のうち、全壊した住宅が1世帯である市町が生じ、制度の適用対象外となりました。

《課題》

- ① 被災者生活再建支援制度の適用対象となる自然災害の規模を一定以上とする必要性は認められます。しかしながら、一定以上の規模で同一の自然災害と認められた場合には、全壊した住宅が存在する市町村すべてについて、同制度の適用対象としなければ、被災者間で不公平感が生じます。
- ② したがって、現行制度で一部地域が適用対象となる自然災害が発生した場合には、すべての被災地域が同制度の適用対象となるよう要件の緩和が必要です。

県担当課名 災害対策課

関係法令等 被災者生活再建支援法 災害救助法

○紀伊半島大水害により全壊した住宅が存在するものの、適用対象外となった市町  
(基準⑥で適用外：大台町) (基準②で適用外：津市)



山腹崩壊（表層）による被害



山腹崩壊（表層）による被害

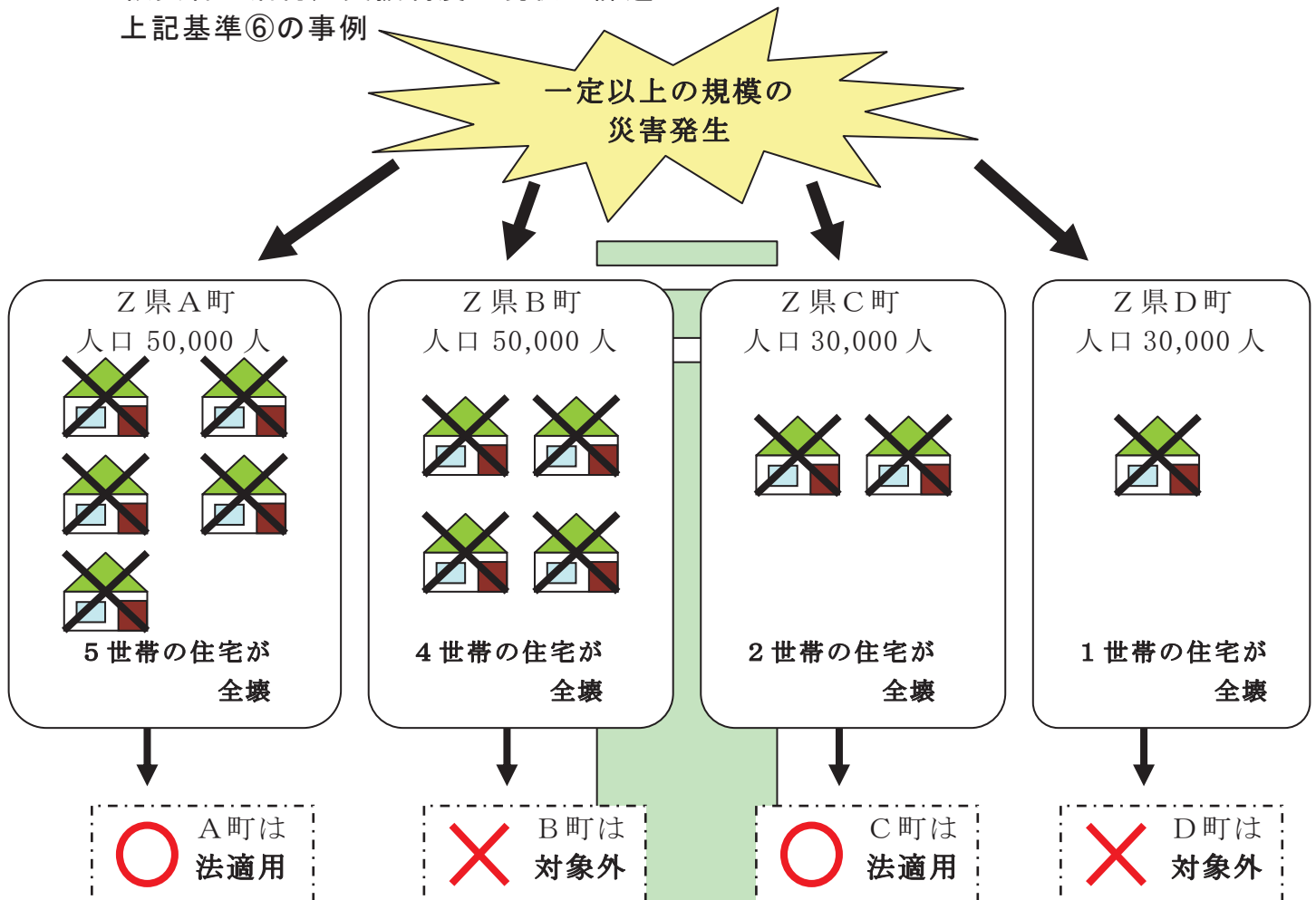


## ○被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害の基準

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
  - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
  - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
  - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
  - ⑤ ①～③の区域に隣接し、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
  - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）  
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

## ○被災者生活再建支援制度の現状と課題

上記基準⑥の事例



### 【課題】

一定以上の規模で同一の自然災害と認められた場合、全壊した住宅の数が基準以下の市町村についても、同制度の適用対象としなければ、被災者間で不公平感が生じる。

## 32 災害救助法に基づく救助に要する国の費用負担の明確化等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

災害救助に関する国の責務を明確にし、下記内容を十分考慮の上、災害時の確実な財源措置を講じること。

- 1 病院等との協定に基づくDMAT、医療救護班の派遣に関する人件費や旅費を医療のために支出できる費用に含めること。
- 2 医師に同行しない保健師、管理栄養士等の派遣による被災者への保健指導等を医療救助に位置づけること。
- 3 事務費の算定基準について、救助費に対する事務費の算定割合を撤廃し、事務費全額を救助費総額に含めること。
- 4 災害救助基金の取扱いについては、地方分権改革に向けた取組が進む中、制度のあり方について再検討すること。

【現状と課題】

《現状》

- 災害救助法に基づく救助は、災害の程度や救助の期間、国庫負担の対象となる費用など、国が定める基準により実施されています。また、災害救助基金は災害救助法を適用した場合の救助の原資となるもので、都道府県は基金の積み立てが義務付けられています。
- 本県においても、災害救助法に基づき、東日本大震災の被災地へ医療救護班、保健師班等の派遣や、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害により甚大な被害が発生した地域に対し救助を実施してきました。
- しかし、国の基準に明確に位置づけられていない費用や、災害救助にもかかわらず、国の基準を満たさないために原資であるはずの基金を充てられない費用も生じています。
- また、災害救助基金の法定最少額は、普通税収入額を算定根拠とするため、毎年増減します。積立残高が法定最少額を下回った場合は積立を行う必要がありますが、厳しい財政事情においては、困難な場合があります。さらに、積立残高が法定最少額を大きく上回る場合であっても、限定された用途の範囲でしか取り崩しができません。
- こうした地方の声を受け、国の防災対策推進検討会議の最終報告において、災害救助法に基づく救助の実施基準や、災害救助基金の用途の見直しに係る必要性が報告されているところです。

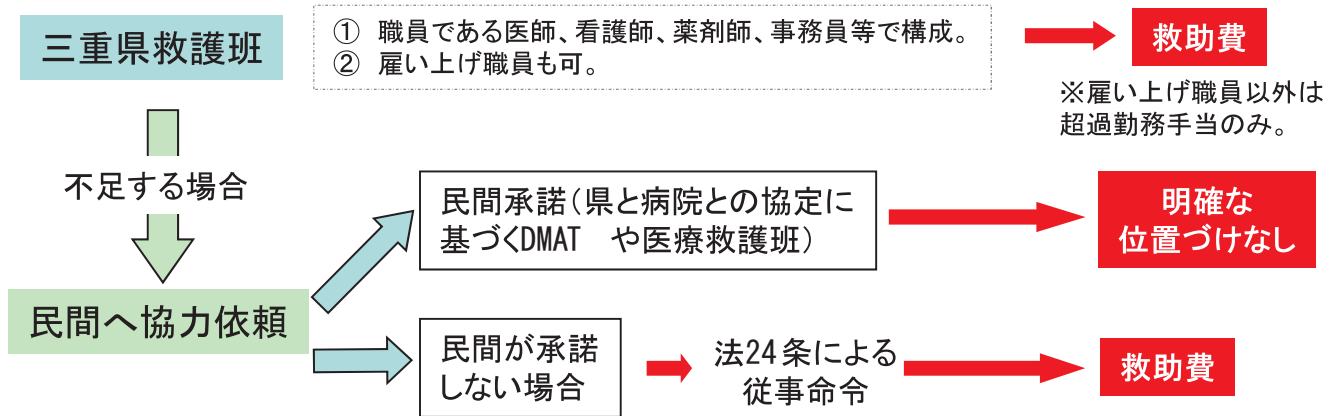
《課題》

- ① DMAT、医療救護班の派遣による医療救護における医師等の人件費について、雇い上げた場合は救助費に位置づけられますが、病院等との協定に基づく派遣の場合は、明確な位置づけがありません。旅費についても同様です。
- ② 医師に同行しない保健師、管理栄養士等の派遣による被災者への保健指導等について、東日本大震災に関しては医療救助と位置づけられましたが、通常の災害については明確な位置づけがありません。
- ③ 事務費に対する国庫負担の上限は救助費用に対する割合で算定されますが、本県では実際に要した事務費が当該上限を大きく上回っているため、事務費の算定割合の撤廃が必要です。
- ④ 災害救助基金は、その制定当時（昭和22年）には、国が全国一律に災害に備えた財源確保を地方に担保させるために必要だったものと考えますが、地方分権に向けた取組が進められている現在においては、制度そのものの再検討が必要と考えます。

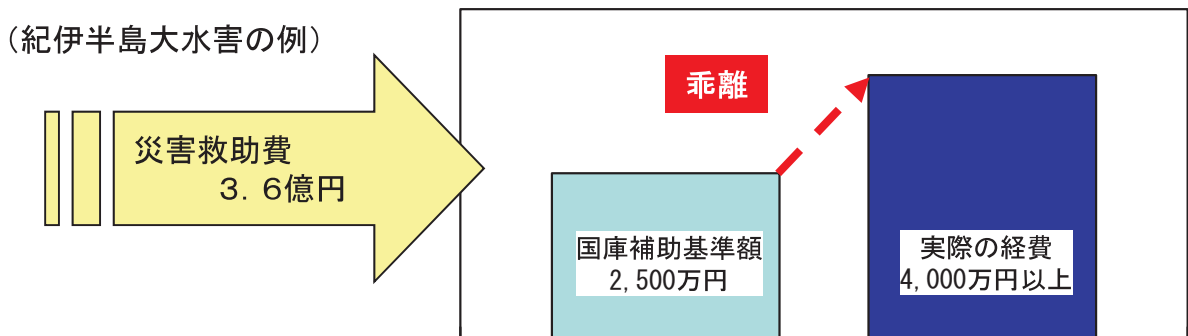
県担当課名 健康福祉総務課

関係法令等 災害救助法、災害救助法施行令、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準、災害救助費の国庫負担について

【資料1】 一災害救助法により支弁される人件費の例一



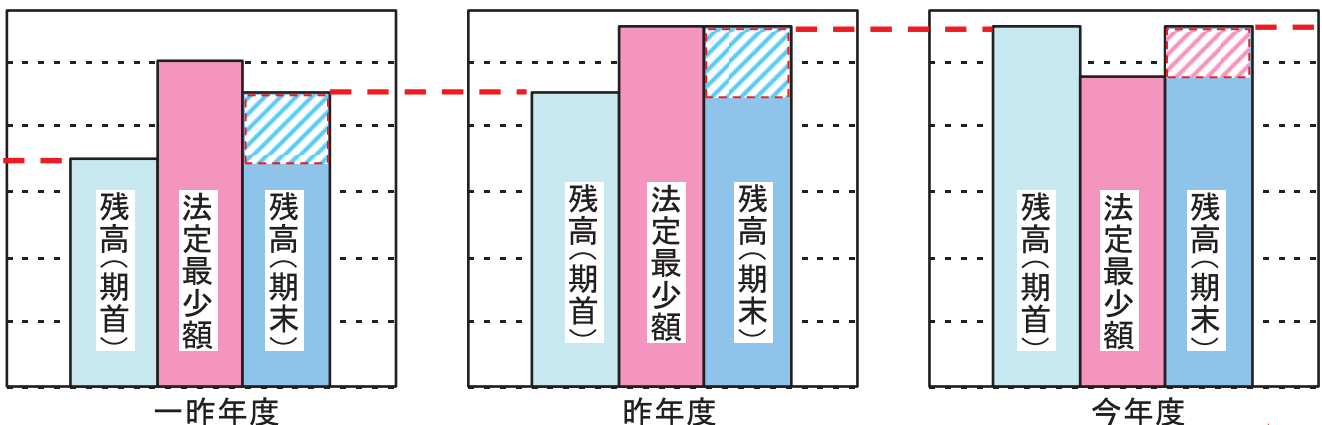
【資料2】 一事務費における補助額との乖離一



【資料3】 一災害救助基金の法定最少額の考え方一

法定最少額 当該年度の前年度の三年間における平均年収額の千分の五 当然… 毎年変動

※わかりやすくするため、法定最少額の変動を大きく設定しています。



法定積立額 = 当該年度における災害救助基金の最少額の1/5に相当する額。積立金の運用による利息分も充当。

残高が法定最少額を上回っても災害救助法の適用がない限り取り崩し不可。

その他にも…

- 基金の用途は限定されており、県外の被災地支援、県内の漁業被害への対応等には使えない
- 災害のレベル(人口に応じた住家の全壊、全焼、流失数等の基準)を満たさない場合は使えない

財政難の時代に使い勝手が悪い

## 33 県が管理する国立公園施設に係る災害復旧制度の創設

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

県が管理している国立公園施設について、災害復旧制度を国において創設すること。

### 【現状と課題】

#### 《平成25年度概算要求の内容》

- ・自然公園等事業費<7,412百万円>

#### 《現状》

- 自然公園等施設については災害復旧制度がなく、また、自然公園等施設のうち、国立公園内の施設整備事業については、国の補助金等の支援制度が平成16年度までありましたが、平成17年度以降廃止されました。
- 県では、平成16年度以前に国立公園内に整備した施設があり、国の補助金等の支援制度が廃止された後も引き続き、維持管理を行っています。
- 平成23年9月に発生した紀伊半島大水害では、国立公園内にある県が整備した自然公園等施設が大きな被害を受けましたが、一部は新規事業として国の直轄事業に採択されたものの、大部分は県単独事業により復旧を進めています。

#### 《課題》

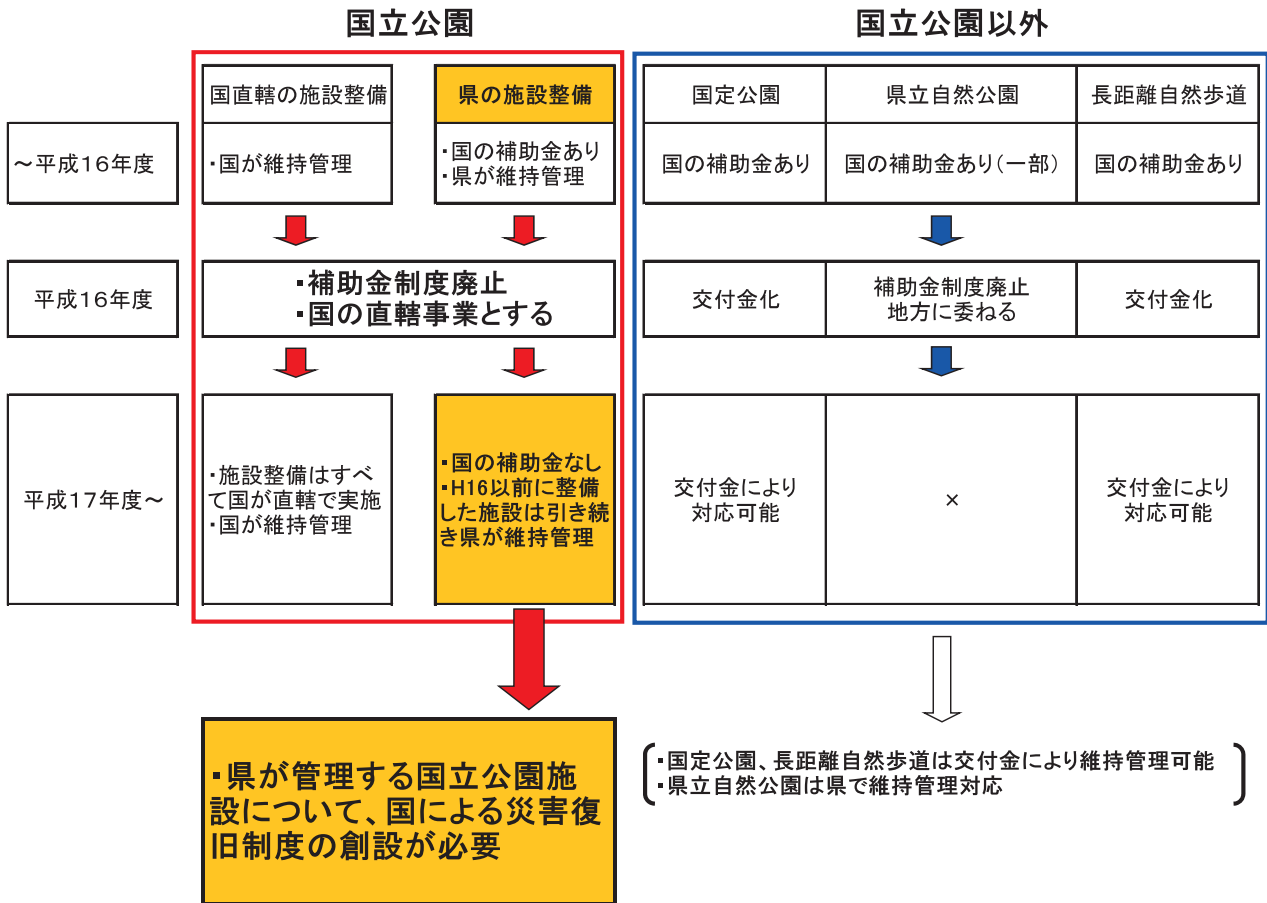
国立公園内に、環境省所管の補助金を活用して平成16年度以前に県が整備した施設が多数あります。平成23年9月の紀伊半島大水害など突発的に甚大な被害が発生した場合には、予算の確保や迅速な復旧ができないなどの課題があることから、新たに災害復旧制度の創設が必要です。

県担当課名 みどり共生推進課

関係法令等 自然公園法



## 国立公園等の災害復旧に関する国の支援制度



### ● 県が整備した国立公園施設(17施設)

公園名	施設名			
伊勢志摩国立公園	鶺倉園地	鳥羽休憩所	渡鹿野園地	大王崎園地
	登茂山園地	箱田山園地	金比羅山線歩道	岩屋・築上園地
	答志島園地	音無山園地	阿津里浜園地	
吉野熊野国立公園	大杉谷登山歩道	鬼ヶ城園地	阿田和園地	
	楯ヶ崎園地	七色峡園地	飛雪ノ滝野営場	

\* 着色箇所は紀伊半島大水害により被災

### 【吉野熊野国立公園 飛雪ノ滝野営場 被災状況】



## 34 高病原性鳥インフルエンザの発生時に雇用調整助成金が早期に支給されるための措置の充実・強化

(厚生労働省、農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限解除後、直ちに、畜産農家等が雇用調整助成金を円滑に利用できるよう、支給要件の緩和や利用手続きに係る特例措置を早期に行うこと。

【現状と課題】

《平成 25 年度概算要求の内容》

・雇用調整助成金 <117,500百万円>

《現状》

- 雇用調整助成金制度は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う防疫上、生産活動の縮小を余儀なくされた畜産農家等が家畜の飼養管理等に熟練した優秀な従業員の雇用を維持するために利用できる非常に有益な制度です。
- 平成22年4月から国内で発生した口蹄疫に関しては、支給要件の緩和に加え特例措置が設けられたことから、移動制限解除後の1か月間の生産量や売上額などの見込みが、発生前1か月間の実績や前年同期と比較して5%以上減少する場合には、**移動制限解除後直ちに**、助成金の申請が可能となりました。
- 一方、平成22年11月から翌年2月にかけて国内で頻繁に発生した高病原性鳥インフルエンザに関しては、支給要件の緩和が一部実施されたものの、利用手続きに係る特例措置が設けられなかったことから、移動制限解除後1か月間の減少見込みではなく減少実績が支給条件となり、**移動制限解除後直ちに**、助成金の申請ができませんでした。
- なお、これらの支給要件の緩和及び利用手続きに係る特例措置は、家畜伝染病の発生が終息したことをふまえ、平成24年4月に廃止されています。

《課題》

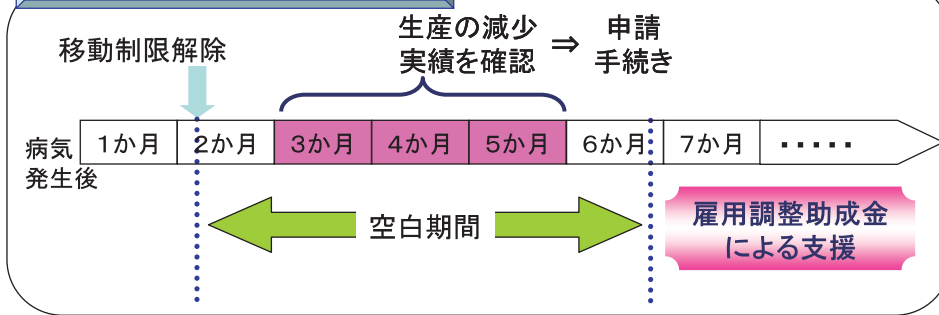
- ① 雇用調整助成金制度の支給要件の緩和や特例措置については、雇用環境が悪化する事案の発生時において臨時的に設けられており、一定期間が過ぎると失効します。このため、高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、その都度支給要件の緩和や特例措置の設定が行われる必要があり、これらの発動が遅くなった場合には、畜産農家等の負担の増大が懸念されます。
- ② 高病原性鳥インフルエンザの発生時においても、これまでの口蹄疫の発生時と同様の支給要件の緩和に加え、特例措置を行うことにより、畜産農家等が移動制限解除後直ちに、雇用調整助成金を申請できるようにすることが必要です。

県担当課名 農畜産課

関係法令等 雇用保険法

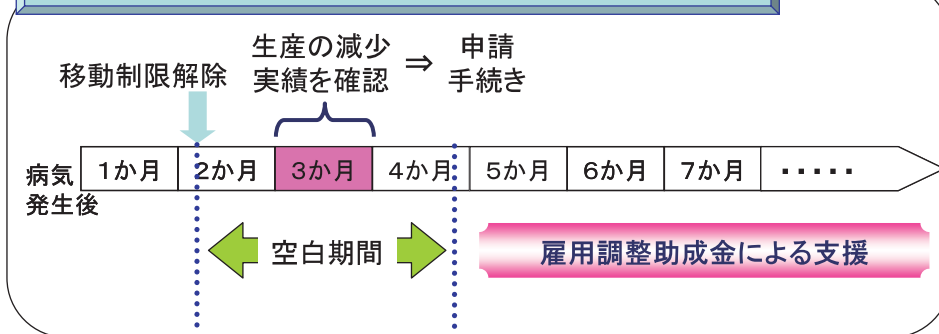
■ 雇用調整助成金の利用の流れ

現行の雇用調整助成金制度



移動制限解除後  
**3か月以上**  
利用できない

平成22年の高病原性鳥インフルエンザ発生時の措置



移動制限解除後  
**1か月以上**  
利用できない

要望点

新たな発生時において、次の措置を併せて**早期**に実施することが必要

① 支給要件の緩和

… 生産の減少実績期間が 3か月 → 1か月

② 特例措置

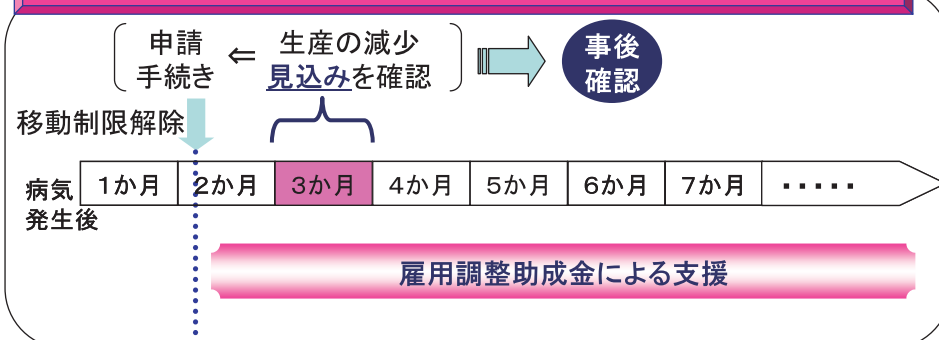
… 実績ではなく 見込み で申請が可能

【①と②をあわせたイメージ】

移動制限解除後  
3か月間の生産実績 → 移動制限解除後  
1か月間の生産 見込み

畜産農家等に  
負担が生じないよう  
措置が講じられる  
必要あり

今回の要望による新たな措置(平成22年の口蹄疫と同様の措置)



移動制限解除後  
**直ちに**  
利用が可能

## 35 訪日観光旅行に関する査証発給要件の緩和

(観光庁、外務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）における重点市場であるタイからの観光旅行に関する査証発給要件の緩和、査証申請手続きの簡素化を行うこと。また、査証免除措置の検討を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- タイ人が日本に観光目的で入国する場合には、査証を取得する必要があります。
- 平成24年6月1日より、短期滞在数次ビザの発給を開始しました。
- 短期滞在数次ビザが発給されることになりましたが、滞在期間は、原則15日（申請内容に応じて審査の結果、最大90日）で、有効期間は最大3年となっています。

《課題》

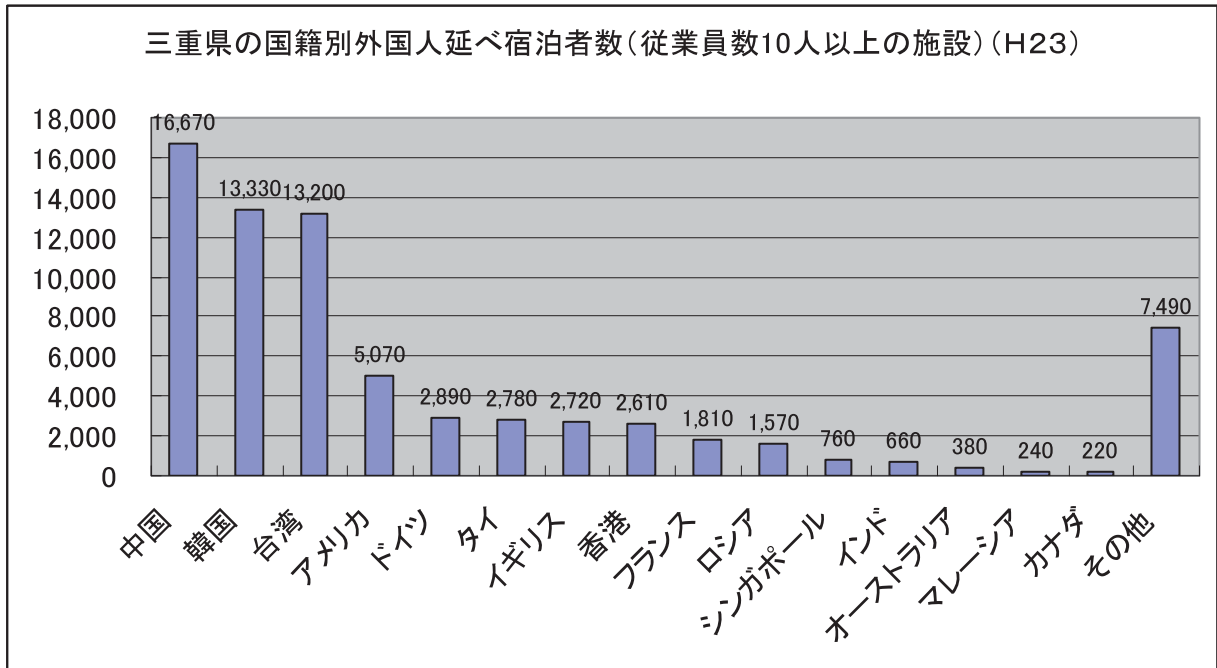
- ① 短期滞在数次ビザは、経済的な要件などがある上、申請には各種書類の提出などが必要で、複雑な手続きを伴う査証の取得が必要であることには変わりありません。
- ② この制度の導入により、タイから日本への観光客の増加など、日・タイ間の交流の発展が期待されていますが、今後のさらなる交流促進のためには、査証発給要件の緩和（滞在期間・有効期間の長期化等）、査証申請手続きの簡素化が必要です。さらには、査証免除措置の検討が必要と考えます。

県担当課名 国際戦略課

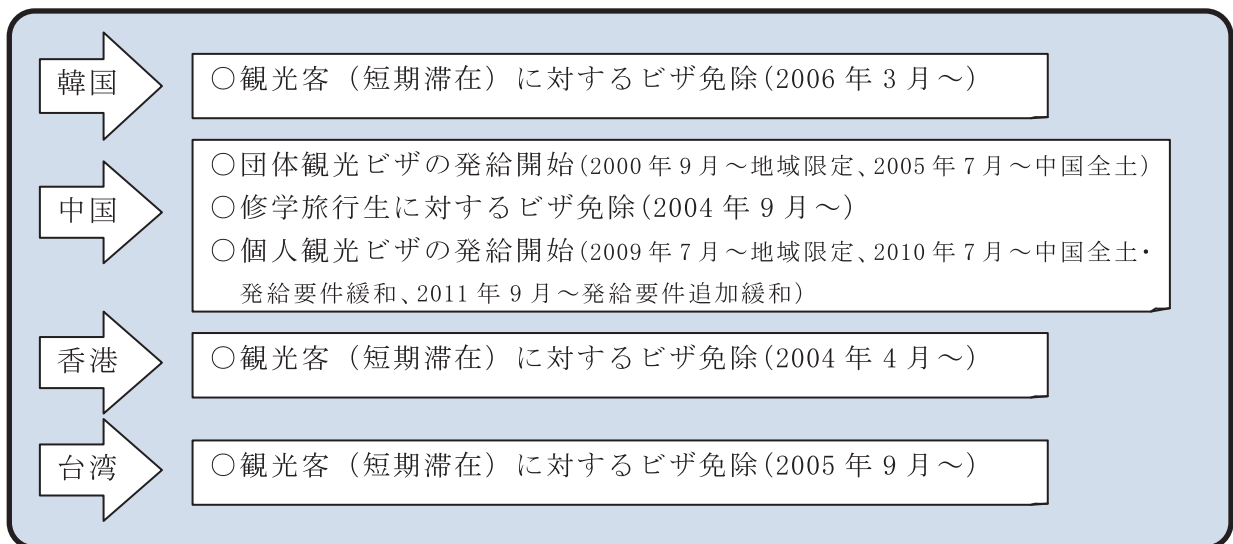
関係法令等 出入国管理及び難民認定法



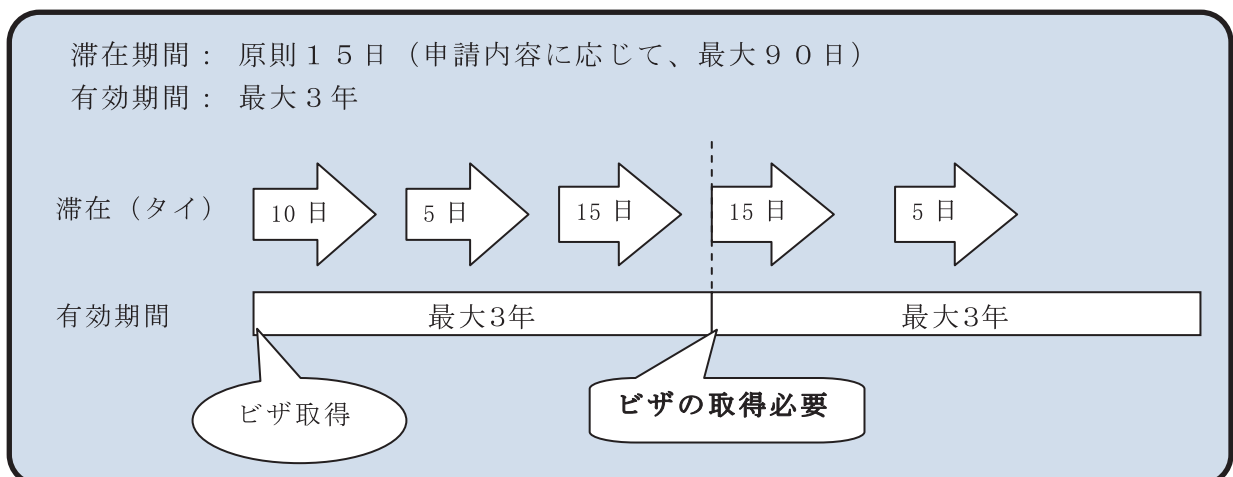
〈外国人延べ宿泊者数〉



〈アジア各国の訪日観光ビザ見直しの経緯〉



〈タイのビザ発給〉



## 36 都道府県医療費適正化計画の策定義務の廃止

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

医療に要する費用の適正化を推進する計画として掲げられる目標及び取組は、健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画等の計画でカバーできるため、「都道府県医療費適正化計画」の策定義務を廃止すること。

【現状と課題】

### 《現状》

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療に要する費用の適正化を総合的かつ計画的に推進するため、「医療費適正化基本方針」を定め、都道府県は、この「医療費適正化基本方針」に即して、5年ごとに、「都道府県医療費適正化計画」を定めるものとされています。
- 同法により「都道府県医療費適正化計画」においては、「計画期間における医療に要する費用の見通し」が必須的記載事項とされており、また、次期医療費適正化基本方針においては、概ね以下の事項が任意的記載事項とされています。
  - ・ 特定健康診査の実施率に関する数値目標
  - ・ 特定保健指導の実施率に関する数値目標
  - ・ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標
  - ・ たばこ対策に関する目標
  - ・ 医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮に関する目標
  - ・ 後発医薬品の使用促進に関する目標

### 《課題》

都道府県医療費適正化計画については、以下の理由により、各都道府県に策定を義務付ける必要性が低いと考えます。

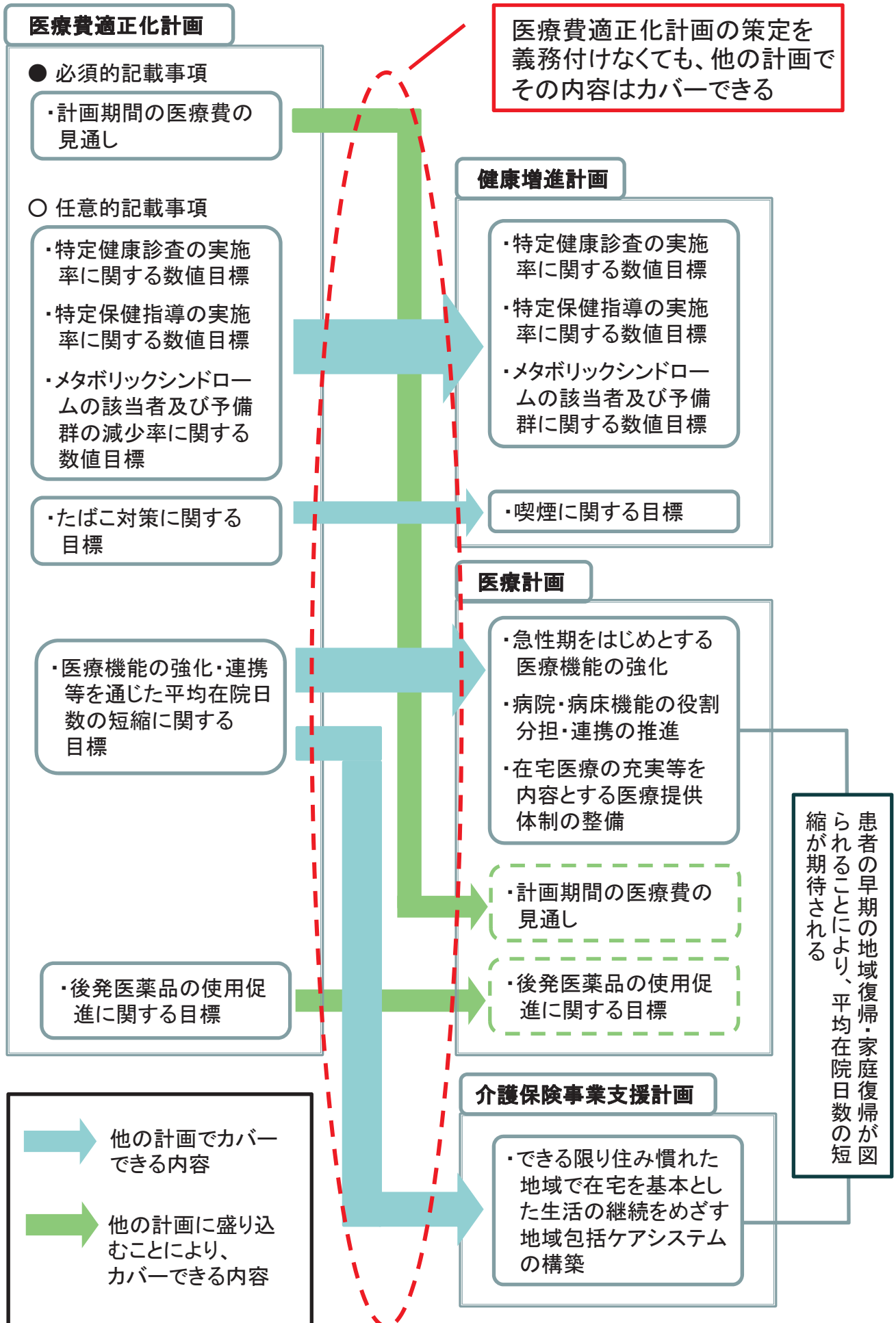
- ・ 「都道府県医療費適正化計画」においては、計画期間の医療費の見通しに関する事項のみが必須的記載事項とされているが、この事項については、医療計画等に記載することで対処することができること。
- ・ 「計画期間の医療費の見通し」に関し、その基礎となる医療費に係るデータについて、厚生労働省から提供されるデータやツールを用いて算出していること。
- ・ 任意的記載事項である特定健康診査の実施率に関する数値目標等は、都道府県の健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画等でカバーできるものであり、改めて目標とする必要性が低いこと。

県担当課名 地域福祉国保課

関係法令等 高齢者の医療の確保に関する法律

【資料】

## 都道府県における3計画と医療費適正化計画の関係





## 【海 女】

本県では、今年度から、世界に誇る観光資源である「海女」を、官民が力を合わせて積極的にPRしています。

三重県の鳥羽志摩地域は、日本一多くの海女がいる地域として、古くから海女漁業が盛んに行われ、現在も、全国の海女の約半分にあたる1,000人程の海女が漁に出ています。